

平成24年第1回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月8日(木)	
○町長あいさつ	5
○管理職の紹介	6
○臨時議長の紹介	7
○臨時議長のあいさつ	7
○開会及び開議	8
○議事日程の報告	8
○仮議席の指定	8
○議長の選挙	8
○議長就任のあいさつ	9
○議事日程の追加	10
○議案等の説明のため出席した者の紹介	10
○議席の指定	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○副議長の選挙	11
○副議長就任のあいさつ	12
○常任委員会委員の選任	12
○常任委員会正副委員長の互選	14
○議会運営委員会委員の選任	14
○議会運営委員会正副委員長の互選	15
○皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙	15
○秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙	16
○皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	17
○町政に対する一般質問	18
3番 常山知子 議員	18
1番 小杉修一 議員	23
7番 新井康夫 議員	32
10番 林 豊 議員	38
12番 内海勝男 議員	48
○延会について	57
○次会日程の報告	57
○延 会	57

3月9日（金）

○開 議	6 1
○議事日程の報告	6 1
○町長提出議案の報告及び一括上程	6 1
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	6 1
・議案第1号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	6 3
・議案第2号 皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	6 4
・議案第3号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第4号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第5号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第6号 皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	7 4
・議案第7号 皆野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第8号 皆野町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第9号の説明	7 8
・議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算	
○延会について	8 7
○次会日程の報告	8 7
○延 会	8 7

3月10日（土） ○休 会

3月11日（日） ○休 会

3月12日（月）

○開 議	9 1
○議事日程の報告	9 1
○議案第9号の質疑、討論、採決	9 1
・議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	1 3 2
・議案第10号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計予算	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	1 3 8
・議案第11号 平成24年度皆野町介護保険特別会計予算	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	1 4 3
・議案第12号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算	
○日程の追加	1 4 5
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	1 4 6
・議案第13号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第4号）	
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	1 5 0
・議案第14号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	1 5 2
・議案第15号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	1 5 5
・議案第16号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	1 5 6
・議案第17号 町道路線の変更について	
○会議時間の延長	1 5 8
○同意第1号の説明、質疑、討論、採決	1 5 8
・同意第1号 監査委員の選任について	
○同意第2号の説明、質疑、討論、採決	1 5 9
・同意第2号 公平委員会委員の選任について	
○同意第3号の説明、質疑、討論、採決	1 5 9
・同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○同意第4号の説明、質疑、討論、採決	1 6 0
・同意第4号 教育委員会委員の任命について	
○請願の審査	1 6 2
○請願第1号の上程、委員会付託	1 6 2
・請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書	
○請願第2号の上程、委員会付託	1 6 3
・請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書	
○請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3

・ 請願第 3 号 公的年金切り下げに反対し、拡充する意見書提出を求める請願	
○ 日程の追加	1 6 5
○ 発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
・ 発議第 1 号 年金支給額減額に反対する意見書の提出について	
○ 意見書の審査	1 6 6
○ 意見書第 1 号の上程、報告	1 6 6
・ 意見書第 1 号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の決議について	
○ 議会運営委員会の閉会中の継続調査について	1 6 6
○ 諸般の報告	1 6 7
○ 議決事件の字句及び数字等の整理	1 6 8
○ 閉会について	1 6 8
○ 閉 会	1 6 9

○ 招 集 告 示

皆野町告示第5号

平成24年第1回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月5日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 平成24年3月8日

2 場 所 皆野町役場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	小	杉	修	一	議員	2番	宮	前	司	議員	
3番	常	山	知	子	議員	4番	若	林	光	雄	議員
5番	大	澤	金	作	議員	6番	新	井	達	男	議員
7番	新	井	康	夫	議員	8番	大	野	喜	明	議員
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	林			豊	議員
11番	四	方	田	実	議員	12番	内	海	勝	男	議員

不応招議員（なし）

平成24年第1回皆野町議会定例会 第1日

平成24年3月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

- 1、町長あいさつ
- 1、管理職の紹介
- 1、臨時議長の紹介
- 1、臨時議長のあいさつ
- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議事日程の報告
- 1、仮議席の指定
- 1、議長の選挙
- 1、議長就任のあいさつ
- 1、議事日程の追加
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、議席の指定
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、副議長の選挙
- 1、副議長就任のあいさつ
- 1、常任委員会委員の選任
- 1、常任委員会正副委員長の互選
- 1、議会運営委員会委員の選任
- 1、議会運営委員会正副委員長の互選
- 1、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙
- 1、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 1、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 1、町政に対する一般質問
 - 3番 常 山 知 子 議員
 - 1番 小 杉 修 一 議員
 - 7番 新 井 康 夫 議員
 - 10番 林 豊 議員
 - 12番 内 海 勝 男 議員
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

○事務局長（高橋 修） おはようございます。事務局長の高橋です。並びに書記の黒澤です。

議員各位におかれましては、早朝より本定例会にご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

先般行われました皆野町議会議員一般選挙におきましてご当選されました議員の皆様方に改めてお祝い申し上げます。今後とも、よろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



◎町長あいさつ

○事務局長（高橋 修） ここで、本定例会の開会に当たりまして、町長から議会招集のごあいさつをいただきます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） おはようございます。開会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

この冬は例年になく厳しい寒さが続きましたが、春に三日の晴れなしと言われるように、芽起こしの雨模様の日が多くなりました。

本日ここに平成24年皆野町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る2月12日執行の町議会議員一般選挙におきまして当選されましたこと、心からお喜びとお祝いを申し上げます。後ほど正副議長を初めとする各役職が決定され、新たな議会構成により改選後の議会がスタートいたしますが、議会と執行部におきましては、適度な緊張と厚い信頼関係のもと、あらゆる面の安全・安心のまちづくりに向けて、車の両輪のごとく取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

さて、東日本大震災発生から間もなく1年となります。改めまして、多くの犠牲者のご遺族に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、今なお避難生活を余儀なくされている被災者の方々には心からお見舞いを申し上げます。なお、この1年間に東日本大震災義援金として、多くの方々から温かい心とともに884万円が寄せられましたので、ご報告を申し上げます。

政府国会におきましては、震災の復旧、復興、原発事故対策、瓦れき対策を最優先に取り組んでいるところであります。また、将来の安定したエネルギー政策、円高、デフレ問題などの景気浮揚策、少子高齢化が急速に進む中、消費税増税を含む社会保障と税の一体改革などに与野党議論伯仲といったところであります。

ここで、当町の放射線量の測定結果について申し上げます。毎月2回、町内全小中学校、幼稚園、保育園、ふれあい館広場の9カ所を測定していますが、すべて健康には全く影響ない測定値であります。また、水道水におきましても放射性物質はすべて不検出であり、安全でありました。この測定結果は、町ホームページと広報紙で周知しております。また、測定希望者に対する測定結果も、すべて健康には全く影響ない測定値でありました。

次に、平成24年度の主要施策について申し上げます。新年度におきましては、楽しく子育てができる町、元気で長生きができる町、安全で快適な生活ができる町を行政運営の三本柱として引き続き取り組んでま

います。

まず、子育て支援として、県内でも高レベルの当町の子育て支援策を堅持するとともに、かねてから要望いただいておりますこども医療、ひとり親家庭医療、重度心身障害者医療の福祉3医療の窓口払いの廃止について、医師会、秩父地域1市4町で、平成25年4月1日から実施に向けた協議を開始いたします。

次に、元気で長生き対策の一環として、各種がん検診の受診率の向上に取り組みます。がんの最も有効な対策は早期発見に尽きます。このため、がん検診の受診を促す啓発を強力に施してまいります。また、後期高齢者医療の1人当たり医療費少額の県下1位を継続すべく努力します。

3点目の安全で快適な生活ができるまちづくりであります。主なものは安全・安心のまちづくりの一環として、かねてから計画の防災行政無線の整備に着手します。過日議会にも説明申し上げましたとおり、2年間の継続事業として整備します。特徴としては、屋外放送に加え、携帯電話等にメールで伝達できる方式とし、現代社会の生活と通信システムに整合した方式を採用するものです。

快適な生活と安全な交通基盤の整備としまして、道路改良工事を引き続き取り組んでまいります。特に人家の多い皆野地区において、長年あかすの道的な狭隘道路の拡幅整備を地権者のご協力をいただきながら重点的に推進してまいります。また、町内全域の道路に365日点灯している約900基の防犯灯について、極めて消費電力の少ないLED照明灯に切りかえまして、節電と地球温暖化防止へつなげてまいります。

教育環境の向上として、幼稚園についてもエアコンを整備します。昨年はずべての小中学校にエアコンを整備しましたが、幼稚園につきましても同様に整備するものです。また、この夏休みを中心に皆小体育館の耐震化工事を行います。これですべての学校施設の耐震化が完了いたします。また、皆中のクラブ活動の各部室の整備を進めます。

以上の重点施策を含めた諸政策に対する予算は、一般会計において39億9,885万円であります。国保など3特別会計は23億5,380万円で、予算総額は合わせて63億5,265万円であります。事務事業執行に当たりましては、財政の健全化を念頭にスピード感を持って、最少の経費で最大の効果を上げるべく取り組んでまいります。

本定例会におきましてご審議賜る町長提出議案は21件であります。よろしくご審議をいただき、可決いただきますようお願い申し上げます。初議会開会に先立ちましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



◎管理職の紹介

○事務局長（高橋 修） 次に、執行部より各管理職の紹介について申し入れがありましたので、土屋副町長より職員の紹介をお願いいたします。

副町長。

○副町長（土屋良彦） おはようございます。副町長の土屋良彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は改選後、初議会でございますので、私から、説明のために参与席におります幹部職員等について紹介申し上げます。

教育長の山口喜一郎でございます。

- 教育長（山口喜一郎） 山口です。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 総務課長の大澤康男でございます。
 - 総務課長（大澤康男） 大澤でございます。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 町民生活課長の吉田明夫でございます。
 - 町民生活課長（吉田明夫） 吉田です。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 健康福祉課長の浅見広行でございます。
 - 健康福祉課長（浅見広行） 浅見でございます。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 税務課長の四方田勝吉でございます。
 - 税務課長（四方田勝吉） 四方田でございます。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 産業観光課長の川田稔久でございます。
 - 産業観光課長（川田稔久） 川田です。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 建設課長の小宮健一でございます。
 - 建設課長（小宮健一） 小宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 会計管理者兼ねて会計課長でございます大塚宏でございます。
 - 会計管理者兼会計課長（大塚 宏） 大塚でございます。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 教育次長の吉橋守夫でございます。
 - 教育次長（吉橋守夫） 吉橋でございます。よろしくお願いいたします。
 - 副町長（土屋良彦） 以上が幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。
- 以上で紹介を終わりにいたします。



◎臨時議長の紹介

- 事務局長（高橋 修） これより平成24年第1回皆野町議会定例会が開かれるわけですが、ここで臨時議長をご紹介させていただきます。
- 本定例会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。
- よって、年長の大野喜明議員をご紹介申し上げます。
- 大野喜明議員、直ちに議長席へお願いいたします。
- 〔臨時議長 大野喜明議員議長席に着く〕



◎臨時議長のあいさつ

- 臨時議長（大野喜明議員） おはようございます。ただいまご紹介いただきました大野喜明でございます。
- 地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 臨時議長（大野喜明議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより平成24年第1回皆野町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

- 臨時議長（大野喜明議員） 本日の議事日程をご報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎仮議席の指定

- 臨時議長（大野喜明議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◇

◎議長の選挙

- 臨時議長（大野喜明議員） 日程第2、議長の選挙を行います。
選挙は、投票により行います。
議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 臨時議長（大野喜明議員） ただいまの出席議員は12人です。
お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小杉修一議員、宮前司議員、常山知子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（大野喜明議員） 異議なしと認めます。
よって、立会人に小杉修一議員、宮前司議員、常山知子議員を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

- 臨時議長（大野喜明議員） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 臨時議長（大野喜明議員） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（大野喜明議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○臨時議長（大野喜明議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（大野喜明議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（大野喜明議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 12票

無効投票 0票です。

有効投票中

大澤 径子 議員 7票

林 豊 議員 3票

内海 勝男 議員 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大澤径子議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（大野喜明議員） ただいま議長に当選されました大澤径子議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎議長就任のあいさつ

○臨時議長（大野喜明議員） ただいま議長に当選されました、大澤径子議員に議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔議長 大澤径子議員登壇〕

○議長（大澤径子議員） ただいまは多くの議員の皆様のご推挙をいただき、議長に就任させていただきました。まことにありがとうございます。

議長の責務の重さを考えると身の締まる思いでいっぱいですが、町民の暮らしを守るためには

何ができるかを常に考え、議長として真摯に取り組んでまいり所存でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

皆野町の町民のため、皆野町の将来のために議員各位の皆様のご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願ひ申し上げ、簡単ではございますが、議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長（大野喜明議員） 大澤径子議長、議長席にお着き願ひたいと思います。

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。

大変ご協力ありがとうございました。

〔議長 大澤径子議員議長席に着く〕



◎議事日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

ここで、お手元に配付の平成24年第1回皆野町議会定例会追加議事日程（第1号の追加1）のとおり日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（大澤径子議員） 本定例会の会議に地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため出席を求め、またはその委任を受けて出席された関係者は、参与席の諸君でございます。



◎議席の指定

○議長（大澤径子議員） 日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

本議席は、お手元に配付した議席表により、ただいまご着席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤径子議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において

1 番 小 杉 修 一 議 員

2 番 宮 前 司 議 員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤径子議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期案のとおり、本日から3月14日までの7日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの7日間と決定いたしました。



◎副議長の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人です。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に若林光雄議員、大澤金作議員、新井達男議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に若林光雄議員、大澤金作議員、新井達男議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 1票です。

有効投票中

大野喜明議員 10票

新井達男議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、大野喜明議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいま副議長に当選されました大野喜明議員が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

◇

◎副議長就任のあいさつ

○議長（大澤径子議員） ただいま副議長に当選されました、大野喜明議員に副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 大野喜明議員登壇〕

○副議長（大野喜明議員） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまは議員皆様のご支持をいただき、副議長という要職に就任させていただくことになりました。年こそ重ねておりますが、議会人としてはまだまだということでもあります。議員の皆様、そして参与の皆様の温かいご支援、ご協力をいただき、この任を務めさせていただきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

◇

◎常任委員会委員の選任

○議長（大澤径子議員） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の定数は、皆野町議会委員会条例第2条により、総務教育厚生常任委員会6人、産業建設常任委員会6人と定められております。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することに定められております。

お諮りいたします。この件につきましては、所属委員会の希望をお聞きして、慎重に選考し、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

それでは、用紙を配付いたします。

配付されました用紙に、所属を希望する委員会の番号に丸をつけて議員氏名を記入願います。

〔用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 用紙を取りまとめます。

1番議員より順次提出願います。

〔用紙提出〕

○議長（大澤径子議員） 提出漏れはございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 全員提出と認めます。

選考のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時58分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員の指名をいたします。

努めて希望に沿うよう選考いたしました。すべて希望どおりにはまいりませんので、その点ご了承願います。

それでは、総務教育厚生常任委員会の委員から指名いたします。

常山知子議員 若林光雄議員 大澤金作議員

新井達男議員 大澤径子 四方田 実議員

以上、6人を指名いたします。

次に、産業建設常任委員会委員に

小杉修一議員 宮前 司議員 新井康夫議員

大野喜明議員 林 豊議員 内海勝男議員

以上、6人を指名いたします。

各常任委員会委員の所属につきましては、ただいま指名したとおりご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ常任委員会の委員に選任することに決定いたしました。



◎常任委員会正副委員長の互選

○議長（大澤径子議員） 日程第6、常任委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました各常任委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づき、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時29分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。

総務教育厚生常任委員会委員長 新井達男 議員

総務教育厚生常任委員会副委員長 常山知子 議員

産業建設常任委員会委員長 林 豊 議員

産業建設常任委員会副委員長 小杉修一 議員

以上の方々が委員長、副委員長に互選されましたので、ご報告申し上げます。



◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名いたしましたと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

若林光雄 議員 新井達男 議員 大野喜明 議員

林 豊 議員 四方田 実 議員 内海勝男 議員

以上、6人の方を委員会条例第5条の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の方を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。



◎議会運営委員会正副委員長の互選

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議会運営委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいま選任いたしました議会運営委員会の諸君は、委員会条例第9条第1項並びに第2項の規定に基づき、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時51分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が報告されましたので、その結果を報告いたします。委員長、四方田実議員、副委員長、若林光雄議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。



◎皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第9、皆野・長瀬上下水道組合議会議員の選挙を行います。

皆野・長瀬上下水道組合規約第5条第2項の規定により、本議会から4人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆野・長瀬上下水道組合議会議員に大澤金作議員、常山知子議員、宮前司議員、小杉修一議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました大澤金作議員、常山知子議員、宮前司議員、小杉修一議員を皆野・長瀬上下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大澤金作議員、常山知子議員、宮前司議員、小杉修一議員が皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました。

ただいま皆野・長瀬上下水道組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第10、秩父広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

秩父広域市町村圏組合同規約第6条第2項の規定により、本議会から2人の組合議員の選挙をいたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

秩父広域市町村圏組合議会議員に大野喜明議員、四方田実議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました大野喜明議員、四方田実議員を秩父広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました大野喜明議員、四方田実議員が秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま秩父広域市町村圏組合議会議員に当選されました各議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。



◎皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（大澤径子議員） 日程第11、皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

皆野町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が来る4月7日に満了となります。

この選挙は、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙することに定められております。

選挙すべき人数は、委員4名、同補充員4名です。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。被指名人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

皆野町選挙管理委員会委員に、皆野町大字皆野2316番地4、中英二さん、皆野町大字皆野2173番地、金子利子さん、皆野町大字国神348番地、鈴木正文さん、皆野町大字三沢2077番地、横田有正さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中英二さん、金子利子さん、鈴木正文さん、横田有正さんを皆野町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、中英二さん、金子利子さん、鈴木正文さん、横田有正さんが皆野町選挙管理委員会委員に当選されました。

皆野町選挙管理委員会委員の補充員は、補充員の順序を定めて指名することになっております。

補充員に、1番、皆野町大字下日野沢1006番地、高橋征臣さん、2番、皆野町大字金崎175番地、村田

武保さん、3番、皆野町大字皆野1972番地、小林勝さん、4番、皆野町大字金沢148番地、四方田宣行さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高橋征臣さん、村田武保さん、小林勝さん、四方田宣行さんを補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、高橋征臣さん、村田武保さん、小林勝さん、四方田宣行さんが補充員に当選されました。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤径子議員） 日程第12、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告表の通告順序に従って、発言を許可いたします。

質問回数は、同一議題については、一括質疑を入れて3回とします。

なお、質問及び答弁は、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは最初に、3番、常山知子議員の質問を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。通告に従い質問いたします。

1番、放射能から子供、町民を守る対策について、町長と教育長にお尋ねします。東日本大震災から1年がたとうとしています。まだまだ復興と言えない状況にあります。一日も早く被災者の皆さんが自分たちの町で、いつもの生活ができるよう願うばかりです。

また、震災に伴う東京電力福島第一原発事故によりチェルノブイリの原発事故を超える放射性物質が放出され、その結果、東北から関東地方、広い地域が放射能に汚染されました。秩父地方も例外ではありません。私たちはこれから長期間にわたって放射能汚染が心配される中で生活を余儀なくされることとなりました。このような中で、皆野町も放射能測定器を購入し、公共施設はもちろん町民が希望する場所も測定するという、町民の安全を守るために積極的に働いていることに感謝いたします。次の2点について質問いたします。

1番は、空気中の放射線測定においてホットスポットが見つかった場合、除染すると発表していますが、町として除染の基準を明らかにしてください。

2番目は、県内でも前日に給食の食材を測定している自治体がふえています。皆野町においても食品の放射能測定器を給食センターに設置し、給食の食材を測定し、子供たちの安全を守る考えはありますか。

次に移ります。2番目のこども医療費の窓口払い解消について、町長にお尋ねします。こども医療費無料化については、皆野町でも中学卒業まで実現し、子育て支援の大きな一歩となりました。日本共産党の皆野町委員会が行った住民アンケートにも、子育て支援で皆野町は頑張っているという声が寄せられています。

さて、先ほどの町長の施政方針あいさつの中で、こども医療費の窓口払い解消について、平成25年4月

実施に向けて協議に入るということをお聞きし、大変よかったと思います。これにつきましては、日本共産党もずっと求めてきたことです。お母さんたちの声が町政に届き、実現に向けて大きく前進したと思います。そこで、1つお聞きしたいことは、突然の町長の発表ですが、どうなってこういう方向になったのか、経過を教えてくださいたいと思います。

3番目は、いつまでも若々しい体力づくりを進めることについて、町長の考えを求めます。皆野町においては、さまざまな健康づくり講座を行い、介護予防のため努力されていることは評価いたします。いろいろな講座に参加できる方々は、まだ行動できる人ですから、予防のためにとてもよいと思います。しかし、そうした教室に行くにも大変、1人では行けない。足や腰が痛くて外出の回数も減った。外出を控えている。そういう人もたくさんいます。そうした人こそ、家でもどこでも簡単に体を動かし、筋力の低下を抑え、寝たきりにならない介護予防が必要です。町の取り組みを聞かせてください。

以上、4点について質問いたします。以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 3番、常山知子議員さんからご質問のありました1項目めの放射能から子供、町民を守る対策についての1番目、町としての除染基準等についてお答えいたします。

町では、平成24年1月25日に町有施設等における放射線量測定除染の対応方針を策定しました。対応方針の目的ですが、町民が安心、安全に暮らせるため学校施設等の放射線量の測定を行うとともに、一定以上の測定値が検出された場合には除染を行い、放射線量を低減させ、町民等の健康を守ることを目的としております。対象は、町立小中学校、町立幼稚園、ふれあい広場、民間保育園であります。期間は当分の間としてございます。

除染の要否の判断の目安であります。国が平成23年10月21日に公表した、当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針による周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い数値、これは地上高100センチでございますが、これを参考としておりますが、町では毎時0.23マイクロシーベルト以上、地上高1センチを目安としてございます。測定の方法であります。町放射線量測定方針に基づき測定しております。

除染方法であります。原子力対策本部が平成23年8月26日公表した市町村による除染実施ガイドラインに基づき除染対応を行います。具体的には放射線量が地表から1センチの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上。ただし、高線量予測箇所につきましては、地表から1センチの高さで毎時1マイクロシーベルト以上の箇所があった場合は、各施設の所管課または施設管理者が除染の要否を決定し、除染が必要と判断した場合には次のとおり実施を行います。除染の方法ですが、側溝の清掃、雨どいの清掃、落ち葉の清掃、壁の洗浄、表土のはぎ取り、芝生のはぎ取りなどを実施します。土壌の処理方法ですが、敷地内で埋設するための穴を掘り、中に、はぎ取った土を入れ、30センチ以上の覆土を実施します。廃棄物の処理ですが、土壌以外の草木、落ち葉、汚泥等の処理は国の基準に基づき、各施設の所管課、または施設管理者が対応します。除染を実施した後、放射線量を測定し、除染を実施した場合には、町長及び施設管理者へその旨を報告いたします。除染を行う場合には、各施設の所管課、施設管理者が速やかに測定結果とともに除染結果について記者発表を行う予定でございます。なお、私有地については個人で対応していただきます。ただし、除染に関する相談等は随時対応してまいります。なお、県有施設においては管轄する県担当課が対応することになっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 3番、常山知子議員さんの給食食材中の放射能物質の測定に関しての質問にお答えいたします。

現在、町としては、食品の放射線測定器を購入の予定はありません。しかし、給食食材の放射性物質の測定は実施したいと考えております。方法としましては、この後の新年度予算のご承認をいただければ、月2回、民間の検査機関に依頼して測定し、測定値をお知らせしたいと考えております。

また、別に給食食材の産地のお知らせを3月から行うことができました。食の安全・安心財団が行った食と放射能にかかわる消費者の意識調査を目にしてからです。アンケートの結果は、農産物を購入するときに気をつけているのは、検査結果ではなく産地を気にするという人が77%、さらに自主検査を判断の目安にする人は5%、ホームページで検査数値を確認する人は4%と、実際の検査結果を確かめる人はごくわずかだそうです。このようなことから考えて、給食食材の産地のお知らせをすることにいたしました。

なお、学校給食食材の放射性物質測定機器を埼玉県で5台購入し、県内各地に設置することになっております。秩父地域では横瀬町に設置になる予定ですので、この機器も利用できるようになるはずですが、我々大人が将来を担う子供たちのための安全、安心を願うのは当然であります。安全と安心は両者が関係あるが、別のものとされています。安全とは具体的な危険物が物理的に排除されている状態であり、安心とは心配、不安がない、主体的、主観的な心の状態と言われております。

戦前の物理学者寺田寅彦は、物を怖がらな過ぎたり、怖がり過ぎたりするのは易しいが、正當にこだわることはなかなか難しいと言っています。リスクに対して必要以上に怖がると社会的混乱が起きまじし、かといって余りに軽視し過ぎると危険が及ぶことがあります。ちょうどころ合いのいい感情をどんなリスクに対しても抱くのは難しいことです。ですから、大事なものは、まずリスクの正体を知ることではないかと思っております。いずれにいたしましても、今後も注意深く情報を収集しながら、状況が変わりましたら新たに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんから通告をいただきました質問のうち、2項目めのこども医療費窓口払いの解消について、3項目めのいつまでも若々しい体力づくりを進めることについてご答弁を申し上げます。

まず、2項目めのこども医療費窓口払いの解消とその経過についてのご質問でございますが、お答え申し上げます。本議会冒頭の町長のあいさつにおける施政方針のとおり、こども医療費窓口払いの解消については、平成25年4月からの実施に向けて、郡内各市町、秩父都市医師会、歯科医師会、薬剤師会、また医師会に加入をしていない医療機関及び診療報酬支払基金等の関係諸機関との具体的な協議を進めてまいります。なお、この実施に当たっては条例改正等の手続も必要でございますので、この後、しかるべき議会においてご審議をいただく予定でございます。

経過といたしましては、現下の不況、あるいは町長の掲げております子育て支援、そういった面からの事務レベルでの協議を進める中で、一つには、郡内の各市町が中学卒業までを補助の対象といたしまして

足並みがそろいました。これらを踏まえて医師会等と協議をする中で、できれば郡市内共同して足並みをそろえて実施に向けて検討してもらいたいというような協議もありまして、現段階での状況になった次第でございます。

続きまして、3項目めの、いつまでも若々しい体力づくりを進めることについてお答えをいたします。今、町では、元気で長生きできるまちづくりを施策の基本的な柱として事業展開を図っているところであります。まず、それに沿って、特に中高年の方に対する健康づくり、介護予防事業の現状についてお答えいたします。

介護予防事業としては、総合センターを会場にして、らくらく健康塾を年3コース実施をしております。これは24年度は1次予防事業として3コース、2次予防事業として3コース計画をしております。次に、高齢者水中ウォーキング事業でございますが、年3コース実施をしております。これにつきましても、24年度は対象者をリハビリ目的とした少人数のコースも新たに実施をする予定でございます。

次に、介護予防事業としての位置づけではございませんが、いきいきサポーターによります各地区での出前講座や、シルバー人材センターで委託実施をしておりますふれあい広場なども健康運動などの取り組みも組み入れていただきまして実施をしております。

次に、22年度に総合センターを起点といたしました健康ウォーキングロード、荒川を眺める道コース、23年度事業としまして、み～な子ども公園を起点としまして秩父連山を眺めるコースを今整備中でありまして、これは引き続き24年度もコースを選定いたしまして、健康運動の基本でございますウォーキングの普及をより一層図ってまいりたいと考えております。

ご質問にございました、いつでもどこでも簡単にできる健康体操などの普及でございますが、なかなか新たな取り組みは難しいわけではございますが、研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 再質問をさせていただきます。

まず、1番の除染についてなのですが、いろいろと細かく報告していただいて大体わかったのですが、ぜひ公共施設の除染などについては町でも責任を持ってやっていただきたい。特に、この間、私も経験しているのですが、雨どいの下が高いようです。それは皆さんもわかっていらっしゃると思うのですが、そういうところは高いのが当たり前だからと判断するのではなくて、実際はかっていただいて、基準を超えるようでしたら除染してください。

それから、あと個人のところについては除染の対応はないというお答えだったと思うのですが、ぜひこの対応を考えていただきたいのですが、もう一度答弁してもらっていいですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 3番、常山議員さんの再質問でございますが、個人のお宅の除染につきましては、基本的個人でやっていただくことになってございます。先ほど申したとおり、対応方針につきましてはどのような形でも町で相談に乗りますので、対応は個人という形でご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） それについてのあれなのですが、町の人からこんな話を聞いたのです。孫たちが時々遊びに来る。そういうときに安心できる環境をつくっておきたい。自分で除染するほかにない

のだろうけれども、直径数十センチ以内の小さなホットスポットでも、この土の天地返しをするのは、特に高齢者の場合、容易ではない作業である、そういうふうには言っていただければいいのです。だから、町として、もうちょっと個人のところも要望があった場合は対応していただけたらと思います。今のは要望です。

それと、もう一つの要望なのですが、美の山の放射線測定に関してなのですが、有志の方がはかった美の山の山頂にある建物、その雨どいの下は地上1センチのところでも0.6マイクロシーベルトという高い数値が出ているのです。もちろん美の山は埼玉県管轄でもあります、皆野町にある山なのです。これから花のシーズンになれば、美の山を訪れる人もたくさんいらっしゃると思います。子供たちはどんなところでも、雨どいの下だって、どんなところでも遊ぶと思うのです。町民の皆さんや観光客の人たちが安心して楽しんでもらえるように、町としても放射線測定と、数値が高いところは除染を要望しておきます。

次に、続いてよろしいですか。

○議長（大澤径子議員） はい。

○3番（常山知子議員） 次に、再質問で、食品の放射能測定について、教育長から昨年の12月議会で高橋富美子さんの質問の答弁からは一歩前進したかなと考えております。でも、やはり基本的には、前日に、次の日に使う献立の食材を毎日検査していただくのがベストだと思います。その点については、教育長どう思いますか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 確かに理想的には前日に検査するのが理想だと思いますけれども、現実、ちょっと前の日の納入というのは無理で、今、食品が全部朝入っています。朝のうちに検査をして、そして調理に入るわけですので、今のところ前日というのはまだできていないところなのです。確かにやっていただければいいとは思ってはおります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 先ほどの教育長の答弁の中にも、事情が変わったら考えていくということもありましたので、ぜひその点、検討していただきたいと思います。

放射能については以上ですが、次に子ども医療費のことについては、ぜひ皆野町でも秩父郡市と一緒にやってこれからの取り組みを進めていただきたいと思います。大変よかったです。

それから、3番目の介護、先ほどの、いつまでも若々しい体力づくりを進めることについてということでは、介護に関して皆野町が行ったアンケートで、対象は65歳以上の要介護を受けていない人、その中の調査で、前の年と比べ外出の回数が減ったと答えた人が30%弱、外出を控えている人が21%。なぜ外出を控えているのかというと、足や腰の痛みなのです。そう答えた人が61%にも上っています。介護予防というのは、やはりこういう人たちにこそ目を向ける必要が私はあると思います。痛い足や腰をさすりながら、それでも春になって暖かくなると畑に出て草むしりをしている人とか、町場の人なんかひきこもりになってしまう、そういう人もいらっしゃいます。ぜひそうした人にこそ、体を動かして筋力の低下を抑えて、寝たきりにならないように、ぜひ町としてもきめ細かい取り組み。例えば各家庭に、いつでも、どこでも、家の中でもできるような体操のやり方を配布してもらって、こんなことができるよって、それこそいきいきサポーターさんが100人もいらっしゃるわけですね。それとか、保健師さんの家庭訪問のときにぜひ体操の指導なんかをやって、本当に寝たきりにならない、少しでも自分の足で歩いて、トイレに行ったり、食事の用意ができた、そういう人たち、元気で長生きできるように、町としてもきめ細かい対応をぜひ

お願いしたいと思います。答弁、済みません、一言お願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山知子議員のおっしゃるとおりでございまして、町としては、あらゆる機会を通じて、そういった場所、それからやり方等を普及してまいりたいと思います。ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） では、最後ですけれども、何度も言うようにすけれども、本当にらくらく健康塾とか、そういうところに来れる人はまだ元気なのです、自分で車を運転したり出かけられるということで、そうではなくて、そういうところに行くのは、何とかなのかな、もったいないと言う人もいるのです。それだったら草むしりやっていたほうがいいのか、本当にそうなのです。そうではなくて、やっぱりそういうのは啓蒙活動というか、ぜひ日ごろから運動して行ってほしい、そういうことを町の中に、みんなの中に雰囲気としてつくっていただきたい。ぜひそういうことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤径子議員） 次に、1番、小杉修一議員の質問を許します。

1番、小杉修一議員。

〔1番 小杉修一議員登壇〕

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉修一であります。通告により質問させていただきます。

日ごろ町長は、住んでよし、訪れてよしのまちづくりということを言われているようですが、今日、この皆野町に住んで生活をしている町民が不安を抱いている状況が何かとありますので、その観点からご質問いたします。

まず、質問の項目1、戦場の秩父消防署北分署から緊急自動車が荒川を越える地区に急行する主経路とその整備状況及び出動時の近隣の騒音対策についてお尋ねいたします。本来消防署の設置は主要道路とあわせて検討されるべきであり、町として広域の会議を主導し、その点は十分に検討されたのでしょうか。いずれにしても、皆野、長瀬をカバーするために、間もなく戦場に完成する秩父消防署北分署は、皆野町民にとっても、まさに防災、救命の重要な拠点となるものであります。そして、その主な任務は、緊急出動して1秒でも早く現場に到着することであると思われま。

では、1点目、当戦場から荒川を越える国神、日野沢、金沢方面、2点目、同じく大淵、野巻方面には緊急自動車がどの道を経由して急行いたしますか。荒川を越えるまでの主要な道と、またそれが町道なら

ば整備拡幅の必要性、見通しをあわせて教えていただきたいと思います。

また、3点目、緊急出動の際、戦場地区には騒音の軽減がいかに図られるのかどうか、お聞かせください。

続きまして、質問の項目2、町発注工事の入札の状況についてお尋ねいたします。その1点目、昨年中に実施された町道三沢80号線にある通称中柿橋の架けかえ工事の入札は大変不調だったと聞いていますが、その計画と入札の状況及びその対応、そして現在までの経過を率直にお聞かせください。

2点目、町発注工事の入札に町外の業者を大分参加させているようですが、例えば皆野中学校の外構工事のように町外の業者に仕事が行くことにより、我が皆野町の業者の仕事が減り、町の景気にマイナスの影響が懸念されますが、これについてのお考えをお聞かせください。

そして、質問の項目3、少子高齢化及び過疎化対策についてお尋ねします。1点目、皆野町においては少子高齢化が大変急速に進んでいる状況にあります。これに対する基本的な対策をどう講じるのか、お聞かせください。

2点目、若い人が町を離れ、高齢の方が寂しそうに暮らしておられるのが町のあちこちでたくさん見受けられますが、こうした過疎化に対する考え及び対策をお聞かせください。

最後に、質問の項目4、町営住宅のバリアフリー対策についてお尋ねします。要旨、町営住宅に高齢の方がたくさん暮らしておられますが、町営住宅におけるバリアフリー対策について、その点の現状と方針をお聞かせください。

以上、4項目8点について、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時13分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

〔副町長 土屋良彦登壇〕

○副町長（土屋良彦） 1番、小杉修一議員さんの一般質問通告書に基づきましてお答えいたします。小杉議員さんからは、大変多岐に、また幅広いご質問をいただきました。順次お答えします。

1番目の秩父消防署北分署に関するご質問についてお答え申し上げます。まず、北分署の設置場所の選定について申し上げます。皆野戦場地内の北分署は、秩父広域市町村圏組合の再編計画によりまして、現在の皆野分署と長瀬分署を廃止し、1カ所に統合したものであります。このような再編計画によるものでありますので、皆野、長瀬両町でよく協議し、北分署の管轄区域である皆野町、長瀬町に極端に偏らない位置としたものであります。また、この北分署の出動区域は、皆野町、長瀬町全域のほかに、秩父市大田地区、下蒔田地区、黒谷地区であります。このような出動区域でありますので、皆野寄居バイパス戦場インターに近いこの地は、極めて有意な場所でもあります。また、比企、大里方面への医療機関へのアクセスも大変よい位置にあります。

次に、緊急自動車が荒川を越える地域に急行する主な経路とその整備事業及び出動時の近隣の騒音につ

いてのご質問にお答えします。秩父消防署北分署の業務に関するものにつきましては、秩父広域市町村圏組合の管轄にありますので、可能な範囲でお答え申し上げます。

緊急車両の運行は、より早く、より安全に、より確実にを基本としてルートを設定しますので、目的地に最短距離の国道、県道及び町道を経由していくことになります。緊急車両の通行経路は、事案が発生しましたら、消防本部指令室からの指令書に基づきまして、消防署員において発生した事案により道路事情等の確に判断して対応するものであります。

お尋ねの町内の荒川左岸地域への基本的な出動経路でございますが、国神、金沢、日野沢方面は、国道140号三沢入り口交差点を直進し、皆野病院前、栗谷瀬橋から国神地区、そして根古屋橋から金沢、日野沢地区へと至ります。大淵、野巻方面は、皆野寄居バイパス美の山トンネルをくぐり、新皆野橋、郷平橋から大淵、野巻へ至ると。また、金崎方面につきましては、国道140号三沢交差点を右折し、親鼻橋から金崎地区。金沢の出牛方面につきましては、下田野の県道長瀬玉淀線から長瀬井戸、高砂橋を渡りまして、県道前橋長瀬線出牛峠から出牛地域へと。以上のルートが北分署からの緊急車両の基本的な運行経路となります。

次に、運行経路となる町道等の道路改良のお尋ねでございますが、ここ数年、町内各所で道路改良計画を進めていますが、現在、比較的大きなものとしましては、通称尾坂国神1号線の金崎地内、急カーブと狭隘区間の拡幅工事を行っております。また、皆野地区におきましても、長年あかすの道となっております道路拡幅を各所で継続して行っております。また、山間地域におきましては、主に辺地総合計画によりまして計画地区に整備を進めております。これは、緊急車両の通行確保も含めました安全で快適な生活ができるまちづくりの一環として重点的に取り組んでいるもので、今後も継続して取り組んでまいります。

次に、緊急車両の出動時のサイレンについて申し上げます。緊急車両たる要件は、道路交通法の規定によりまして、サイレンと赤色灯が同時に作動していることが義務づけられております。これにより走行のスピード、交差点内、渋滞時の優先走行が可能となるものであります。北分署から緊急車両の出動におきましては、法規制により吹鳴することになりますが、県道に出たから吹鳴するなど、近隣に配慮をいただいております。

2番目の町発注工事の入札についての質問にお答えします。1点目の町道三沢80号線中柿橋修理工事のお尋ねでございますが、町内4業者を指名し、入札に付しました。最終的には4社が入札を辞退しまして、入札が執行できなかったものでございます。詳しくは担当課長から説明申し上げます。

2点目の入札に町外業者が多く参加しているが、町内業者にすべきではとのご質問でございますが、小杉議員さんのお考えも一理あるものと私も思います。

23年度の町の入札状況を申し上げます。入札に付しました土木建築業務委託、管、電気工事、合わせまして55件でありました。その中で多くを占めます土木工事につきまして申し上げますと、36件を入札により発注してございます。そのうち、秩父市、長瀬町の業者が入った入札は11本でありました。その中で、町外業者が落札に至ったものは2本であります。町内業者が95%落札しているという状況でございます。結果的に発注工事の大部分を町内業者が落札、受注しているという内容でございます。なお、町内業者におきましても、近隣の市町村から入札指名を受けているところでございます。

小杉議員さんにおかれましては、1級建築士ということで、数々の入札に携わってきたものと思いますので、すべてご承知と思いますが、入札につきましては地方自治法の規定により、契約方法として、発注工事の内容によりまして、大きく一般競争入札、指名競争入札、随意契約に分かれます。町におきまして

は、その多くは指名競争入札により入札に付しております。業者指名に当たっては、皆野町に入札参加資格者として登録している町内外の1,931社の中から指名委員会において発注工事の内容によりまして、技術力、工事の実績、経営内容、営業意欲、社員の数等、品質の高い工事の執行能力を総合的に判断し、指名することになります。町の事務事業はすべて皆様方の税金でありますので、最少の経費で最大の効果を上げる責務がありますので、入札には適正な競争性、公平性、透明性が求められますので、ご理解をお願いいたします。

3番目の少子高齢化、過疎化対策についてお答え申し上げます。小杉議員のご質問の少子高齢化及び過疎化対策は極めて重要であり、全国の多くの市町村が抱える大きな課題でもございます。特に山間地域におきましては、限界集落などと例えられ、深刻な状況にあります。今、国では、社会保障と税の一体改革に向けて、与野党議論白熱であります。超高齢化が進む中、年金、医療、福祉への対応、それらを賄う安定した財源の確保であり、まさに少子高齢化社会への対策でございます。当町の少子高齢化対策でございますが、楽しく子育てができる町、元気で長生きができる町を重点施策に掲げまして、積極的に取り組んでおるところでございます。

少子化対策でございますが、子育て支援としまして取り組みましたものとして、他町村に先駆けまして、こども医療費の無料化を中学まで拡大しました。また、ゼロ歳児に対するおむつとミルクの無料配布をしまして、大変喜ばれております。これは他市町村では例のないものでございます。保育園の補助、学童保育所の増設を図り、待機児童は現在皆無、ゼロでございます。また、育児に対する支援として、保護者が精神的にも安心して育児ができますよう、きらきらクラブという名称の集まりを持って、安心して楽しく子育てができるよう支援をしております。

当町の出生数を見ますと、平成18年は年間63人でありました。その後、平成19年は80人、20年は79人、21年は89人、22年は74人、23年は、ことしでございますが、84人であります。ここ5年間は、ほぼ80人前後で推移しております。引き続き、少子化対策として子育て支援の充実を図ってまいります。

高齢化対策でございますが、元気で長生き対策といたしまして、レベルの高い健診内容の無料の住民健診を継続して行っております。特にがん検診について受診率の向上について力を入れてまいり考えてございます。

また、介護予防事業としまして、長生荘、温水プール、公民館、各地域の集会施設を利用しまして、寝たきり防止対策や医療費抑制に取り組んでおります。また、健康と生きがい対策の一環として、長生クラブへの補助、シルバー人材センターへの支援を行っております。

このような元気で長生き対策が実を結び、一人一人の健康管理への取り組みによりまして、当町では後期高齢者医療費1人当たりの医療費が県下最低額の第1位でございます。間もなく完成します、み～な子ども公園も少子高齢化対策の一つとして位置づけたもので、埼玉県からも認められ、地域創造資金として2,500万円の補助を受け、整備したものでございます。

次に、2点目の過疎対策について申し上げます。この問題は、少子高齢化と同様に大変重要であり、また過疎化と少子高齢化は大変大きく関連してございます。これは、当町に限らず、全国多くの市町村が抱える大きな問題でもございます。過疎対策と申し上げますと、人口増加策や若者定住化策が挙げられます。特に若者の職の確保が重要でありますので、平成20年には企業誘致条例を制定しまして企業誘致を進め、図ってまいりました。当時は幾つか引き合いがありました。誘致には至りませんでした。企業誘致の要件としましては、設備投資が生ずるような好景気等の経済要件、また用地確保や交通条件などの立地要件、

企業が求める人材資源などの人材要件などが挙げられます。最近の経済情勢は、円高、デフレ、大震災、また韓国、中国の攻勢など、日本企業は、かつてない極めて厳しい状況に置かれております。このようなことから企業誘致は大変難しい面がありますが、常時誘致へのアンテナを張り、進出企業の誘致について努力してまいります。

町内の過疎化、高齢化を分析しますと、当町の人口は平成12年の国勢調査では1万2,199人でありました。平成22年では1万882人で、この10年間で1,311人減少しています。さらに、今後10年後は9,400人に減少することが予測されます。また、現在、町の65歳以上の高齢化率は28.2%であります。この中で、日野沢地区は53%、金沢地区が34%、三沢地区が30%であります。山間地域の3地区が高い数値を示しております。これは、先ほどの要因により、少子化とともに若い世代が家を離れたことによるものであります。具体的には、皆野地区あるいは国神地区への町内移転、またなお町外移転、転出も多くありますが、車で1時間以内、もしくは2時間以内に子供など若い世代が住んでいるケースが大部分でございます。なお、ひとり暮らしの方においても、町内外に住んでいる子供さんのところへは同居を希望しない方も少なくありません。このような山間地域の実情を踏まえまして、これからも元気で長生き対策に取り組むとともに、民生委員さん等を通じまして、引き続き福祉的なケアを図ってまいります。

4番目の町営住宅のバリアフリーにつきましては、担当課長からお答え申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんの通告書2項目め、町発注工事の入札状況についてのご質問にお答え申し上げます。

町道三沢80号線、中柿橋かけかえまでの経緯でございますが、平成15年8月に地元の区長より、橋の補修工事の要望がございました。その後も地元消防団、また地区住民から要望を受けまして、補強の工事を検討いたしました。工事には至らなかったということでございます。橋が危険であるという地元からの調査依頼によりまして、平成21年度に建設課にて再調査、また河川管理者でございます秩父県土整備事務所との協議を開始いたしました。その協議内容に基づきまして測量設計を行い、平成22年に測量設計、そして今年度、橋のかけかえというふうになった次第でございます。

次に、工事の入札状況でございますが、平成23年の8月18日に入札の執行をいたしました。ご質問のとおり入札は不調でございます。その理由は、指名業者4社全社の入札辞退ということでございます。全社辞退でございますので、随意契約の方法による場合でも、入札の辞退者は契約の相手方にはなれません。そこで、入札執行者、町長でございますが、地元の建設業者との見積もりによる随意契約というふうなご決定をいただきましたので、平成23年8月30日に見積もりを徴しまして、それに応札をいただきました地元業者と契約をいたしました。町としましても、地元の念願の橋の工事ができましたことに安堵しております。

続きまして、通告書4項目め、町営住宅のバリアフリー対策についてお答え申し上げます。当町におきましては、現在建てかえ等を計画している団地はなく、平成21年度より着手してございます町営住宅の改修計画によりまして修繕を実施しておりますところでございます。バリアフリー対策としましては、リフォームの実施のときに、キッチン、浴室等のバリアフリー化、またトイレ、階段等に手すりを設置するということを実施してございます。また、介護保険の住宅改修等の承認につきましては、積極的に行っております。

す。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 何点か再質問させていただきます。

秩父消防署北分署についてでありますけれど、適切な場所にできたかという疑問なのですけれど、結局、私なんか考えるのは、あくまでも現場に急行する、そこは出発地であるということ。それで、前回3カ月前の23年第4回定例会において、林議員さんが戦場の当所に本来もともと花の公園があったところが消防署に変わったと。地元の方には十分説明されているのですかという趣旨のご質問をしていますが、それに関して、地元は理解していると、そのように書かれているみたいなのですが、最後に町長の答弁ですけれど、町内のある有識者からは、いい場所に消防署北分署を建設することにしましたねとのお話をいただいたというのが最後に締めくくりのような形で載せられているのですけれど、よく有識者という人が事件があると登場いたしまして、原発のときも、多くの有識者があらわれたのですけれど、なかなかうまくいかなかったと。私はまだまだ有識者ではないのですけれど、先ほど土屋副町長にご紹介いただいたように、時の建設大臣から免状をいただいて、建築基準法、都市計画法、消防法に主にのっとり、約30年近く仕事をさせてもらってきました。その経験から言うと、今回、主に皆野、長瀬をカバーする目的であるならば、やはり国道140号、今はバイパスと言わないのかもしれないけれど、あの本線に親鼻橋あたりから上野台のヤオコー、根岸のヤオコーさんあたりのどこか適当なところがあったのではないかなという、有識者ではないけれど、そのような考えを持つところであります。

ちょっと外れるかもしれませんが、有識者という方がこうに、だれが見ても納得してしまうような、よく肩書を持ってあらわれるものでありますけれど、この有識者の人が今後も町長さんのブレーンであるとするならば、次回この方があらわれるときはぜひご紹介いただいて、大いに活躍していただけたらと思います。

今回、早速、あの辺に住む、こういう肩書の人なのだよっておっしゃってもらっても十分ありがたいわけですけれど、いずれにしても、先ほどの答弁の中で、北分署から急行する車が、まず140号のガストがあるところ、親鼻駅前に向かって突っ切る、これ一つ多少不安があると。その下の坂をくぐって踏切がある。踏切を越えると狭いところがある。さらに、親鼻駅前がいまいち見通しがよくないと。こういうのが毎日のように発生するわけです。国神、金沢、日野沢地区、町の重役の方も大勢住んでおられるし、何かあったら急行しなければいけない。明らかに前のこの役場の隣からは遠くなると、そういう状況が見えるのですから、広域と言わず、広域があそこに決めたら、町としてはその道の整備を当然検討されるべきではないかと。私は親鼻に住まわっているものですから、近所の人たちと、ここを毎日通るのかな、そういう不安があるので、よくご理解をいただきたいと思います。

そのほかの、土屋副町長さんからのご答弁は理解いたしました。

そして、建設課長さんのご答弁の中で、ちょっとまたお聞きしたいのですが、中柿橋のかけかえ工事…

○議長（大澤径子議員） 済みません。小杉議員、一問一答形式ですので、今のこの分署のことをまず、今の質問に対して答弁を求めるといってよろしいですか。それとも、答弁は必要ないというあれですか。

○1番（小杉修一議員） 今の私の中で何か教えてもらえることがあれば。

○議長（大澤径子議員） 北分署に関してですね。

町長。

○町長（石木戸道也） 北分署の関係ですけれども、先ほど副町長が答弁を申しあげましたように、皆野分署と長瀬分署を統合させると、こういうこと。いわゆる広域市町村圏組合の行財政改革の一環でもあるわけでございます。その両町で協議をした結果、いわゆる余り偏らないことということから選定をいたしました。そして、西関東道路も、皆さんご案内のとおり、ああして開通をしておるわけでございます。そのようなことからいたしましても、大田地区あるいは下寺尾、あるいは黒谷、こうしたところが守備範囲にもなるというようなことから考えまして、一番私はベターなところに選定ができた、このように思っております。そしてまた、両町でそこでよろしいと。長瀬町からも、そういうことから広域のほうでも、こちらから申し上げてあそこに決定をしたと、こういうことでございます。

なおまた、道路の狭隘箇所の心配でございますけれども、そういうことを心配して、私は積極的に道路改良に取り組んでおります。しかし、道路改良が間に合わないわけでございますから、やはり救急車というのは、赤色灯を回してサイレンを鳴らして、そして安全を図って、1秒でも早く現地に行くと、こういうことでございますので、いわゆる赤色灯あるいはサイレン、これによって通行車両、あるいは通行している方々も、そうした救急車両が通りやすいように協力をしていただいていると、こういうことでありますので、皆さん方のご理解をいただきながら、あるいは地権者のご理解をいただきながら、少しでも道路改良が進められますようにご協力のほどもお願いを申し上げて、答弁にかえさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） もう一点、今の答弁に関しまして、道路改良をぜひあちこちで実施していただきたいわけですが、とりあえず、もうあそこであって、多くの車両が通る、さっきの140号を突っ切るルート、親鼻駅まで行くルート、そこをぜひ積極的にお考えいただきたいということと、その先で黒澤鉄工さんとか消防署がありますけれども、そこで真っすぐ行けば、本来、栗谷瀬橋を早く目指せるのでありますけれども、さすがにそこは曲がって皆野病院の前を通ると。皆野病院の近所の人は、行きで通って、場合によっては、また何分か後に皆野病院に来る車も多くあろうかと思っておりますけれども、そういうことも考えますと、この消防署から皆野病院の裏を通るルートも、いつの日か土地改良ができないものか。栗谷瀬橋が近くなります。それも申し述べさせていただきます。

これはこれで、次へ行っているんですか。

○議長（大澤径子議員） どうぞ。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、中柿橋の入札の件に関してですが、応札の業者がいなかったと。そこまでは諸々の事情があつて、応札する側も予定価格を意識して、あるいはその予定価格で無理してやると、ぐあいが悪いと。もしかしたら安全にかかわるものができてしまうと、なおぐあいが悪いと。そういう観点もあろうかという推測のもとですが、応札がなかったと。そうに考えてしまうのですけれども、その応札の後の対応をちょっとお聞きしたいところがありまして、その業者に対してどのような指導があつたのか、それをよろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の再質問にお答え申し上げます。

応札がなかった原因、予定価格等に問題があつたのではないかと。当町のほうでは、この工事におきましても、県の歩掛け単価に基づいて設計をしております。当町のほうでは、工事の設計内容について不備があつたというふうには思っておりません。応札に応じない原因、これについては、予想をするのは大

変よくないことかと思いますが、確かに各業者さん、それぞれにおきましてそれなりの理由があったということだと思います。

また、応札をしなかった、要は辞退をしたことについて、町のほうから何か指導があったのかということですが、これは入札の開始前の辞退でございます。入札の辞退につきましては、それに対しまして罰則等は一切ないと。要は入札を辞退しても、業者の方には何の不利益もないというふうに決まっておりますので、町のほうも何ら業者さんのほうに対して指導をしたことはございません。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうしますと、その後、随意契約で見積もってもらって、それで契約を結んだということですよね。当初の入札で提示した予定価格と随意契約で結ばれた金額、差額はあったでしょうか。

その1点と、最後の質問となるならば、座る前にもう一点。ちょっと聞いている範囲だと、応札に応じなかった業者は、その後、数回にわたり指名を除外されたとかといううわさがあるのですけれども、あわせてこれの最後の質問にさせてもらいます。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員の再々質問にお答え申し上げます。

特にこういう入札不調の場合に、次にどういうふうなことができるかと申し上げますと、全社の辞退でございますので、再度入札はできないと。通常、指名外による再度の入札か、随意契約に移ると。今回は全社辞退でございますので、先ほど申し上げたように随意契約でやったと。

それで、この再度に契約する場合に、当初の契約の条件、これは変えていい条件もございます。記憶では工期等は変更はいいと。そのほかの条件におきましては、当初の入札の条件を変えることはできないと。今回も当然そのような条件は一切変えてございません。予定価格からすべて同一でございます。

次の質問につきましては、私のほうからはちょっと……。

○議長（大澤径子議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 小杉議員さんの入札辞退者に対する、いわゆるその後のペナルティー的な話だと思うのですが、それが原因ということでペナルティーは一切ございません。

以上です。

〔「まだあるのですか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） まだ時間内ですから、引き続き、違う質問に対しての質問は続けられます。

今、小杉議員が何点かした……。

○1番（小杉修一議員） 今の答弁を求めないで、ちょっと触れて次の質問に移りますけれども、それが原因でなくて、その後の指名から、たまたま指名されなかったという理解でやむを得ないわけですね。そういうことで、ちょっと不可解な面もあるのですけれども、たまたまそうなったと、そうに理解しておきます。

いずれにしても町内業者、なるべく面倒見てもらうという姿勢を希望して、ここは答弁を求めないで、次にバリアフリーに関して。少子高齢化は土屋副町長ので理解しておりますので、子供の子育て支援に関しては、より一層のご努力を期待するものであります。

次、バリアフリー対策について再質問させていただきましても、まず階段の手すりとかトイレの手すりを改修のときにつけるのだと。改修がいつ行われるかというのと、ずっと町営住宅に住んでいた方が出

たとき、初めてその空き部屋は改修されると。私が言いたいのは、ずっと住んでいる人が高齢化してきていると。その人たちの家には手すりがつくチャンスがいつあるのか、そういう考えです。

それで、もともとあの古い建物ですと、バリアフリーの考えが余りなかった時代のものもあるのでしょうか。うけれど、実際、社会が高齢化してお年寄りが多く住まれると。そういう中で皆野町の町営住宅、ちょっとのぞかせてもらおうと、まず玄関の段差に26センチの段差があると。これはなかなか、ちょっと高齢化すると、そこで足をくじく、腰を痛める、そういう高さなのです。通常そこは150以下に抑える。ミリで言いますから、建築。150ミリ、15センチのことです。15センチ以下に抑える。そうすると、26センチの現状にある段差はどこの世帯もなかなか改修されない。今言った改装の機会に恵まれた、そういう改装にあってもまだ手がつけられていない段差が残る。26センチの真ん中、13センチあたりで30センチぐらいの踏み面の踏み板をつけてやる。そんな費用かからないと思うのです。全世帯にぜひできないものかなと。そこも手すりが欲しい。便利ですよ。そこも手すりが欲しい。あと、トイレ、階段。それは当然ですから、改修の機会を待たず、積極的にやっただけないでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんの再質問にお答え申し上げます。

当町の町営住宅の今の改修につきましては、先ほどちょっと申し上げたとおり、現在6団地108戸を管理してございますが、ちょうど約2年ほど前から、特に町営住宅、雨漏りが大変ひどい状況でございまして、まず屋根の改修、外壁の改修、これを今実施してございます。屋根の改修につきましては、もう全団地済みまして、平成24年度、金崎と富沢を予定してございまして、それでまず屋根と外壁が完成をする予定でございまして。その後、雨漏り等を直した後、町営住宅の内部の居宅改修に入るわけでございまして、現在の状況ではどういうときに改修ができるかということになりますと、おっしゃるとおり入退去のとき、これは内部の居宅をリフォームいたしますので。また、大変、中の状態が悪くなり、入居者のほうから申し入れがあって、町のほうの調査によりましてそれが必要ということになりますと、その時点での改修ができるかと思えます。または、先ほど申し上げたとおり介護保険等の住宅改修、これらについては町も積極的にそれを了承しようと。参考まで申し上げますと、昨年度スロープの改修を含めて4件、それらの改修はあったかというふうに記憶してございます。

全団地108もございまして、すべての住宅を同一の時期に改修をするということは、やはり予算上からも無理がございまして、今現在、それを計画的に進めているところでございまして。特にトイレ等につきましては、今現在、下水道のほうに接続をするということも兼ねまして、下大浜団地以外はすべてトイレのほうは洋式に改修が済んでございます。

また、手すり等については、先ほどから申し上げたような改修の機会を町のほうも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、屋根、外壁等が終わりました後のリフォームについても、今後、より計画性を大事にいたしまして、全団地、同じような状況になるように努力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員、持ち時間は残り10分となっておりますので、ご承知ください。

○1番（小杉修一議員） わかりました。

とにかく転居されたところを改修すると、そういう方針であるみたいですがけれども、手すりとかバリア

フリーの部門に関しては、それほど大規模な工事ではないわけですから。先ほどから、町長さん、うなずいておられる。期待します。ですよ。大規模な工事ではないです。期待しますけれど、そういう形で。現実には転居されたところにそういった大規模的な改装が行われる。隣で見ている人がいるのですね、古くから住んでいる人が。こっちはいいなって言うのです。とって、なかなかそれが移れない。だから、このところも一工夫されて、希望があったら移してやれば、また次が手がつけられるとか、そのような雰囲気もあったりするのではないかなという気がしますが、そのようなわけで、ぜひとも積極的にお願いしたいわけであります。

よかったら、町長さんのご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 言われるように、退去したところを今改修しているのですけれども、例えば余りひどい状況であるならば、隣の家に、改修したところに一たん入っていただいて、今入っているところを改修するというような方法も当然できるかと思ひますので、十分検討させていただきたいと思ひます。

〔「どうもありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 次に、7番、新井康夫議員の質問を許します。

7番、新井康夫議員。

〔7番 新井康夫議員登壇〕

○7番（新井康夫議員） 7番、新井康夫です。通告による質問の前に、まず申し上げます。

間もなく東日本大震災から1年を迎えます。多くの人命と財産が失われましたが、改めまして、亡くなった方々のご冥福をお祈りいたします。また、被災した方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それにいたしましても、瓦れきの処理のおくれ、原発事故収束の不透明さなど、国の対応のおくれや、決められない政治の実態が露呈しています。国の政治もメルトダウンしているのではないかと問われても仕方がない状況にあります。早く政治が機能し、国が一丸となって復興と再興が図れるよう願わずにはいられません。

次に、私は、2月12日の町議会一般選挙において当選し、2期目を迎えることとなりました。議員の職務である町民の意見を反映し、行政の監視とチェックを行い、議案を審議し、政策の提案と決定を行う。これらをしっかりと認識し、町民からの議会不要論や議員の質の低下などと言われたいよう、職務を果たしたいと思っております。一方、行政へは、議会軽視をせず、議会への説明、報告をしっかりと行うよう強く要望いたします。

それでは、通告による質問に入ります。質問1といたしまして、まず放射性物質の測定について、4点お聞きします。

当町で購入した測定器がありますが、町民からの要請に基づく測定結果はどのようになっているか。要請件数、測定箇所数、最大値、マイクロシーベルトアワー。

2番目といたしまして、公共施設の測定結果はどのような値を示しているか。

3番目として、測定に対しては、今後どのような計画により行っていかうと考えているのか。

4番目といたしまして、食品中の放射性セシウムの新規基準が4月より適用される、このようになりま

したが、学校給食等、町はどのように取り組もうと考えているのか。

次に、質問2といたしまして、み～な子ども公園と関係事項について、4点お聞きします。

み～な子ども公園は町の中心的公園として期待されていますが、各地域にある小さな公園も有用と考えております。この各地域の公園を整備充実すべきと考えているが、方針はどのように考えているか。

2番目として、事故が起きた場合の補償はどうするのか。これに関しましては改めてお聞きいたします。遊具はP L保険に加入しているかどうか。

4番目といたしまして、み～な子ども公園南側の町民運動公園、これに関しましては、以前から近隣住民より、ほこりの問題が指摘されております。この対策をどう考えるのか。

以上、質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 7番、新井康夫議員さんからのご質問がありました1項目めの放射性物質の測定について、1から3点についてご回答申し上げます。

まず、町民からの要請に基づく測定の結果であります。2月末までに8名の方からの測定の要望がありました。延べ15カ所を測定しまして、毎時0.053から0.110マイクロシーベルトの数値を測定してございます。最も大きい測定値を示した場所でございますが、雨どい下50センチのところでございます。また、別件であります。医療生協皆野支部の方から医療生協の所有している測定器と町が所有している測定器との測定値の差異を確認したいとの要望がありまして、1月27日に町内の4カ所を測定した経緯もございます。

続きまして、公共施設の測定結果であります。1月5日からの測定結果を申し上げます。1月5日、毎時0.066から0.107マイクロシーベルト、1月20日、毎時0.059から0.113マイクロシーベルト、2月3日、毎時0.060から0.106マイクロシーベルト、2月20日、毎時0.062から0.102マイクロシーベルト、3月5日、毎時0.069から0.119マイクロシーベルトの測定結果であります。この測定結果は、最大値でも毎時0.23マイクロシーベルトを下回り、仮にその測定値が24時間365日続いた場合でも、一般公衆の線量限度、これは自然放射線量を除いての数値でございますが、年間1ミリシーベルトを下回る数値で、問題のない測定値を示してございます。

続きまして、どのような計画により測定を行っているのかのお尋ねですが、町有施設等における放射線量測定除染の対応方針、これは各小中学校、幼稚園等の9カ所でございます。また、町放射線量測定方針に基づき、できる限り町民からの要望に応じた測定を実施したいと考えてございます。

いずれにしましても、町民が安心、安全に暮らせるため、町民等の健康を守る面から、測定関係を実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

〔教育長 山口喜一郎登壇〕

○教育長（山口喜一郎） 7番、新井康夫議員さんの放射性セシウムの新基準に関する学校給食等の取り組みに関する質問にお答えいたします。

新井議員さんご指摘のとおり、4月より食品に含まれる放射性物質の基準が厳しくなるようです。原発事故後に設定された暫定基準の5分の1から20分の1となり、乳幼児の基準も新設されるそうです。新基

準は、食品を4区分し、粉ミルクなどの乳幼児食品と牛乳が1キログラム当たり50ベクレル。以前は200ベクレルでした。水道水やペットボトル入りのお茶などの飲料水が1キログラム当たり10ベクレル。これは旧は200ベクレルです。それ以外の一般食品が1キログラム当たり100ベクレルとなるようです。旧は500ベクレルでした。設定に当たっては、食品からの被曝限度を現行の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げ、各年代の平均的摂取量などから食品区分ごとの基準値を算出したそうです。

厚生労働省の諮問に対して、国の放射線防護に関する基準について意見を述べる文部科学省の放射線審議会の答申は、異例の批判的意見書をつけて新基準を了承したそうです。したがって、法案が通れば4月から実施される、このように考えます。ただ、今のところ、文部科学省からも県教育委員会からもこの件についての通知はありません。しかしながら、子供への影響を考えたときには、この基準に従うのは当然であります。

今回の暫定基準は、食品安全委員会が評価し、流通制限が行われ、基準を超える食品は一切出荷できないはずですが、しかし、すべての食品が検査をされているわけではありません。万が一、場合によると汚染の心配もあります。人は生きるために呼吸し、食べて、生活を営みます。食をめぐる問題は生存にとって基本的な問題であり、食は命であるとも表現されています。365日毎日とる食事に安全なものを望むのは当然であります。しかし、社会の極端な安心希求は、かえってデメリットを多くする心配もあると思います。消費者は神経をすり減らし、生産者は流通の不振に苦しめられる可能性もあります。

したがって、今後給食センターといたしましては、出荷制限及び出荷自粛の食材は不使用、使わない。産地の確認と公表、食材の十分な洗浄と加熱処理、放射性物質の検査、このようなことを考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 7番、新井康夫議員さんから通告をいただきました質問のうち、2項目のみ～な子ども公園についてお答えいたします。

み～な子ども公園は最後の仕上げ段階でございまして、ほぼ完成の形が目に見えるところまで進捗しております。新井議員ご指摘のとおり、ここを中心的な公園として利用を図ってまいりますのでございます。これとともに、各地区の比較的小規模の児童遊園地につきましても、今年度、平成23年度に遊具の点検を実施いたしまして、修理可能なものについては修理を実施し、老朽化して修理不可能な危険なものについては撤去を行ったところでございます。さらに、後ほどご審議をいただく平成24年度予算におきまして、撤去分の補充をすべく新しい遊具の設置費用を計上いたしましたので、関係地元との協議を図りながら設置をしてまいりたいと考えております。したがって、中心的なみ～な子ども公園とともに、各地区の遊具も充実を図ってまいります。

次に、事故の対応及び遊具の製造物責任法についてお答えいたします。事故はあってはならないものでございますが、特に遊具の性格上、危険がつきまとうものでございます。この中で瑕疵による町の管理責任が問われ、法律上の損害賠償責任が生じる場合には、全国町村会の総合賠償補償保険に加入しておりますので、それにより対処いたします。また、製造物責任法との関係につきましては、本来遊具につきましても引き渡しの時点で町の管理下になるものでございますが、製造物の欠陥により損害賠償責任が発生したときには製造業者等への製造物責任法が該当いたします。いずれにしても定期的な点検によりまして、事故を未然に防げるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井康夫議員さんからの一般質問通告書のうち、2項目め、み～な子ども公園と関係事項についての2点目、南側に位置する町民運動公園の近隣へのほこり問題等についてお答えいたします。

町民運動公園の建設に当たり、当時も近隣住民の方から、ほこり対策などの要望があったと思われます。このため周辺にヒマラヤスギと低木を植栽し、対策をとってまいりました。最近では、利用団体により美の山側の一部を芝生化しているところもございます。しかし、冬季の乾燥時期など、強風によりほこりが立つのも事実でございます。また、ヒマラヤスギにつきまして枝が伸び過ぎている状況にあるため、平成24年度予算にヒマラヤスギの剪定と芝刈り機の購入につきまして計上いたしてございます。

夜間照明消灯後の虫の関係でございますが、消灯後15分くらいは補助照明と屋外用電気殺虫機による対策をとっている状況でございます。特に、ほこり対策につきましては、貴重なご意見をいただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、放射性物質の測定の問題ですが、これに関しましては、私は昨年6月、SPEEDIが公表されたとき、その中で秩父地区も大分放射性物質が飛散しているなということを思いまして、議会で質問しました。速やかに測定を実施して対処すべきと。これに関しましては共産党の高橋富美子議員も質問し、対策を要望しております。

そのような中で町の回答は、当町においては、当面、県が行う測定評価にゆだねたい、そのような回答でありましたし、ことしはやらない。来年から対応するのであれば、しかるべき対応をとりたいというようなお話でした。私もそのようなことで町民等にお話をしたわけですが、その後、町の考え方も変わり、放射性測定器の購入という形に至りました。これに関しましては、高橋富美子議員等、いろいろ努力されたということで、敬意を表したいと思っておりますが、測定器を購入するというのが予算化の時点で我々にはわかったわけです。そうしますと、議会としては、理解として、来年から測定器を購入して実施すると。ことしは県の測定にゆだねたいという考え方です。突如このような形になりました。これに関しましては、議会にもしっかりと報告あるいは意見を求めるということをお願いしたいと思っております。

そして、私はいたずらに不安をあおるという考え方ではありません。今回、埼玉県の航空機モニタリング、これをすべて全県行いました。そして、0.23マイクロシーベルト、これを超えた地域が、三郷市、吉川市、秩父市、横瀬町、小鹿野町と、このような5地区となりました。そして、重点調査地域、これは三郷と吉川ということになりまして、秩父、横瀬、小鹿野は重点調査地域、これから辞退したということになったわけです。そして、多分辞退の理由というのは、この1市2町、これがちょうど秩父山脈、こちらのほうに面しておりまして、山間地に放射性廃棄物が多く飛散したのではないかとという考え方の中で、住んでいるところも相当山間地にあるというようなことだと私は理解しております。そういう中で、皆野町は幸い、この航空機モニタリング、これでは0.23マイクロシーベルトアワー、これをクリアできたわけですが、もしかしたら、これはミニホットスポット、こういうものが当町にもあるのではないかとということで、測定に関しまして質問いたしました。

報告ですと、すべて基準はクリアされているということになりますが、ミニホットスポット、これをそのままにしておくというわけにもいきませんので、そのようなところが出てきた場合には速やかに対応していただきたいと、そのように思います。

それから、食品の関係ですが、いろいろと新聞等にも載ってございましたけれども、大分、県あるいは市町村でも苦慮していると。そして、平成23年度の国の第3次予算、これでも77台しか購入しないということで、各県に振り分けが大分少なくなってしまうと。そして、先ほどの教育委員会のほうのお話ですと、埼玉県でも測定器を購入するということですが、各学校給食、これをすべてはかるということになりますと、とても数台あるいは10台ぐらいでは対応できないということになります。そして、国の基準が大分厳しくなりました、5ミリシーベルトから1ミリシーベルト、これは年間です。そういうことになりましたので、大分基準は厳しくなっているということになります。

それで、常山議員の質問ですと、独自調査ということにも、調査委託を図って、そこで月2回、これを実施したいということですが、月2回ということになりますと、これは物事を製造するに当たっても、サンプリング調査でも何でも、月2回では、過ぎ去った後、半月かかるわけです。これでは、とてもその後の対応ということができませんので、サンプリング、あるいは月2回の調査というのは、もっともっと回数を多くして、タイムラグを少なくしていくということが必要だと、私はそんなふうに考えております。

次に、み～な子ども公園、これに関しまして質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 新井議員、今の放射性物質に関しての質問は答弁はよろしいわけですね。

○7番（新井康夫議員） 答弁のほうは、特に食品の関係、学校給食、これに関しまして、月2回ということですと、はっきり結果がわかってから十何日間、そのままタイムラグがあるということですから、そこを回数をふやして、より安全性を高めるということにさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） できることなら毎日やりたいとは思いますが、予算の都合もありますし、今のところ、まだ2回、そしてその間を埼玉県の機械のほうを使ってはからせていただく、そんなふうに考えているところです。

いろんなところでいろんな本を読ませていただきますと、1ミリシーベルトを1年間で入れるということは非常に大きな値になる。したがって、本来ですとこの基準を、新しい基準ができたために、汚染されている物質は出回らないはずだというふうに言われています。給食のほうに関しては、特に基本食材やいろんなものについては既に検査をしてありますし、それで大丈夫だということで市場に出回っている、そんなふうに考えています。

ですから、できればそういうふうにやってみたいとは思いますが、今のところ、まだ2回とその間でやる。さらに数回ということ考えています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この学校給食に関しましては、学校給食そのものを拒否している子供たち。これは、逆に言えば、お母さんたちが学校給食は食べさせない、弁当を持たせているというような事例もあるようです。それは、ただ単に数値が心配だからということ、あるいは不安がその上ののっかっているということだとは思いますが、より頻繁にはかって、やはり生徒あるいはお母さん方の心配を払拭する。こ

れも学校としての使命ではないのかなと、そのように思いますので。

私も、これは原発以前の放射線の総量、これは年間でいきますと3.8ミリシーベルト。それで、今求められているのが1ミリシーベルトということですので、大きな心配はないとは思いますが、測定した結果を知らせる。そして、安全であるということをお話させていただく。これが一番大事なことはないのかなと、そのように思いますので、ぜひこれは月2回ということではなく、回数をふやして、安全、安心を高めていただきたいと、そのように要望いたします。

次に、み～な子ども公園、これに関しまして質問させていただきます。み～な子ども公園、いよいよ町の中心的な公園として多くの方々が期待しているわけです。これはこれでよろしいのですが、各地域の小さな公園、これも非常に大事でありまして、お母さんたちがいつも中心的な大きな公園に行くということではなく、近所に行って、子育てをしながら子供の悩みや、あるいは友達づくり、そういうものをする本当に小さな公園が必要であると。これが各地域で充実するということが必要であると、そのように思っております。そのような中で、昨年、ことし、そして来年と、よりこれを整備していくというお話を伺いましたので、これはぜひこのような考え方の中で進めていただきたいと、そのように思います。

それと、先ほどのお話の中で、私は以前要請いたしましたまちなかのウォーキングロード、これもみ～な子ども公園を起点としたロードもつくるというお話を聞きましたので、よりいろんな意味で公園としての価値が上がると、そのように思います。

それから、事故があった場合の補償、これに関しましては全国町村会の保険があるということで、いいと思うのですが、これは適用は、小さな公園、要するに各地区にある公園にも適用されると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 町の管理下にある遊具すべてでございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 町の管理下にあるということは、例えば各地域で要請した遊具、これを町で据えつけていただいたと。これは当然町の管理下ということよろしいのでしょうか。

それと、もう一つ。PL保険、製造物責任保険、これは何かあった場合には、製造の瑕疵があった場合には当然その保険を適用するということですが、今現在、町が購入して設置している遊具に関してはPL保険が適用されているかどうか、そこを確認いたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 各地区の遊具でございますが、町が設置をしておるもの、あるいは地元で調達をしたものがあるかと思っておりますけれども、いずれにしてもそういった色分けでなく、児童遊園地につきましては町のほうで点検をすべて今年度行い、必要なものについては修理を実施しておりますので、基本的に児童遊園地の遊具すべてが管理下にあるという考えを持っております。

それから、製造物責任法との関係でございますが、今回納品をされましたみ～な子ども公園についてはもちろんのこと、各地区の遊具につきましても製造物責任法の規定を受けております。範疇に入っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 今の回答を聞きまして安心しました。地元で以前から設置してあるようなものも、

あわせて保険の対象となると。それから、保険で裁判等になった場合、あるいはその裁判の中で十分支払ができない、そういうものに関しましても、製造物責任法、これにのっとった形で、その瑕疵があるかどうかで、また対応できるということですので、二重の対応ができていますということですので、ぜひ今後も小さな公園、これを大事にしていきたいと、そのように思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） ほこりの問題に関しての再質問はよろしいですか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） あと、町民運動公園のほこり、このことに関しましては教育委員会のほうからお話がありました。私もこれに関しましては提案しておりますので、芝生化を全面的に行うのか。あるいは、外構というか、周辺部だけを芝生にして、内部のところは砂地にすると。ただし、その砂地も風に飛ぶようなものではなく、比重の大きな砂を散布するというようなことで対応できると思いますし、今は安価なアンツーカー的なものもありますので、そのようなものも検討していただきたいというふうに思います。いずれにしても近隣の住民とよく話し合って、住民の意向を踏まえて対応していただきたい。

特に、み～な子ども公園がこれから華々しくオープンする、そういうような中で、その隣にある運動公園、いつもこのほこりに悩まされている人たち。おれたちには光が来ないのかというような思いを持っていると思いますので、そういう方にも、ちょうど今公園がオープンする、このときに手を差し伸べてあげるといのが大事なことはないのかなと、そのように思いますので、ぜひそれを実現していただきたいと、そのように思います。

回答をお願いします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井康夫議員さんの再質問にお答えいたします。

いろいろ質問の中で提言等いただいております。その中で、先ほど答弁させていただきましたが、24年度予算で審議いただいて議決いただけたら実施できるもの、また今後必要な形で進める中でご提言いただいた内容、あるいは防風ネット、多方面から検討いたしまして、その際につきましては、また財政措置等お願いすることもあるかと思いますが、今後、質問の趣旨に沿って進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 以上で質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 次に、10番、林豊議員の質問を許します。

10番、林豊議員。

〔10番 林 豊議員登壇〕

○10番（林 豊議員） 10番、林豊です。通告の質問の前に、二、三、先ほど新井康夫議員の言われたことに関連しまして、執行側に対してお願いをいたしたいということがありますので、申し述べさせていただきます。

今年度のいろいろな施策につきましては、ちょうど約1年前になりますか、今年度の予算が示されたと

きに初めてわかるという、非常に突然の感が多かった施策が多かったものですから、またその後においてもいろいろな事柄について、例えば道路の改良などにしても、周辺関連住民への説明が非常に不足していると言われることが、今回の選挙、実際には投票がなかったわけですけれども、いろいろな住民の声の中から聞こえてきたことが多かったものですから、いろいろな事業に関しての説明責任というものをしっかりと果たしていただきたい。

また、事業についても、議会、例えば先日決まりました金沢小学校の統合の話にしましても、議会でも総務教育厚生常任委員会という所管の委員会があるにもかかわらず、その委員会には一言の話もなく、議案になって初めて、それも数日後の議会には、もうそれが決まってしまうというようなことが現実にあったわけですから、そのようなことのないように。少なくとも所管の委員会には、そういった施策についての説明等が不可欠になるかと思っておりますので、来年度においては、また今年度もまだわずかありますので、施策を行うに当たっては、議会、それから関連住民への説明会。単に、道路をつくるにしても地主だけに話をしただけではだめなのですよ。ということが足りないと、町民のほうから大きな声が来ておりますので、それらを私どもの声とあわせて真摯に聞いていただきまして、今後の事業を進めるに当たっての注意点としていただきたいと思っております。

さて、通告に基づきまして3点質問をいたしますが、その中のまず第1点、第4次振興計画、後期5年間の施策ということが大体まとまっている時期ではありますが、今議会の前には、それに関する、改選期もあったということもありますが、内容についての説明がまだなされていない中でこの質問をするのも何となくちょっと早かったかなという部分もあります。しかし、今年度予算の中にその部分が入っている可能性もありますので、あえて質問をさせていただきたいと思っております。多少多岐にわたる部分があるかと思っておりますが、その辺、細かいことについては、恐らく今後の振興計画の説明をいただける機会があるかと思っておりますので、大まかなところでとりあえずは結構です。それについてのお答えをいただきたいと思っております。

まず、前期の主要施策はどんなもので、どの程度の達成率でできたのか。まず、これは反省点ということになりますかね。また、主要施策にはなかったけれども、こういうものが出てきて、それについてはどうだったか。

2点目として、後期、この約3カ月間ぐらいでいろんな方々と検討されたように聞いておりますが、後期5年間の目玉施策と申しますか、こういうことを一番やっていきたいのだというようなことについて。当然けさのごあいさつの中からも大体想像できる部分もあるのですが、その辺、できるだけ具体的に、改選時期ということもあって、町民の方々も聞きに来ておるところですから、それらの人たちも理解できるような形で、こういうことをやってくれるのだとわかるような形で、できるだけ具体的に言ってもらいたいと思っております。

それから、3つ目なのですが、これは手前みそになりますが、うちの地区に関しての事柄に多くなるかと思うのですが、振興計画は第3次、もう十五、六年前になるわけですが、大変きれいな冊子ができていまして、それを見ますと10の重点施策というのがあったのですが、正直言いまして、この10の重点施策というのは現状では全くありません。全く実現しておりません。ほとんど消えています。それはそれでいいのですが、それらの中で私の居住している地域の中では、皆野駅の周辺整備、それから皆野駅から庁舎まで間に目玉をつくる、何かシンボルとなるものをつくるというような文言が並んでおったわけですが、現実にはそれがそのまま第4次のほうにもほとんど文章として同じような形でのっかりまして、それが一体どうなるのかなというものもありますので、その辺、よく大野議員さんも言われることなのです。

が、いわゆる中心部分の何かこれはという施策が具体的にあるようでしたらば、お答えをいただきたいと思えます。

振興計画といえば格好はいいのですけれども、実際には、先ほど言ったように第3次も、またある意味では第4次の前半についても、去年、いきなりエアコン化であるとか、み～な子ども公園であるとか、恐らく第4次の前半には全くうたっていなかったものがいきなり出てきて、いきなり実現するというようなことも多いです。第3次について言うならば、皆野病院や下田野のグラウンド、これらは全くなかったものができ上がっています。だから、なかったから、できたから、できる、できなかったからということではないのですが、現時点における一つの執行側の強い思いというのを感じられるものもありますし、また町民サイドとしては、今の町が何をしてくれる、何をしようとしているのかというのが、ある程度見えるものですから、それらについてぜひお答えを、また夢のあるお答えがいただければいいかというふうに期待しておりますので、よろしくご答弁のほどお願いいたします。

2点目ですが、子ども公園の町政における意味についてというような事柄で、実は先ほど質問していただいた新井康夫議員の答弁の中、またきょうのいろいろな発言の中から見え隠れしている部分もあるのではありますけれども、実は昨年3月議会の際に、いろんな形で可決ができるのか、できないのかという中で、このみ～な子ども公園の町政における位置というものがきちんと説明されなければ、可決はするけれども、執行はだめだよというような条件づけがされたかというふうに、私、前回、前期お世話になった議員の中では記憶があるかと思うのですが、実際には6月議会の冒頭の1日目、9時から全員協議会の中で、現状あるみ～な子ども公園がこういうものであるよという図面と想像図だけが示されて、それだけで実際に工事が始まってしまったわけです。では、一体全体、これはどういう位置づけなのか。

例えば、私、ちょっと意外だなと思ったのは、昨年においては中心部における大きな公園で、多くの人たちが車で来てもらって、車で来てもらうから駐車場が必要だ。そこで遊んでもらう。そこへお年寄りが来たり、未就学児童の人たちが来たりして触れ合うことができるというふうな位置づけかなというふうに言われていたかと思うのですが、きょうか、また先ほどの答弁の中では、質問の中で、地域にある公園も必要だというようなことがあったからなのかなとも思ったのですが、それを受けまして、いや、実はそういった公園も整備するのだというようなことになってきますと、一体これはどういう位置づけなのかというのが、どうも漠然としてきてしまっていますので、その辺のこのみ～な子ども公園と、それからそれに伴ういろんな公園整備であるとか、そのたぐいのことがあるのであるながら、全体とした町政における全体像というのをもう少しはっきりとさせていただきたいなと思えます。

ほぼ完成した、先ほど健康福祉課長の答弁があるわけですが、また一方で、隣接している運動公園においては教育次長の答弁というように、見ても同じ、隣り合わせというか、隣り合わせだから別々ののだと言われれば、そうなのかなとも思いますが、同じところにある同じような施設に対して、片や教育委員会、片や健康福祉課。つくるに当たっても、み～な子ども公園のいろんな配置であるとか、遊具、それから器具の選定、それらについて全く教育委員会は知らない。こうなりますと余り知恵がわいてこない。ましてや、み～な子ども公園の企画については、議会はもちろん、先ほど小杉議員からも話が出ました、いわゆる有識者の話というの、去年の私の質問の答弁からしますと、何の相談もしていない。健康福祉課の中のスタッフだけで考えてつくったというふうな答弁いただいていますから、そうすると余りにもオープンでない、知恵がわかな過ぎる。現実にはいろんな問題が、今の時点でも二、三見えてきてはいますけれども、それを今さらどうこうしようと言ってもなかなか難しいことですから、ここでは触れま

せんが、こういったことについても、もう少し利用する立場である町民であるとか、それから今までいろんなことで携わってきた教育委員会であるとか、また議会、こういったことでもう少し相談をしてもらってもよかった。これからでも何とかできないこともないですから、もう少し意見を聞いてみたらどうかと思うのですけれども、使用に当たって説明することもできるかと思しますので、それらの意見、各いろんな団体、諸団体のところで聞く気があるのかどうかというのを答弁いただけたらいいかなと思います。

3つ目としまして、金沢小学校の統合が余りにもびっくりするぐらいに早く決まりまして、来年の3月ということですから、あと約1年ということですから。そうしますと、その校舎、去年慌ててエアコンを設置して、多少使ったという話も聞きますが、せっかく入れたエアコンが、余り使わない前に校舎そのものがなくなってしまうというか、校舎そのもの、学校そのものがなくなってしまうというのも寂しい話なのですが、当然この後利用について何か具体策があるのかなという気もしますので、具体的な案があるかどうか。また、住民からの意見を聞く気があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

また、同じような形で、実は最近になりまして、10年来閉校になりました日野沢小学校の木造校舎が閉校直後には危険校舎、裏山の地すべり関係で危険校舎なので、後利用は不可能というような話だったのが、用途によっては何か利用が可能になるというような話が聞こえてきております。具体的に町として何か利用する計画があるのか。また、どのような条件ならば利用ができるのか。わかっているようでしたらお答えをいただきまして、またそれらを町民のいろいろな人たちに流布して、利用を呼びかける気持ちがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

またあわせて、実はこれもつい最近、広域のほうの予算の中で、これも突如としてはっきりしたことなのですが、庁舎の北東側というのですか、いわゆる先ほど来、消防の皆野分署、これがなくなりまして、北分署ということで統合されるのですが、消防の皆野分署の建物が取り壊しになって更地になるということが、広域のほうの予算のほうから、はっきりいたしました。更地化するということですが、この跡地についての利用は現時点で何か計画としてあるのか。また、それについての意見といいますか、何か考えを聞く用意があるのか、それらについてお聞きしておきたいと思っております。

壇上からは以上で、あとは自席のほうで、答弁の後、再質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時08分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 10番、林議員さんの一般質問通告書に基づきまして答弁をいたします。

3番目の金沢小学校、日野沢小学校、消防皆野分署跡地の今後の利用についての質問にお答えいたします。

まず、旧日野沢小学校につきましては、平成14年3月閉校しました。私が町長就任してからも、この活用については検討してまいりました。その間、幾つかの引き合いもありましたが、活用するに至らず、10年

が経過したところであります。ここに来まして、東京在住の医師の方から、医療に関する資料館、また医療関係の交流施設として使用したい旨の申し出がありました。活用内容も医療関係であるという大変よい内容でありますので、有効活用に向けて現在協議中であります。

金沢小学校につきましては、来年4月、国神小学校へ統合しますが、学校施設は大変しっかりしていますので、有効活用に向けて検討してまいります。例えば福祉関係施設のような安定した活用が図られ、雇用等も期待でき、地域にも恩恵があるようなものを望んでいます。金沢小学校の有効活用のための各方面への情報の発信と収集に努めていきたいと考えております。

消防皆野分署廃止に伴う跡地であります。この土地はもともとが役場庁舎敷地の一部に、消防業務が広域化されたため消防皆野分署を建設したものであります。よって、廃止、取り壊しの後は、役場庁舎敷地の一部となります。この敷地に何かの建物を建てるとか、いやしの広場、ミニ公園にするとか、駐車場にするとか、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、役場庁舎の敷地の、いわば一等地とも言えるところでもありますので、庁舎周辺の景観も考慮し、慎重に検討してまいります。

1番の第4次総合振興計画後期の主要施策についてお答えします。後期基本計画策定は、役場内の総合振興計画策定委員会において、前期基本計画の検証を踏まえた後期基本計画の重要施策を、安全、安心をベースにした防災、健康、教育、産業、文化の向上など、すべての分野の主要施策について検討し、策定しました。また、パブリックコメントとして町民からの意見募集も行い、できる限りの町民の意向を反映したものとしました。また、皆野町総合振興計画審議会に諮問し、熱心にご審議いただき答申を受け、策定に至った次第であります。その概要は総務課長から答弁いたさせます。

2番の子ども公園の町政における意味について申し上げます。林議員には今までに何回も同趣旨の質問をいただきましたが、子ども公園は、私が主要施策として重点的に取り組んでいます楽しく子育てができるまちづくり、元気で長生きができるまちづくりの一環として位置づけている事業の一つであります。林議員には子ども公園建設については不満のようですが、埼玉県からは子ども公園整備事業に対する町の取り組みを高く評価いただき、ふるさと創造資金として2,500万の補助金を受けることができたものであります。いわば埼玉県がその事業趣旨を認めたお墨つきのものであります。必要により、詳細は担当課長から答弁いたさせます。

なお、子ども公園は間もなく完成しますが、既に多くの子供たちや保護者の方が公園に来て、いつから遊べるのか、早く使えるようにしてほしいなどの声が寄せられております。子供や保護者から大きな期待の声があるのも事実でありますので、申し添えます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 10番、林議員からのご質問の中、私のほうからは第4次皆野町振興計画後期基本計画について申し上げます。

このたびの後期基本計画の策定に当たっては、平成19年4月に策定した第4次皆野町総合振興計画で定めた基本構想を継続し、取り組むべき主要施策については、前期基本計画の検証を行い、時代の変化、国、県の動向、住民のニーズを反映させるとともに、町の現状と課題に対応するよう見直しを行いました。平成19年度から前期基本計画に基づきそれぞれの分野ごとに取り組みが行われてきました。このたび後期計画を策定するに当たり、前期基本計画の5年間における取り組み状況の検証を行い、進捗状況により3つ

の区分に分類しました。

その1つの前期基本計画期間内に取り組み事業が完了し、その目的を達成した事業としては、分野別に申し上げますと、環境に優しい魅力あるまちづくり分野では、み～な子ども公園の整備、皆野町環境基本条例の制定、自主防災組織の結成、地震ハザードマップを作成し全戸配布、自主防犯活動団体組織の結成、金崎へりポートの整備などを行っております。

健康で長生きのできるまちづくり分野では、健康みな21計画の策定、健康ウォーキングロード2コースの整備、皆野町新型インフルエンザ行動計画の策定、皆野学童保育所増築工事空調設備工事、国神学童保育所新築工事業を行い、心豊かな人間性を育み文化彩るまちづくり分野では、皆野中学校の校舎改築工事及び体育館耐震補強改修工事、小中学校の教室用空調設備設置工事を行いました。

自然の豊かさと産業が息づくまちづくり分野では、農業後継者組織、みな未来農業研究会や特色のある農業の推進として皆野町ぼろたん研究会を設立、また地産地消の推進として学校給食における皆野産の野菜の利用、林道浦山線改良事業、皆野町企業誘致条例の制定などに取り組みました。

地域連携と交流が育む共感と共助のまちづくり分野では、皆野町リフレッシュプラン05による行政改革の実施、町イメージキャラクターみ～なを決定、施設整備更新計画の策定、滞納整理の強化、主要町税のコンビニ納付の開始など、行政財政運営の効率化に取り組みました。

次に、後期基本計画の重要施策ですが、前期基本計画の検証の結果、引き続き継続するものや新たに事業を開始するものについて、時代の変化や町の現状と課題に対応するよう見直しをし、策定しました。主なものを挙げますと、安全・安心なまちの推進では、防災行政無線の整備、放射能対策として放射能線量の測定や住民への情報提供、消防体制の整備では、消防団の再編、詰所の建てかえ、消防車両の更新があります。楽しく子育てができる町の推進では、子育て支援の充実や学校教育の充実として、教育環境の整備を図ります。元気で長生きができる町の推進としては、保健サービスや介護予防サービスの充実などがあります。また、地域連携としては、秩父地域1市4町で協定を結んでいるちちぶ定住自立圏構想も関係市町村と連携し、引き続き推進していきます。

以上、主な政策について述べましたが、さらに詳しく分野別に主要施策を掲げ、これらの施策を基本に実施計画を策定し各事業を行い、住民の夢が育める魅力あるまちづくりや安全で安心して生活できる快適なまちづくりを引き続き積極的に推進します。

この基本計画は、大もとになる第4次総合振興計画の基本構想に沿って計画が策定されており、さきに述べましたが、前期の基本計画から引き続き継続するもの、時代の変化や町の現状と課題に対応するよう策定するものであります。具体的な事業については、総合振興計画基本構想基本計画に基づき実施計画を策定し、事業を行っていきます。また、実施計画については3年ごとの計画とし、毎年見直しを行っていきます。

以上で答弁を終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 子ども公園に関連して各地区の公園との関係について、私のほうからお答え申し上げます。

先ほど新井議員の一般質問にお答えしたとおり、各地区の遊具につきましても補充をする形での24年度においての設置を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、再質問させていただきます。

振興計画については、今、町長の答弁と、それから総務課長の答弁で、今回といいますか、この際、これ以上の詳細について言葉で聞いても仕方がないというのが正直なところでして、振興計画のいわゆる冊子といいますか、そういったものが改訂版として後期分として出てくるかと思っておりますので、まずその存在があるかどうか。それから、それをできれば近日中というか、きょう、あしたのうちにでも出せるものがあるのであれば、議長にお願いして、少なくとも議員分ぐらいは用意ができるかどうかというのをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま林議員からのご質問ですが、今、印刷に出しているところで、正式な製本というのは、まだちょっと間に合いませんが、庁舎内で製本したのものについては配られておりますので、近いうちにお願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） これ正式に製本と聞いてびっくりしているのですが、前回からやめたのではなかったかなと思いつつ、庁舎内では結構ですから、いただけるものならば、きょうのうちにでもいただいて、今議会で云々しようとはまではいかないと思いますが、じっくりと読ませていただきたいと思います。

あと、先ほどの答弁の中で若干気がついたのは、何となく後期について泥縄だなと思うような案件が幾つかありましたけれども、それはそれでいいのですけれども、うまくいったといいますか、完了したと思われる中でも、これなんかどうなのかななんていうのも、例えばみ～な子ども公園なんていうのはあったかなという部分もありますし、それから企業誘致条例というのは確かにつくりましたけれども、それによって企業が来たのかどうかということの検証をやらないと、これは意味がないと思うのです。誘致条例出した結果、企業が1社でも来てくれたというのならいいですけれども、出したけれども、検討はされたけれども、来なかったというのだとなれば、これまた何らかの新しいものの検討に入らなければいけないし、それをもって完了したというのでは、ちょっと不満な部分があるかと思えます。

それから、この振興計画について、ばばばばと出てしまったので、幾つかどうかなというのもありましたが、今気がついたところでは、それですし、またリフレッシュプランについては、大変私自身もまた、先ほど休憩中にもいろんな議員さんも非常に高い評価をしています。ただ、今回、また去年の震災なんかもありますので、そういった中でさらなる節電といいますか、そういったことも必要なかなと改めて思うところがあります。確かに照明や何かLED化したというようなこともありますけれども、前々から思うのですけれども、この議会中でも、なぜか、いわゆる議員控室なんかも、行けばいつでも電気がついていて、本当にそれでいいのかしらというふう思うところもあります。実際、私もいろんな形でドイツあたりに行かせてもらったこともありますが、あそこが原発を全廃の方向になったときには、本当に暗い中でいろんなことをやっていたのです。確かに能率が上がらないのでは困るのだけれども、休憩するところなんかでは、さほど明るい必要もないので、3分の1ぐらいの人が外へ出て、それなりの個々にやることをしていますから、そういった事柄から、細かいことから、それこそリフレッシュプランの中では、さっき雑談の中で、いろんなコンセントを引き抜くんだなんていうのもあったよなんていう話も出たぐらい

ですから、改めてそういったことまで考えたほうがいいのかなというふうに思います。

振興計画については、そういった書面がもらえるようですから、それを見て、また別の機会、また恐らく説明をいただける機会も設けてもらえるかと思しますので、このくらいで、町長に先ほどの誘致条例の結果と、それから今後の展開についてだけお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 企業誘致条例については、平成20年だったかと思いますが、制定をして、議会の皆さん方にもお認めをいただいたわけですけれども、ご案内のとおり大変経済状況が好転をしてまいりません。当時から何社かの引き合いもありました。しかし、それが実現に至らなかったということでございます。そんな関係もあるわけですけれども、条例はしっかりしておるわけですので、これからは企業誘致につきましても、当然のこと埼玉県にも協力をお願いする中で、しっかり取り組んでいければと思っております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） この件につきましては、働くところがということと言われる方も多いものですから、誘致条例ももちろんしっかりしたものでできていますので、それらの条例の工夫もさることながら、実際に誘致できる場所というのが、現に皆野町には非常に少なくなっておりますので、その辺の確保といたしますか、工夫もお願いして、この件についてはここまでとしておきたいと思えます。

次に、前後しますが、はっきりわかってしまっているところを先にやっていきたいと思えますので、3点目の小学校その他の利用についての件について再質問をいたしたいと思えます。日野沢小学校はそのような話があるというのも、これも正直な話、初めて聞くようなことでして、これがどちらの委員会が所管することなのかということの思いながら、せめてやはり委員会、どちらか所管の委員会に諮問というか、こんなことがあるよぐらいの話があってもよかったのではないかなというようなこともありますし、また、内容やそれから規模によっては検討委員会のようなもの、それこそ有識者を含めた、あってもいいのではないかなというふうに考えることでもあります。

それは、もちろん金沢小学校の校舎の利用についても、金沢小学校の校舎につきましては体育館を含め、地域の人たちの活動の拠点にもなっているわけですから、そうなりますと、医療関係のものが入ってしまいますと、そういったことの兼用というのは非常に難しくなります。だから、それもお考えいただきまして、地域の方々、また町全体を含めて、いろんな工夫やら何やらを考えて、急ぐことはないと思えますので、検討を全体でやっていただきたいと思えますが、その辺のお考えをまたあわせてお聞きしたいと思います。この2つについて、小学校のことについていかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 金沢小学校につきましては、閉校の協議をしていく中で、地元の方々からも有効活用をぜひ図ってほしいという要望を強くされております。そんな関係で、でき得るならば、今の話ではありませんけれども、雇用でも図れるようなそういう活用ができればいいなど。先ほど申し上げたとおりでございます。

また、日野沢小学校のことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、協議をしているという最中でございますが、まだ契約の段階にも入っていないわけでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 協議、契約してしまった後だともうならないので、協議中に話をしていたかないと意味がないかと思しますので、その辺の内容については、できるだけ差しさわりのない程度に流していただければいいかなと思います。

金沢小学校の校舎につきましては、これはかなり以前になるかと思うのですが、いわゆる同じ金沢、金沢つながりで、横浜市金沢区との、いわゆる交流事業という中で、金沢地区の人たちが企画したものを一時つぶしてしまったというようなこともありますので、それらを含めて、今回校舎がこういう形で利用できるのであれば、その復活を含めて、ぜひ金沢の人たちには頑張っていたきたいな。また、町や我々議会のほうでもそれにサポートができたらいいなというふうにも考えておりますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。

それから、ちょっと外れたのですが、皆野分署、いわゆるこれはもう敷地内になるだろうなというのは私もわかっているので、だからこそなのですが、前々から一部には、皆野の町営バスは役場は通らないのだけれども、役場行くのに、町営バスが役場へ行けたら便利なのではないかなというような声は結構聞きます。いろんな工夫で、長生荘のほうでもうまいことぐるっと回れるような工夫ができていますから、今回、ちょうどまいこと角地になりますし、それなりのスペースもありますので、いろいろ企画する中で一工夫いただいて、できれば町営バスが町役場のほうも通れるように一工夫を考えていただけたらいいなというふうに思いますので、検討の一つとして要望をしておきたいと思います。

また、その他、それを含めて利用については、これは今回の質問のほとんどすべてについてお願いすることですが、要は議会を含めた情報の公開というのをお願いしたいと思います。

3点目についてはこの要望でおしまいといたします。あとの要望については、先ほど言われる以上のことは恐らくないと思いますので。まだ大分時間ありますね。最後にちゃんととってありますので、余り期待されても困りますけれども。

子ども公園のことについてなのですが、子ども公園の企画そのものは、そう悪いことはないのですけれども、できたものが悪ければ、やっぱり余りよくないなと。何でも、去年、おとしからそうなのですけれども、町のほうに行く声は、みんな町民は、よかった、よかった、いいものだというふうに行くのですけれども、なぜか私の周辺だと、何でということが多いので、これは全く温度差が激しくて困ったなというふうに思うのが現実です。

やっぱり子ども公園についても、細かいこと言ったら本当に今さらのようになってしまいますけれども、例えば車の駐車場へ入る動線と、それからトイレと、いわゆる滑り台との動線がかち合ってしまうとか、それらの危険性であるとか、それから大人用の遊具ではなくて、いわゆる運動器具、あれもどうなるのかなと思ったけれども、やはり思った以上に何か雑然とというか、何かすごい状態が出てきたなど。それらの器具について、どういうふうな形で、子供が使わない、子供が触れないようになっているのか。たしか大人用の運動器具ですけれども、全くそのままの状態で置かれますと、いわゆる子供の遊具の一つというふうになりかねません。万が一、それらのところで子供が間違っただけ、誤った使用をしたことによって事故が起きた場合、その責任はどうなるのか。

また、先ほどから、いわゆる管理、管理という話もあるのでありますが、子ども公園の部分と、それから運動公園ですよね。傍聴の皆さんもわかっていると思うのですが、子ども公園というと健康福祉課長が立って、同じすぐ隣のだけれども、ほとんど同じところにある運動公園というと教育次長が立って、だけれども、利用者からしてみればこれは一体なのですよ。それらの管理というのは、それぞれが

別々になってしまうのですか。

また、運動器具や遊具、私が聞いたところによれば、運動器具については実際同じものを使っている熊谷運動公園では、毎日、目視で点検をして、月に1回は触れてたたいて点検をしていますというふうに聞いていますが、そういったことまで健康福祉課のほうでやるのですか。まず、健康福祉課長にその点について、どういう管理をするつもりなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） お答え申し上げます。

教育委員会とは申し合わせと申しますか、連携を図って協議を進めております。その中で、まず基本的にあの公園は、もう数十年前になりますけれども、町民運動公園として計画をした中の部分でございます、子ども公園につきましても。したがって、供用に当たっても、ご承知のように新たな公の施設としての条例等をご提案申し上げませんが、町民運動公園の中の一角に子ども公園があるという位置づけでございます。したがって、全体的な管理は教育委員会の管理になりますが、各地区との関係、各地区の遊具等の関係もございまして、上物の遊具等につきましては、今後も健康福祉課で一体的に管理をしてまいりたいという考えでございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） そうしますと、供用した後の全体的な管理は教育委員会でやるけれども、いわゆる器具については健康福祉課で見るというふうな理解でいいのかと思うのですが、それは非常に不合理というか、供用する、使う側からとってみると、なかなか複雑かなと思います。先ほど点検等のことについては私は言ったように、実際に現実に今使っている部分では、少なくとも目視は毎日と言っているわけです。実際に触れるものについても、触れての点検については月1ぐらいでやるのだということで、それをもろろん確認するわけですから、日誌ではないですけども、そういったものをつけているかと思うのです。そういったことを健康福祉課のほうで現実にやれるかということ、ちょっと疑問になるのかな。それがまた、教育委員会のほうに行くと、また教育委員会もどうなのかなという部分もあります。

また、この前提となる、先ほど町長にも答弁いただいて、立派ないいお答えをいただいたのですが、埼玉県の方は、こちらで書いた絵しか見ていませんから、絵と、プラス美辞麗句しか見ていないから、そのような答えが返ってくるのは当然のことなわけですけれども、現実問題として、どういう形であれを位置づけるのか。ほかのところの遊園地との連携をどういうふうに考えるのか。それとも、連携はなくて、あれはもう町の一つのシンボリックなもの、シンボルプラス町の中心、一つの単独のものというふうに考えるのか。それがよくわからないのです。

なおかつ、遊具の管理が健康福祉課、その他の公園でも健康福祉課ということになると、健康福祉課、今実際に町内の公園が幾つあって、遊具が全部で何件あるかというのを把握しているかと思うのですが、それどれぐらいあるのですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ただいま手元に数等は持ち合わせておりませんが、相当数ございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） この件で最後にします。

そのくらいになると思うのですよね。現実的でないわけです、目視点検というような事柄は。答えなかったらよかったけれども、でも実際にやる場所ではやっているわけなので、それらはやはり安全面とい

うことになる、きちんとした部署でもって管理をしないと危険になりますから、それらを例えば、それぞれの地域の公園であれば地域の人たちにある程度以上委託してやるとか、そういったことの工夫も必要になるかと思いますが、そういった工夫を含めて、きちんとした計画を、町長、子育て支援の公園事業ということであるならば、全体像としてきちんとしたものをつくって、み～な子ども公園はこうだよ、ほかのところはこうだよというのではなくて、子育て支援の中の公園事業という形で、きちっと示してほしい。そういうことだったと私は去年の位置づけというのはあると思うのです。それがなくて、ただ、子ども公園つくります。つくってやって、ほかのところはどうするのだいといったときに、ほかのところも壊れているところは直しますというのではいけないと思うし、地域の公園についても非常に要望が高いです。ただ、あるところの遊具を直すのではなくて、新しい住宅も庁舎の近辺にできていますし、うちのほうにも新しい家が、集団といますか、宅地ができて、家が建っています。だけれども、その辺にも公園が欲しいという声があっても公園できないのです、開発の仕方です。そういった部分にも要望はないわけではないので、それらを含めた形で子育て支援の中の公園事業。言い方はおかしいですけども、例えはおかしいかもしれませんが、消防の防火用水と同じなのです。ある程度の部分には必要になってくるわけです。そういったものが見えてこない、子供もいないところに児童公園があって、その遊具を新しくしても余り意味がない。それらをよく勘案の上で公園事業というものをしっかりやっていただきたいというふうに思いますので、これ答弁要りません。要望をしておきたいと思います。

子ども公園の事柄についてはそんな要望で終わりました、このくらいで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 次に、12番、内海勝男議員の質問を許します。

12番、内海勝男議員。

〔12番 内海勝男議員登壇〕

○12番（内海勝男議員） 12番、内海勝男ですが、1項目について質問をさせていただきたいと思います。

町政運営に当たっての基本的な考え方について。国内におきましては、引き続くデフレ経済の中、昨年3月11日に発生しました未曾有の大地震、大津波、そして原発震災とも言われる東日本大震災から、はや1年がたとうとしております。この大震災で犠牲者は1万9,000人を超え、戻れる当てもない原発避難者も含めると約34万4,000人の方々が不安と不自由な、そして厳しい避難生活を強いられております。冒頭に、こうした方々のご冥福と、またお見舞いを申し上げさせていただきたいと思います。

政府にとりまして、この大震災からの復旧、復興、そして人工災害とも言うべき福島第一原発の収束や放射能問題等々、膨大な復興費用とその復興財源、そして半世紀以上にも及ぶ原発処理対応が余儀なくされているかと思えます。また、福島原発から250キロ以上も離れたこの秩父地域におきまして、先ほど来から多くの議員の方々からも問題指摘がされておりますように放射能の問題に対する対応や、また被災地からの瓦れきの処理等の問題視もされてきております。

また、国政におきましては、国民生活が第一を掲げて政権をとった民主党ですが、現在の野田政権においては、農林業の壊滅のみならず、公的保険制度や金融等々、あらゆる面での国の姿が大きく変えられる、このように言われておるTPP、環太平洋経済連携協定への交渉参加。また、今年の臨時国会における第

3次補正予算では、11兆5,500億円の復興債の発行に伴う財源として、所得税は25年間一律2.1%の増税、他方、法人税については3年後以降から実質5%の引き下げの減税、税と社会保障の一体改革と称して、消費税10%への増税や、さらなる年金改悪に着手をしております。また、民主党政権にとって唯一の目玉の政策であったわけですが、子ども手当や高校授業料無償化についても、自公のばらまき攻撃に屈して見直しを進めるなど、まさに国民生活が第一どころか、大企業や財界の利益を優先した政権と成り下がっております。そして、この間における企業のME合理化やIT化、そして多国籍大企業の海外市場を求めたグローバル化や円高などによる国内産業の空洞化等々によって、常時300万人前後の完全失業者、また1,800万人を超える低賃金不安定の非正規労働者、少子化で労働力人口が年々減少しているのにもかかわらず若者が就職もできず、15歳から24歳の若者の失業率は約8%の高水準など、働く者や勤労大衆の貧困化がますます拡大しております。また、昨年12月時点での生活保護受給者数は208万7,092人と、1950年の制度発足以来、過去最大になったと厚労省は発表しております。現在の雇用情勢や低額年金しかない高齢者の増加を考えると、今後さらにふえるのは必至とも言われております。

こうした中、秩父地域においても企業の海外進出や生産拠点の移転など、秩父地域からの撤退や事業の縮小等々によって雇用の場が年々少なくなってきております。昨年12月時点での秩父管内の有効求人倍率は0.55倍で、求職者数は2,022人、このようになっております。こうしたことから、若者のみならず地域勤労者の失業や雇用問題は深刻な状況となってきました。また、過疎化に加え少子高齢化の人口減少など、今後の町政や地域社会にとって大きな影響を与える問題が山積しております。先ほど小杉議員からの質問と重なる部分があるのですが、こうした中、皆野町の現状をどのようにとらえ、こうした問題に対する皆野町長としての基本的な考えを最初にお伺いしたいと思います。

2点目ですが、次に新年度の重点施策についてお聞きしたいと思います。本日冒頭、町長のあいさつの中でも触れられておりましたが、新年度の重点施策としまして、大きくは4項目、1点目は安全・安心な生活基盤の整備、2点目が健康福祉の向上、3点目が教育文化の向上、4点目が環境、産業の振興等々が述べられておりました。行政にとってすべての分野にきめ細かく目配りをして運営しなくてはならないことはもちろんですが、新年度の重点施策の中で、どの分野、またどの事業を重点に予算配分したのか。また、その事業の概略についてもお聞きしたいと思います。

3点目ですが、地域雇用を創出し、地域活性化を図る施策について。1点目の雇用問題等にも関係するのですが、この町内で、またこの秩父地域で、生活の糧であります仕事や職につくことができる、そうした方策を、企業誘致等の問題もあるのですが、行政としても真剣に検討し、事業実施を図っていくことが必要であろうと考えます。そうした観点から、新年度、道の駅の整備登録に向けて準備が進められておるかと思っております。関連する職域での雇用の確保や、また地域活性化への相乗効果など、大きな期待を私は寄せております。そこで、新年度において、この道の駅以外の地域雇用の創出に結びつくような新たな活性化事業等、予定しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上、大きく3点について、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 12番、内海議員さんの一般質問通告書に基づきましてご答弁申し上げます。

1番目の町政運営に当たっての基本的な考え方についてお答えします。第4次皆野町総合振興計画における町の将来像である、夢を育める安全で安心な快適な町を目指しまして、楽しく子育てができる町、元

気で長生きができる町、安全で快適な生活ができる町を行政運営の三本柱としまして、このような時期でありますので、明るく元気で積極的に取り組んでいく考えであります。

まず、1点目の新年度の重点施策について申し上げます。安全・安心のまちづくりとしまして、防災行政無線の整備に着手します。さきに議会に説明申し上げましたとおり、2カ年継続事業として整備します。特徴として、携帯電話にも情報がメール伝達できる方式を採用します。子育て支援としまして、県内でも高レベルの当町の子育て支援策を堅持するとともに、こども医療費等の窓口払いの解消について、平成25年4月1日からの実施に向けて、医師会、1市4町で協議を開始します。死亡原因の第一はがんであります。がん対策は早期発見に尽きますので、がん検診の受診率向上に向けて強力に取り組めます。安全、快適な生活基盤の整備としまして、町道整備につきましても引き続き取り組んでまいります。また、町内全域の道路に設置の900基の防犯灯について、すべてLED照明灯に切りかえて、節電と地球温暖化防止へつなげてまいります。教育環境の整備としまして、昨年の小中学校のエアコン整備に続きまして、幼稚園のエアコンを整備いたします。この夏休みを中心に皆小の体育館の耐震化工事を施行いたします。また、皆中のクラブ活動の部室の整備を進めます。

2点目の地域雇用を創出し、地域活性化を図る施策についてお答えします。雇用や地域活性化につながる経済対策等は、国を挙げて取り組んでいる重要施策であります。地方自治体においては大変難しい重い問題であります。町の新年度の雇用関係予算については、緊急雇用対策としまして今年度は5,091万円を計上しました。昨年と比較しますと3,932万円の増額となっています。地域活性化関係としましては、農協直売所の道の駅登録にJAちちぶと連携し取り組みます。この関係予算としまして667万円を計上しました。道の駅登録、秩父まるごとジオパークの展開により、入り込み客の増加を図り、農産物や加工品などの販売増進を図ってまいります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

自治体の首長にとっての行政運営の基本的な考え方、町長のほうから答弁いただいたのですが、その基本となることは、簡単に言ってしまうと住民の生活と人権を守る、このことに尽きるのではないかなというふうには思っております。また、財源問題等につきましても、最少の経費で最大の効果を生むような、そういったことで運営を図っていきたいということが言われているのですが、財源問題等も含めまして、そういった形で行政運営をしていただいているとは思いますが、やはり住民の目線に立って、住民の暮らしや地域等破壊するような国や政府の施策についてはきちんと反対なり対峙していく、そういったことが大事だと思いますし、また政府等に対しましても当然物を言ったり、また必要な財源を確保できるようなそういった要望等もしていくことが、そうしたことをしない限り、こうした地方の小さな自治体において今後の本当に安全、安心に、また人間らしく、お互いに協力し合って、支え合って、自然環境も含めて循環なり、また共生できる、そういった地域づくりは築けないのではないかと。私は常々そのように思っております。

そこで、新年度の重点施策について町長のほうから答弁をいただいているのですが、あいさつの中でも言われているのですが、防災行政無線について、メール配信等を備えた防災行政無線の整備ということで言われているのですが、この防災行政無線の整備に向けて、この間、当然にして住民に対して公平かつ迅速に情報が提供できる。そして、町民の安全なり安心が保障される、そういったことが第一の条件だとい

うふうに思いますし、この間、当町におきましては山間地域も多くございまして、難聴地域というのが多くあったと思います。そういったところの対策ですね。これらも含めて防災行政無線の概略。2年の継続事業で行いたいというようなことも言われているのですが、この間、何回かこの関係について、私のほうも質問させていただいているのですが、当初は整備の事業費としては約6億6,000万ぐらい必要だろうというようなことが答弁されたのですが、議会のほうに説明はしてありますということで、町長のほうから先ほど答弁いただいたのですが、ぜひ本会議の場にありますので、概略事業費にも含め、どういった、メール配信だけではなくて、戸別受信機等の関係もあるようですので、それらも含めて、また予算措置も含めてご説明をいただきたいというふうに思います。

それと、2点目なのですが、地域活性化の中で道の駅の整備登録に向けたことも答弁いただいたのですが、当初はこの登録に際しまして、年1回8月が申請月みたいな答弁がされた経過があるのですが、聞くところによりますと年2回、1月と6月という、そういったことも伺っております。この登録に向けたスケジュール、またこの道の駅、町長からも六百何万の予算措置をしているということで答弁いただいているのですが、具体的にどのような、この予算をどういったところに使ったり、それらも含めた概略なり、今後の運営方法等についてお伺いしたいというふうに思います。

3点目なのですが、900基ある防犯灯のLED化ということで答弁いただいたのですが、具体的にこれは緊急雇用創出事業としてやる事業かなというふうには、私も予算書を見させていただきまして、理解しているのですが、この中身といたしますか、どういったことがこの緊急雇用の創出事業に結びつく事業なのか。あわせまして、町作業員の業務内容についてお聞きしたいというふうに思います。

大きい2点目の地域雇用を創出して地域活性化を図る施策についてということで、今、町長のほうから道の駅の関係やら、またジオパークの関係等、答弁いただいているのですが、いずれにしましても、この秩父地域の中で、より職住接近した中でより安心して働いて生活できる。そうした条件の整備が第一だと思いますし、若者のそういった雇用なり、また賃金も含めた労働環境の改善、そういったことなり、地域の経済なり地域の再生、そういったことで過疎化や少子化に歯どめをかける、そういったことにつながるものだというふうには私は考えております。

そこで、1点なのですが、青年就農給付金制度についてお聞きしたいというふうに思います。若者が安心して農業に挑戦できる、そういった環境を整える制度として、農水省は新年度から青年就農給付金の導入を計画しております。恐らくきょう国会で来年度予算が衆議院を通過すると思いますので、それらとも関連するのですが、この制度の中身については、45歳未満の新規の就農者に年150万円を最長7年間助成する、そういった制度のようです。既に埼玉県としましても、新年度予算で青年新規就農者への給付金として3億3,900万円を計上しております。市町村におきましては、今後、地域農業マスタープランを策定するのが給付の条件になっているようですので、皆野町におきましても、この制度の適用、給付が受けられるような形で条件整備を図る考えがあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思いますし、また先ほども町長のほうから答弁いただいているのですが、それらも含めて地域の雇用創出に結びつくような新たな事業等予定しておりましたら、それらも含めて答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま内海議員さんからのご質問の、まず防災行政無線につきましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、内容でございますけれども、以前、議会のほうで説明したところと、その後変更はございません。親局を役場に設置しまして、中継局としまして美の山の頂上にアンテナを立て、そこから無線で配信して、子局と言いまして、今放送のスピーカーがついているものですが、それを町内全域66カ所設置します。そのうちの9カ所については主要な避難場所ということを考えまして、そこにつきましては、そちらからも役場のほうへ、親局のほうへ相互通信ができるような形の機能を付加します。

それから、美の山から中継して送るわけですが、一部三沢地内で直接電波が届かないところがありますので、三沢の峰地区内に再送信のための子局ということを設置して、そこを中継して送るような形にしております。

それから、戸別の受信機につきましては100個と、あとは聴覚障害者世帯ということで、30台を予定しております。この100個の戸別受信機につきましては、音波の音達状況調査をしました結果、どうしても届かないところがあります。そこにつきましては、戸別の受信機で対応していただくということで計画しております。

それで、費用のほうにつきましては、2年間の事業としてこれを実施するわけですが、また次の新年度予算のところでお知らせさせていただいておりますが、2年間で3億4,566万3,000円を全体計画として予定しております。2年間でありまして、今年度分につきましては1億7,740万ということで計画のほうをしております。

以前の金額の6億6,000万から安くなったということでございますけれども、その6億6,000万のうちには、戸別受信機が4,000個、全部入れる予定でございましたので、その金額の分だけ安くなっております。

それから、先ほどちょっと落としましたけれども、メールで配信できるような形をとりますので、メールを利用して放送が聞けるというような内容も追加しております。

それから、戸別受信機の100個につきましては、とりあえずの計画で100個でございますけれども、実際に運用してみまして、さらに聞かえないというところについては、その後、また検討していくということで考えております。

それから、次に防犯灯のLEDの関係なのですが、緊急雇用の事業で行います。なぜこれが緊急雇用の事業かといいますと、防犯灯をつける事業を業者のほうに委託して、その業者さんが新たに雇用をしていただいてその工事をしていただくという形になります。これにつきましてはそんな形でありますので、雇用のほうがそこで図れるということでもあります。委託料としましては4,071万2,000円で委託しまして、町内の約900基を、今の防犯灯の蛍光灯をLEDのランプへ更新するというものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 川田稔久登壇〕

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えいたします。

まず、道の駅の関係でございますが、登録の申請の受け付け月が8月ということで当初説明をしてまいりました。大宮国道事務所等の話し合いの中で、現在は6月と1月の年2回の登録申請を受け付けているということでございます。

次に、新年度予算でご審議をいただくこととなりますが、道の駅に關します予算措置の内容について申し上げます。道の駅の申請に必要となります申請書の作成代、それから設置後の道の駅の看板の作成委託料、申請に伴いまして用地等の測定の必要が生じてまいりますので、その用地測量費、それから道の駅の

登録に必要となる施設を現在の直売所整備をしていただく関係がございますので、その整備費の補助金、これらを予定しております。

次に、24年度の緊急雇用の作業員の内容でございますが、ことしに引き続きまして魅力あるまちづくりを推進してまいります。この主な内容につきましては、観光トイレの清掃、それから今まで行っておりましたハイキングコースの草刈りですとか整備を主に実施をしていきたいというふうに考えております。それから、もう一つにつきましては、小規模校の学力向上を図るための雇用に1名予定しております。

3点目、青年就農給付金でございますが、これは新規就農総合支援事業について行う事業でございます。この新規就農総合支援事業につきましては、農業を始めたい方の就農時の悩みや不安を解消し、安心して農業を始められるように、就農の準備段階から経営を開始した後の就農の初期段階までを総合的にサポートしていくものです。当事業の主なものを申し上げますと、新規就農者への青年給付金による支援でございます。ご質問の青年就農給付金でございます。

この青年就農給付金による支援につきましては2つに分かれておりまして、1つは準備型と言われております。就農の準備段階を支援するもので、就農予定者が県農業大学校等において研修を受ける場合に、その研修期間中、給付金による支援を行うものでございます。対象者は就農予定の年齢が原則45歳未満の方、給付金は研修期間について、年間150万円を最長2年間給付するものでございます。2つ目は、営農開始型と言われております就農初期段階を支援するもので、研修修了後の就農者を支援してまいります。対象者は就農時の年齢が原則45歳未満で、みずから作成いたしました経営開始計画に基づき経営を行うことと、町のマスタープランに位置づけられていることが条件となります。給付金は、年間150万円を最長5年間給付するものでございます。

次に、当町におきます当事業における予算措置の状況でございますが、1月に開催されました県の説明会において、国では23年の4次補正で措置をするという、先ほど議員さんからのご説明のとおりでございます。しかしながら、現在県の推進方針がまだ未定でありますことから、当町では当事業の中核をなしますマスタープランの作成に着手する段階には至っておりません。このことから4次補正に係る予算措置はしてございません。

今後の対応といたしましては、当町における就農予定者の年齢が原則45歳未満までと該当者も広いことなどから、当事業のPRに努めていきたいと考えております。新規就農者からの申し出等がございましたから、しかるべき措置を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 防災行政無線の関係で、大方理解したのですが、当初はこの事業費が6億6,000万とか8億とかというようなことも言われた時期もあったのですが、そういった関係で事業費の関係で2年の継続事業にせざるを得ないというのが当初の考えであったかなと思うのですが、いずれにしても、戸別受信機等は100台程度を予定しているということで、事業自体は3億5,000万ぐらいで済むということでございます。いろいろ屋外塔の設置等、地主さんとの関係等もあって、それらの準備もあるようですが、いずれにしても2年の継続事業ということなのですが、いつごろ供用開始を考えているのか。この点についてお聞きしたいと思います。

それと、難聴地域、実際設備を設置した後や、この辺については、聞き取れないとか、そういった個別の対応については戸別受信機等をふやすなり検討していきたいということでもありますので、そういった

要望があった場合については、それに対応できるようにお願いをしたいというふうに思います。

それと、道の駅の関係なのですが、6月と1月ということなのですが、この件につきまして、皆野町としては今回のいつの時点を申請の時期として考えてスケジュールを検討しているのか。

それと、補助金の関係については、整備の補助金ということなのですが、今後の運営主体と申しますか、そういった点等どのように考えているのか、この点についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、緊急雇用創出事業の関係なのですが、これはすべて町内にある防犯灯について、新年度になったらLED化を図る、このように理解しているのですが、その場合、現在ある防犯灯の柱と申しますか、木柱もあったり、かなり倒れかかっているような、そういった場所もかなりあろうかと思えます。それらはどのように考えているのか。また、現在ある防犯灯についても、近くにきちんとした電柱と申しますか、東電の電柱なり、また小さい支柱と申しますか、そういうのもあるところも見受けられます。こういったところについてはどのような考えで改善を図ろうとしているのか。

あわせて、以前もこの関係について質問した経過があるのですが、町で設置した防犯灯についても設置箇所の調査というのはすべて調査が済んでいるかと思うのです。今後の対応としまして、以前からも要望はさせていただいているのですが、その防犯灯の登録ナンバーと申しますか、表示と申しますか、そういったのを防犯灯のあるところに登録ナンバーをつけておけば、万一球切れとかそういった場合についても対応が早くとれるのではないかと、そんなようなことから要望させていただいた経過があるのですが、いずれにしてもLED化にすれば、球切れとか、頻繁に修理とかというのは少なくなるかと思うのですが、それらについてどのような考えを持っているのか。というのは、防犯灯設置するときには、それぞれの区長さん等から要請なり要望なり、それに基づいて設置してきているかと思うのですが、設置箇所によっては、どちらの行政区にまたがるのかわからないような、やっぱり林道とかそういったところなんかも設置されている関係もございまして、それらの今後のことも含めまして、管理がきちんとしやすいような形で登録ナンバーの設置等考えているのかどうか、これについてもお聞きしたいというふうに思います。

とりあえず以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんからの再質問でございますが、まず供用開始の時期でございますけれども、先ほど議員さんのほうからも話がありましたように、この66カ所の電柱をこれから立てて、そこを子局とするわけでございますけれども、やっぱり土地の承諾を得る時間が必要となってきます。そのために4月になって早々にその作業に当たるわけですが、これは工事自体が議決事項でありますので、6月の議会に間に合うか、間に合わないか、早くいってもぎりぎりぐらいかという状況でございますので、議会に議決をいただくのが、もしかすると9月議会になってしまう、そのような気もしているわけですが、当初この案がまとまったところで設計のほうへ、1年でできないかということも確認しました。それは、4月にすぐに発注すれば1年では可能だという話を聞いておりますので、必然的に、議決をいただいて工事ということになって9月ということになれば、2年必要になってきます。ただ、2年と申しましても、丸々2年かかるわけではなくて、またぐということでもありますので、供用開始については、早ければ9月、秋ごろにはできるのではないかとというような形で考えております。

それから、難聴地域の要望については、先ほど申し上げましたように、実際今の段階で、どこが聞こえる、聞こえないというのが、はっきりわかりません。今の段階で調査した場合には、今の放送施設につい

での回答が来るということでありまして、実際、今度新しくなった放送を聞いていただいて、聞こえるか、聞こえないか、それによってまた検討していきたいと思っております。

それから、防犯灯のナンバーでございますけれども、今町のほうではそれぞれ防犯灯につきましては、区長さんから要望をいただいて、必要な場所、それから余りにも近い場所については逆にとる場所もあります。それにつきましては、町の地図に防犯灯の位置が示してありまして、それを見て、申請があった場合、必要かどうか、また現地を見て判断しているわけでございますけれども、今度新しく防犯灯をLED化することになりますと、今度一遍に作業をすることになりますので、同じこの四千何万の予算の中で整備することになりますので、当然何個つけたとか、そういうことも必要になってきます。それなのですが、議員さんのおっしゃられるようにナンバーをつけて管理するような形も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの再質問にお答えをいたします。

道の駅の登録でございますが、6月の登録申請を目指しております。

道の駅の管理運営につきましては、道の駅を設置する皆野農産物直売所を運営いたしますJAちちぶに委託することが、管理運営の上から支障なく行うことができるものとし、現在進めておるところでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

防犯灯の関係等におきましては、できましたらLED化を図るときに、その柱といいますか、大分傷んでいる柱等もございますので、そこにLEDの電球をつけることも可能かとは思いますが、そういった木柱なり、また修理したほうがいいような柱については、ぜひこの機会に一緒に更新をしていただきたいということで要望させていただきたいと思っております。

最後に、今日の地域の雇用状況なり地域経済等考えた場合、ますますやっぱり今日まで進めてきたような経済運営といいますか、大企業なり多国籍企業を中心とした経済運営に合わせた形をとっていくのであれば、ますますこういった地方の自治体については企業等は出ていってしまいますし、雇用面でも大変な状況が予想されます。具体的には、先ほど新規の青年の就農の交付金等、ぜひこういった、地域にとって少しでも活性化できるような、そういったいいところだけ申し上げるようで申しわけないのですが、ぜひこれも県のほうでも既に予算化しておりますので、この交付金等が活用できるような形で町のほうとしても対応を図って、今後ぜひこれが町内においても活用できるような形を進めていただきたいというふうに要望させていただきます。

いずれにしても、こういった地方の自治体におきましては、農林業を初め地場産業なり、また観光なり、医療なり介護なり、また自然環境等、また自然エネルギー等々、そういうものを生かした内需型の産業の振興を図るしか、こういった地方の自治体は今後生き延びられないのではないかというふうに思いますので、ぜひ当町におきましてもいろいろな雇用対策等も含めまして地域振興策を積極的に推進していただくことを要望させていただきまして、私の質問を終了させていただきたいと思っております。

大変ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員の質問の中で、最低制限価格等随意契約の差額はどれくらいかという質問がありましたが、建設課長のほうから同じという答弁がありましたが、金額を示してほしいということなので、答弁をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（小宮健一） それでは、1番、小杉議員の質問にお答え申し上げます。

予定価格でございますが、8月18日に執行しました入札時の予定価格、これは業者のほうに公表してございますので、申し上げます。230万円でございます。

また、8月30日に執行しました見積もり、先ほど申し上げたとおり予定価格の変更はございません。230万円でございます。

また、落札の金額でございますが、当町におきまして公表につきましてはルールがございます。予定価格250万円を超えたものにつきましては公表をしている。250万円未満の軽微な工事については、通常は額は公表はしてございません。

ただ、今回、もう工事も終わっておりまして、現場の工事の看板等にも金額が記載をされておりますので、それらを踏まえまして今回お答えを申し上げます。当初の落札金額は、230万円の予定価格に対して225万円でございます。通常はこういう工事についての額の公表はいたしておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時28分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 今のお話を伺いまして、若干私の考えもまたあるので、ちょっと発言させていただきます。

そもそも百戦錬磨の業者がそろっている感じの中でピックアップされた4社の業者を呼んで、いつも町の入札にはなれていると。そういう業者が全く応札しなかったと。どこかちょっと間違いはなかったのかなと思ってしまうわけで、予定価格の算出も間違いはないということで、これはもういたし方ないのかということなのかもしれませんけれども、何しろそのような意欲ある業者を、では、随意契約になったときに契約された方を最初に指名入札に取り込んでおけば、このようなことはなかったのかなという感じがするならば、そこに若干の間違いがあったのかもしれませんねという意見を申し述べさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時29分

- 議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
以上で通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎延会について

- 議長（大澤径子議員） お諮りいたします。
本日の会議は、この程度にとどめて延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。
3月9日は、議会運営委員会開催のため、午前10時より本会議を開き、本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参集願います。



◎延会の宣告

- 議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。
延会 午後 4時30分

平成24年第1回皆野町議会定例会 第2日

平成24年3月9日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第1号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号 皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号 皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号 皆野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号 皆野町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算の説明

1、延会について

1、次会日程の報告

1、延 会

午前10時42分開議

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開議の宣告

(午前10時42分)

- 議長(大澤径子議員) ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長(大澤径子議員) 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長(大澤径子議員) 日程第1、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。
本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第1号から議案第17号まで、及び同意第1号から同意第4号までの21件でございます。
議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。
なお、議案内容については要約して説明願います。
それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

- 議長(大澤径子議員) 日程第2、議案第1号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 石木戸道也登壇]

- 町長(石木戸道也) おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

議案第1号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年7月に外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法が改正されることにより、この案を提出するものでございます

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長(大澤径子議員) 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

[町民生活課長 吉田明夫登壇]

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第1号 皆野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろ、3ページに参考として、条例の新旧対照表が添付してございますので、ご参照お願いいたします。右側が現行、左側が改正後でございます。

このたびの改正は、平成24年7月に外国人登録法が廃止されることに伴い、住民基本台帳法が改正され、外国人についても住民基本台帳に記載することになります。これにより、住民基本台帳に記載する事項に変更が生じ、現在発行している住民票の写しについて1枚に記載される人数が5人から4人に変更となります。このため1人増すごとに50円を増徴する第2条第4項を削除し、住民票の写しに記載されている人数にとらわれずに、住民票の写しの交付についてすべて1件として、手数料200円を徴収したいとするものでございます。その他は項ずれの改正でございます。

それでは、1枚お戻りください。改正条例の本文をごらんください。

当該一部改正条例の附則でございますが、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上で議案第1号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） この議案について賛否ということではないのですが、たまたま外国人登録法ということが出てきまして、外国人に関してのことであったものですから、これ実際この間何日間か関係部署には直接話もしているのですけれども、窓口の札等に現状では日本語でしか表記がないのですが、少ないようでも、当町にも外国人の方が何人か居住しておられるようで、今回町民の方々から窓口の札に関して英語と、それから中国語という声が多かったのですが、そのくらいの表記をしたほうがいいのではないかなというご意見があったということ、それからこういった今回のこの条例改正が外国人登録法に関してということであれば、こういった内容についても説明書といいますか、話せる人がいればそれは一番いいのかもしれませんが、それがなければ窓口でこういうことであるというようなことがわかるような文書でも用意しておいたほうがいいのではないかなというふうに考えますので、その辺善処いただくように要望しておきたいと思っております。

以上です。答弁いいです。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第2号 皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第2号 皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法の改正により、引用条文の整理が必要なため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第2号 皆野町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として、現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

この条例は、第2条におきまして用語の定義をしてございます。その中で、養育者の定義の引用条文でございまして児童福祉法が改正され、当該条文が繰り下がりましたので、本条例の改正をするものでございます。

以上、簡単でございますが、内容の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第3号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第3号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

児童福祉法及び障害者自立支援法等の改正によりまして、住所地特例制度の取り扱いが変わるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第3号 皆野町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

議案の後ろに参考として、現行条例と改正後の条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

今回の改正は、医療費支給の対象者となる定義、第3条の改正でございます。第3条第1項第1号は、皆野町内に住所を有する者に支給をするというものでございますが、次に掲げる者を除くことといたしまして、アからカまでに該当する場合は支給をしないという規定でございます。

イの改正は、他の市町村から町内の障害者施設に入所している方については、皆野町に住所を有していても支給対象としないというものでございまして、引用しております条文の整理でございます。

次に、カの改正は、障害児の入所施設等に入所している児童の除外規定でございます。これに該当する施設は、現在皆野町内にはございません。

1枚おめくりをいただきまして、第3号の改正でございますが、皆野町から町外の障害者施設に入所し、住所を移した場合であっても、住所地特例によりまして皆野町が支給をするという規定でございますが、同じく引用条文の整理によるものでございます。

次に、第7号の改正でございますが、第7号は町外の障害児入所施設に対する規定でございまして、同じく住所地特例によりまして皆野町が支給をするという規定でございますが、同じく引用条文の整理によるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、第2項第2号の改正でございますが、先ほどのひとり親医療費支給条例改正と同様の児童福祉法の改正によりまして引用条文の繰り下がりによりまして改正でございます。

附則でございますが、第1項は、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は、現在既に受給者証の交付を受けている者は、この改正後において対象者でないこととなった場合においても、施設等を退所するまでの間は対象者とみなすという経過規定でございます。

以上、簡単ですが、議案第3号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第5、議案第4号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第4号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

増加が見込まれます平成24年度から平成26年度までの介護保険給付費に対応するために、第1号被保険者の保険料を改定するため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第4号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

この改正は、元気で長生きできるまちづくりを基本理念といたしまして、高齢者の保健福祉全般にわたる計画として策定しました平成24年度から平成26年度を事業期間とした第5期皆野町高齢者保健福祉計画介護保険事業計画に計画された高齢者人口の増、要介護認定者介護サービス受給者介護サービス費の増のほか、介護サービス経費の負担区分の変更により、1号被保険者保険料負担が20%から21%に引き上げられたことなどを根拠に算出したものでございます。この3年間の見込みの数値は、高齢者人口は平成26年には現在より5.8%増の3,299人、高齢化率は2.7%増の30.9%と見込み、要介護認定率は現在の562人、18.0%から、人数で106人増の668人、認定率は2.2%増の20.2%と見込みました。地域支援事業を除く保険給付費は3年間で24億4,200万円を見込み、平成21年度から平成23年度までの3年間の決算見込み合計額約22億9,100万円から、額にして1億5,100万円、6.2%増の見込額でございます。このため、保険料も

引き上げを余儀なくされたため、大部分の階層で7.7%の引き上げ改定をするものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として、新旧対照表、介護保険料段階一覧表、第5期と第4期を添付させていただきますので、ご参照いただきたいと思います。

改正内容は、保険料のみの改正でございます。

新旧対照表をごらんください。第2条の改正でございますが、第2条は保険料率に関する規定でありまして、本文の改正、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改める改正は、平成24年度から向こう3年間の保険料率を定めるための改正でございます。

第2条第1号から第7号までの改正と第8号を追加する改正についてでございますが、第1号は生活保護の受給者あるいは老齢福祉年金受給者で住民税非課税世帯の方等の保険料で、現行の年額2万3,400円を2万5,200円に改定するものでございます。この保険料の基準となります第4段階の保険料の2分の1の額でございます。24年度においては全体の約0.6%、19人ほどの方が該当する見込みでございます。

第2号は、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方等の保険料で、年額2万3,400円を2万5,200円に改定するものでございます。この保険料も、基準となります第4段階の保険料の2分の1の額でございます。24年度は、該当者は全体の約16.2%、517人を見込んでおります。

第3号は、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万1円以上の方等の保険料で、年額3万5,100円を3万7,800円に改定するものでございます。この保険料は、基準となります第4段階の保険料の4分の3の額でございます。24年度は、該当者は全体の約6.1%、196人を見込んでおります。

第4号は、保険料の基準額となります第4段階、世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万1円以上の方等の保険料で、年額4万6,800円を5万400円に改定するものでございます。24年度におきましては、該当者は全体の約14.4%、462人を見込んでおります。

第5号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方等の保険料で、5万8,500円を6万3,000円に改定するものでございます。この保険料は、基準となります第4段階の保険料の25%増しの額でございます。24年度は、該当者は全体の約26.4%、845人を見込んでおります。

第6号は、本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方等の保険料で、7万200円を7万5,600円に改定するものでございます。この保険料は、基準となります第4段階の保険料の50%増しの額でございます。24年度においては、該当者は全体の約9.2%、294人を見込んでおります。

第7号は、政令の改正によりまして、3年前第4期計画の年から設けられた制度でございまして、現行の第4段階の被保険者の負担増を抑制する趣旨で特例第4段階が設けられていましたが、今回の改正で第7号を特例第3段階とし、第3段階においても被保険者の負担増を抑制する趣旨で、第3段階の世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円以下の方等の保険料を基準額からさらに10%引き下げて特例第3段階とし、年額3万2,760円にするというものでございます。一覧表では、これが新たな段階の追加になります。24年度においては、該当者は全体の約5.2%、167人を見込んでおります。

第8号は、改正分では新たな追加でございますが、現行の特例第4段階に当たるものの改正でございます。世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金

収入額の合計額が80万円以下の方等の保険料で、年額4万2,000円を4万5,360円にするというものでございます。24年度当初予算案において、該当者は全体の約21.9%、699人を見込んでおります。

条例案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するというものでございます。

以上、簡単ですが、議案第4号の内容説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 介護保険の関係につきましては、私的介護から社会的介護へという、そういった美名のもとに各自治体に保険の責任を負わせて、なおかつ住民から保険料を徴収すると、そういった制度として2000年の4月からスタートしてきているかと思えます。けさの新聞でも報道されたのですが、63歳の娘さんが95歳のお母さん、認知症のお母さんだったらしいのですが、その方を介護していた。その2人が1カ月ぐらい前に亡くなって、餓死しているような状況にあったということが報道されていました。悲惨なニュースなのですが、この間にも介護を苦にして親をあやめたり、また老老介護といえますか認認介護といえますか、また孤独死等々、町内にはそういったケースはないかとは思いますが、いずれにしましてもスタートのときに言われました社会的介護という、そういったことが実際に進んでいない面も、現実としてあらわれているのではないかというふうに思っております。

そういったことで、提案理由としましては今後の保険の運営を円滑に実施するためということで提案されているのですが、今課長のほうからも説明がありましたように、基準額だけをとってみましても年間3,600円、7.7%の引き上げということなのです。2000年の4月にスタートした時点での基準の年間の保険料が2万8,800円ということで、それと比較しましても2万1,600円の増額になっているということであります。この皆野町の保険料の基準額はどのように算出されているのか、この点を最初にお聞きしたいと思います。

また、2点目なのですが、当然にして各市町村によって保険料がまちまちだと思います。秩父郡市内の各市町村の今回の改定案、お手元にあるようでしたら参考資料としてお示しをしていただきたいと思います。

3点目なのですが、介護保険料につきましては3年ごとに見直しということになっているかと思えます。後期高齢者の医療制度の保険料も大分大幅に増額が予定されているようですが、今日段階の後期高齢者の保険料と改定案に示されている保険料、基準額の方のところで見ますと年間約9万700円ぐらいになるかと思えます。平成23年の厚生労働白書によりますと、2010年の3月時点で国民年金の受給者は2,765万人、そして平均の受給額が64万8,000円、このように報告がされています。恐らく皆野町内に住まわれている国民年金の受給者で、なおかつ平均の受給額がこの全国平均よりもっと少ないというふうに想定できるのですが、もしこの辺で国民年金の平均の受給額、わかりましたら教えていただきたい。

全国の平均の受給額が64万8,000円ということなのですが、これに対しても9万700円という、約14%ぐらいになるかと思うのですが、それが年金から天引きされることになるわけです。また、一方では今問題になっていますが、年金につきましては物価調整分ということで、この4月から0.3%減額になると、また10月分からは特例水準解消分ということで0.9%、合わせて1.2%が年金が減額される、このような予定になっているかと思えます。高齢者の生活を守るという視点で、この保険料を据え置くような方法、方策というのがあるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 何点かご質問いただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、算定につきましては3年間の現行の第4期の実績等を見込みまして、それにより推計、計画を立てまして、それに対する公費負担が給付費に対する半額でございますが、その残りを保険料で賄うという仕組みでございますので、それにより算定をしたものでございます。

次に、郡内の各市町村のご質問でございますが、これも今各市町においてご審議をいただいているところだと思いますけれども、手持ちの資料で申し上げさせていただきます。まず初めに、埼玉県全体の平均額を申し上げます。埼玉県平均で、これ月額でございますが、4,509円の見込みでございます。郡内の市町、秩父市4,680円、それから横瀬町4,400円、長瀬町4,500円、小鹿野町4,650円、これがいずれも月額でございます。皆野町が、これに基づきまして4,200円ということでございます。

それから、年金の受給との関係でございますが、ちょっと私のほうでは把握をしておりません。

それから、保険料の据え置きが可能かどうかということでございますが、もちろんなるべく抑えようということで努力をいたしました。具体的には、基金の取り崩しをもって上がり幅を抑えるという措置を行います。3年間で現在見込額が6,200万円ほどの介護保険給付準備基金がございますけれども、それらを約9割ほど取り崩す計画を立てまして、保険料上昇を抑える分に回しております。それから、県の、この3年間に財政安定化基金として県で基金をつくっておりますけれども、それからの取り崩しも見込みまして抑制を努めておりますが、残念なことに据え置きということには計算上なりませんでした。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 国民年金の受給額という形なのですが、ちょっと手持ちに資料がございませんので、今取り寄せたいと思います。済みません、よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。郡内の各自治体の保険料、これ基準額だと思うのですが、それを見ますと皆野町が一番少ないということになります。ただ、介護保険の1人当たりの給付費で見ますと、一番少ないのが横瀬町で19万4,500円、長瀬町が19万8,200円、次に皆野町が21万2,400円ということで、給付費等から見ますと、もっとほかの自治体安くてもいいのかというような気がするのですが、その辺どういって皆野町が給付費については3番目に多いのだけれども、保険料については月額一番少ないのか、この辺はどういう理由なのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 給付費につきましても、要介護度等によりまして、例えば施設サービスであるとか在宅でのサービスであるとか、これがやはり悪化をしないという意味で、早目にサービスを利用していただくということも一つ重要なことであろうかと思っております。その辺の細かい分析はできておりませんが、恐らくその辺の違いが幾らか数字的に反映しているのかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 意見になろうかと思うのですが、この介護保険制度の携わっている労働者といえますか職員といえますか、そういったところの労働条件の改善等もこの間賃金も含めて言われてきていることなのですが、そういった中で制度のというか、介護保険料を上げない限り、そういったところの改善

も進まない、このようなことも言われております。これらの問題を解決していくためには、保険料を上げるのではなくて、やはり当面国からの負担というのが4分の1だろうと思うのです。これを当面は2分の1に引き上げることが必要だというふうなことも言われております。また、そういうことを段階を踏みながら、やはり法的介護保障ですか、その理念に立ち返って、消費税等々によらない形で全額税方式といたしますか、そういったことを抜本的な介護保険の改革、これが必要だろうということも言われております。そういったことを常に考えながら、実質的には皆野町としてもこのような形で保険料を上げざるを得ないのですが、常にやっぱりそういった考えを持って進めていただきたいということを、意見として申し上げたいというふうに思います。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 健康福祉課長が高齢者がふえる見積もりをされていますけれども、町長のいう元気で長生きをするまちという、その施策が反映されている部分で、介護に頼る人がそれなりに減るというお考えは持ち合わせたのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 小杉議員からのご質問にお答えをいたします。

そのように計画的に取り組んでまいりたいと思います。1つには、介護予防事業等を進める中で、総体的な高齢者がふえるのは、これはもうわかり切ったことでございますので、そういった中でいかに要介護状態ならないで元気で長生きができるかという点では、介護予防事業等が非常に重要なことであろうというふうに認識をしております。また、そういったものも考慮した保険料の算定となっております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

これより討論に入ります。

まず、議案第4号に対する反対討論を許します。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。議案第4号について、反対の討論をします。

現在、民主党政権が行おうとしている税と社会保障の一体改革では、消費税は10%にまで引き上げ、年金は減らされるという国民いじめの政治を進めようとしています。介護保険においても、国庫負担の割合が2割強しかないということや、サービス量をふやせば保険料や利用料に連動するという根本矛盾がありますが、そうした中で保険者である町がなるべく町民に負担をかけないよう苦慮されていることは理解しますが、高齢者は保険料の値上げを我慢するか介護サービスを受けるのを我慢するかという選択を常に迫られています。この制度が見直されるたびに、負担増とサービス切り捨てが繰り返されています。ぎりぎりの生活の中で、これ以上の負担増はごめんですというのが町民の声です。

よって、この改正条例案に反対します。町として、国に対し、国の負担割合をふやすよう求めていってください。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 次に、賛成討論を許します。

8番、大野喜明議員。

〔8番 大野喜明議員登壇〕

○8番（大野喜明議員） 条例改正の提案の説明がありましたように、町の財政の健全化を考え、またその考える中での基金の取り崩しまでしながら、できるだけ値上げをしないようにということの説明がありました。他の町村でもそれなりの努力をする中で、皆野町もそういう努力をしながら、ほかの町村よりさらに低い保険料でということでの努力をしているわけでありますから、皆野だけがこれからさらに値上げをしないままやっていくということは、やはり町財政全般を考えながらのことでありますので、私はこの改正案に賛成をいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大澤径子議員） 起立多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第6、議案第5号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第5号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法の一部を改正する法律等が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されたことに伴いまして、皆野町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は、たばこ税の引き上げ、退職所得に係る個人住民税額の特例措置の廃止並びに東日本大震災に係る雑損控除額の特例について、用語の定義を明確化するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 四方田勝吉登壇〕

○税務課長（四方田勝吉） 議案第5号 皆野町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

改正条例の次に、新旧対照表を添付してございます。ごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページをお開きください。第95条は、たばこ税の税率を規定してございます。改正内容は、国税と地方税を合わせた法人実効税率の引き下げにあわせて、国税において課税ベースの拡大が行われました。この改正において、県において増収が生じ、市町村においては減収が生じるため、県と市町村の増減収を調整する必要があることから、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、たばこ税そのものを増税するものではありません。現行1,000本につき4,618円を644円引き上げて5,262円とするものでございます。

次に、附則第9条を削除する改正でございます。附則第9条は、町民税の分離課税に係る所得割の額の特例を規定してございまして、内容は源泉分離課税とされている退職所得に係る個人住民税の税額について、その10%を減額する特例措置でございます。この特例措置は、昭和42年から退職所得に係る個人住民税が翌年度課税から現年課税の変更された結果、従来よりも1年早く徴収され、税額相当に係る運用益が失われること等を理由に、当分の間の措置として導入されたものであります。しかし、当分の間の措置として導入したにもかかわらず、約40年以上経過していること、また過去10年間の定期預金金利はほぼゼロ金利であること等、これらの事情を勘案し、もはやこの特例措置を継続する合理的な理由が見出しがたいのではないかとということで、この特例措置を廃止するものでございます。

2ページをお開きください。附則第16条の2は、たばこ税の税率の特例を規定してございます。先ほどの第95条は、旧3級品以外のたばこでございまして、附則第16条の2は旧3級品のたばこの税率を規定してございます。改正内容は、第95条と同様に、県たばこ税の一部を町たばこ税に移譲するもので、現行1,000本につき2,190円を305円引き上げて2,495円とするものでございます。

附則第22条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を規定してございます。改正の内容は、災害関連支出を通年にわたって支出するケースであっても、特例の適用を可能とするため、用語の定義を明確化したものでございます。改正前の条文にございます特例損失金額は、実際に支出したものとしておりますが、災害関連支出を年をまたいで支出する場合において、現時点で支出されていない金額についても実際に支出した際には特例の対象となるため、改正後はそれらも特例損失金額の定義に含めることとしたものでございます。字句を改正するとともに、現行条例の第2項と第4項を削除して、第3項を第2項に、第5項を第3項とする改正内容でございます。

改正条例にお戻りください。この条例は、公布の日から施行しますが、附則第9条の改正規定及び附則第2条の規定は平成25年1月1日から、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。
これより議案第5号を採決いたします。
本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第7、議案第6号 皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第6号 皆野町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅に単身で入居することができる中国残留邦人等の資格要件を定めるため、皆野町営住宅条例の一部を改正するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第6号 皆野町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案の後ろに、条例の新旧対照表を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

このたびの改正は、地域主権自主性一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅に単身で入居することができる中国残留邦人等の資格要件を定めるというものでございます。

まず、1ページの第6条、入居者の資格でございますが、新旧対照表下段の第1項第1号オに、町営住宅に単身で入居することができる者として、オの現行に中国残留邦人等を加えるものでございます。その他、第1項第1号ア、イにつきましては、法改正等に伴い字句を改めるものでございます。

それでは、改正条例の本文をごらんください。

当該一部改正条例の附則でございますが、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第6号の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ちょっと字句のことでお伺いします。

6条で満60歳というのと60歳というので、これは何が違うのですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 11番、四方田議員のご質問にお答え申し上げます。

何が違うかという、ちょっと具体的なことではないのですが、法改正に伴いまして、関連する各法改正の満60歳という語句がすべて60歳に変更になっていると、それに伴うものでございまして……という説明で、よろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） よろしいですか。

○11番（四方田 実議員） はい、いいです。

○議長（大澤径子議員） 他に。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 提案理由のところで、町営住宅に単身で入居できる中国残留邦人等の資格要件を定めるためと書かれているものですから、ちょっとお聞きしたいのは、この単身で入居できるというところの意味するところをちょっと教えてください。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員のご質問にお答え申し上げます。

当町の公営住宅条例、この中で第6条で入居の資格を決めてございます。町営住宅に入居できる者としましては、現に同居している者または同居しようとしている者、この2つの条件が町営住宅の入居の条件というふうになっています。また、この6条の中で、満60歳以上の者または障害者基本法でいっています障害者等、これらアから現在クまで、単身で入居できる者が規定されてございます。それに今回中国残留邦人等を加えるものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 単身でなければいけないわけなのですか。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

単身でなければいけないということではございません。要は入居の条件は同居者がある者、これが基本でございまして、今回ございます中国残留邦人等の方が同居でしたら、もう全然問題ございません。ただ、この方については単身でも入居を認めたいという内容でございます。

以上でございます。

○1番（小杉修一議員） 理解いたしました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第8、議案第7号 皆野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第7号 皆野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

社会教育法の一部を改正する法律の施行により、社会教育委員の委嘱基準を追加するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 議案第7号 皆野町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

社会教育法の一部を改正する法律の施行により、家庭教育の向上に資する活動を行う者を社会教育委員及び公民館運営審議会の委員に委嘱し、これらの者の意見を積極的に家庭教育向上のための諸施策に反映させるために努めるものでございます。

議案の2枚目をごらん願います。改正内容でございますが、第2条第2項中、社会教育の関係者の次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものとしてございます。

3枚目に現行条例と改正後の条例案の新旧対照表がございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第9、議案第8号 皆野町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第8号 皆野町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

社会教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱基準が定められたことによるものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長に議案内容の説明を求めます。

教育次長。

〔教育次長 吉橋守夫登壇〕

○教育次長（吉橋守夫） 議案第8号 皆野町立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に係る社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会委員を委嘱する基準は、文部科学省令で定める基準を参酌した上で、市町村条例で定めるとされたことによるものでございます。

議案の2枚目をごらん願います。改正内容でございますが、第7条第2項中、社会教育の関係者の次に、家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとするものでございます。

3枚目に、現行条例と改正後の条例案の新旧対照表がございますので、参考としていただきたいと思っております。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 先ほどの中にも出てきたので、ここ2度目が出てくると、聞いてみたほうがいいのかと思いますので、家庭教育の向上に資する活動を行う者という、この文言がついた理由と、これはどういう人のことを指しているのか、また逆にこれこの資格というもおかしいですけども、これがなくなったがために職を辞するなり失することがあるのかどうか、とりあえず一通り聞いておきたいと思うのですが。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんからのご質問にお答えいたします。

まず、この家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えたという関係でございますが、社会教育法の一部を改正する法律第3条第2項に、国及び地方公共団体の任務がございます。その中に、国及び地方公共団体は家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮、第5条第7項で、市町村の教育委員会の事務といたしまして家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること、第15条に社会教育委員の構成、第2項に位置づけられておりまして、社会教育委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中からという規定の中で位置づけられているものでございます。

第30条におきましては、公民館の関係になりますけれども、市町村の設置する公民館にあっては公民館運営審議会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者からというようなことの規定によるものでございまして、この経過といたしましては生涯学習審議会、社会教育文化審議会報告、家庭の教育力の充実等のための社会教育行政の体制整備についてということで、この中の社会教育法に家庭の教育力の充実に関する行政の任務の根拠規定を設けることが適当とされたという報告によりまして、法の一部改正等の整備がされたということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 根拠規定は恐らくそういうことでよろしいのかと思うのですが、私が実際聞きたかったのは、これ具体的にはどういう人のことなのかということなので、別に今議会中でなくてもいいですから、また後日聞かれたときに、これは具体的にはこういう人のことで、もしそれがアウトになるような事例があるようであれば、上部機関の実例や何かデータ出たようなことがあったら、またそれはそれでご報告いただければありがたいと思いますので、またそれは今回の答弁についてはこれで結構です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 質問します。

今、林議員と同じようなことなのではございますけれども、家庭教育の向上に資する活動をする者と、私具体的に聞きたいのですけれども、どんな活動をしている方かというか、子供たちに公民館活動でどんな具体的なことを教えてもらえる方なのか、具体的に教えてください。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからの具体的な活動ということでございますけれども、今回法整備がされまして、家庭教育の向上に資する活動を行う者という方を一部改正の中に入れさせていただいたわけでございますが、実際につきましては今までもこのような方も審議会委員の中に社会教育委員関係についてはお願いしているという実情がございます。それで、どういった活動を行っているかといいますと、特に高齢者学級等におきましては、毎月1回の事業を行っております。その中で、年間の計画の中で主に6月でございますが、高齢者と小学生が触れ合うような交流活動等も行っています。その他、ふるさとの味講座、手づくりの味、あるいはちょっと家庭教育に当たるかどうかあれですけれども、菊花教室、正月飾り、手芸教室、ほかにも児童によりますわくわくクラブ、そういった教室等を実施してございますが、今回の条例の一部改正により、今まで以上にそういったものに取り組んでまいりたいということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） さらに、つけ加えさせていただきます。

どういう方かというのですけれども、実際には家庭教育の向上に資するということは、家庭教育について有識者と、そういうふうにとらえたらいいのではないかと思います。先ほど林議員さんのほうから資格という問題がありましたけれども、特別資格はありません。しかしながら、講習会があります。家庭教育アドバイザーあるいは子育てアドバイザー、例えばそういうふうな講習会を受けて修了証をもらう方が県内にもおりますし、皆野町にもいらっしゃいます。ですから、ここでは先ほど次長のほうから説明したように、いろんなところで家庭教育について講演会をしたり、家庭教育のことについて特別考えていただいているような人、こういう人もこれからは家庭の教育力の向上のために、社会教育委員になっていただくほうがよいのではないかとというのが趣旨です。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） 大体趣旨は理解できたのですけれども、そのせっかくこうに改正して、ぜひともその家庭教育の向上に資する活動を実際に行っている人がいるから、ぜひこの改正後、即取り込みたいとか、そういう見通し的なものはあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 1 番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中にも現在までやってきているような事業がございますが、この一部改正によりまして、今まで以上にご指摘の、ご質問のような内容の事業に取り組んでまいりたいという考えでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1 番、小杉修一議員。

○1 番（小杉修一議員） その線で大いに盛り上げていってもらいたいわけですがけれども、引き続きというところでしょうけれども、新たにこういう人が見つかったら、どんどん採用すると、それで町を盛り上げると、そういう姿勢をぜひ応援したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

先ほど内海議員の質問にありました国民年金関係の答弁を町民生活課長よりお願いいたします。

町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 資料が遅くなりまして大変申しわけございません。

皆野町における年金の平均受給額でございますが、受給額は、厚生年金・国民年金・遺族年金等すべて含み70万1,109円になってございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時 57分

再開 午後 零時 59分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第9号の説明

○議長（大澤径子議員） 日程第10、議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

予算の総額を歳入歳出それぞれ39億8,850万円とし、前年度当初予算に比べ3,080万円の減額となる予算を編成いたしました。

本予算編成に当たりましては、重点施策として掲げた防災行政無線整備工事業や子育て支援の継続強化並びに生活道の整備促進など、安全で安心なまちづくりを一層推進するための予算に重点配分を行いました。

歳入におきましては、町民税のうち個人町民税については、年少扶養控除の廃止などによる増額を見込んでいますが、固定資産税は土地価格の下落や評価がえの影響で前年度に比べ大幅な減収となる見込みです。また、町債においては、例年借り入れている辺地対策事業債や臨時財政対策債に加え、防災行政無線に係る借り入れにより、前年度に比べ大きく増加しております。

歳出におきましては、町営バス購入費、災害時における役場機能の維持のための非常電源の設置等、庁舎及び文化会館の耐災害性強化に向けた設計業務、また防災行政無線の整備工事に係る2カ年度の継続費及び幼稚園の保育室の空調設備設置工事を初めとする保育、学習環境の向上のための業務が新規で主なものです。一方、生活道の整備促進、特に緊急車両通行不能路線の改良や子育て支援事業の継続強化等を重点事業として実施してまいります。

依然として経済は低調で、厳しい財政状況の中、財政運営の安定と健全化を基本に、行財政改革の推進を図り、町民の生活基盤の充実、安全・安心のまちづくりの推進に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算につきまして、内容の説明を申し上げます。

なお、予算編成に当たりましては、予算大綱にもございますように、防災行政無線の整備を初めとして、緊急車両通行不能路線の解消、防犯灯のLED化など、町民の安全・安心を支える生活基盤の整備、充実を重点施策として実施する予算としております。

それでは、内容の説明をいたします。1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算でございますが、平成24年度の一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ39億8,850万円で、前年度当初予算と比べまして3,080万円、率にいたしまして0.8%の減となっております。減額の主なものは、国民健康保険特別会計、その他繰出金の皆減や制度改正に伴う子供のための手当の給付費の減などにより民生費が大きく減額となっております。また、庁舎及び小中学校の空調設備工事が終了したことにより、総務費、教育費もそれぞれ減額となっております。一方、防災行政無線整備工事費を計上した消防費、道路維持改良工事費や町営住宅の改修工事費を増額計上した土木費、防犯灯LED化事業費を計上した労働費は増額となっております。

第2条は、新たに設定する継続費、第3条は地方債、第4条は一時借入金の最高額、第5条は歳出予算の流用について定めたものでございます。

飛んで8ページをお開きください。第2表、継続費は、防災行政無線整備事業について、平成24年度から25年度までの2カ年間の継続費を設定するものでございます。事業費の総額を3億4,566万3,000円とし、各年度の年割額を平成24年度は1億7,742万4,000円、平成25年度は1億6,823万9,000円とするものです。

第3表、地方債は、辺地対策事業、防災行政無線整備事業及び臨時財政対策債について、起債の限度額、方法などを定めており、平成24年度は起債の限度額を4億3,670万円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが歳入歳出予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをごらんください。歳入からご説明申し上げます。

款1町税、項1町民税、目1個人は、税制改正による年少扶養控除の廃止等により、所得割が2,392万3,000円の増となったことから、前年度からの増額の4億290万2,000円を計上いたしました。

中ほどの項2固定資産税、目1固定資産税は5億221万9,000円で、前年度に比べ4,128万4,000円の減です。これは、土地については地価の下落に伴うもの、家屋については評価がえによるものでございます。

次の4ページをお開きください。一番上、項4町たばこ税は、前年度に比べ240万円増、5,040万円を計上いたしました。

中ほどの款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税から、次の5ページになりますが、款8自動車取得税交付金までは、いずれも23年度の交付実績等から、それぞれ増減を見込み計上いたしました。

一番下、款9地方特例交付金は、前年度から大きく減額しております。これは平成23年度まで算入されていた子ども手当と自動車取得税の減収補てんに係る分が、平成24年度から廃止されたことによるものでございます。

次の6ページをお開きください。款10地方交付税は14億1,200万円で、前年度に比べ5,000万円の増といたしました。国における地方交付税の総額は、およそ17.5兆円で、平成23年度に比べて約800億円の増にとどまっており、大きな変動はございません。平成24年度の普通交付税は、平成23年度の交付実績をベー

スに算定し、5,000万円の増と見込みました。特別交付税については、不確定要素が多い算定方法をとっていることなどから、平成23年度予算と同額の1億1,200万円を計上いたしました。

次に、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、北分署用地負担金35万4,000円は、皆野町及び長瀨町を管轄する北分署が皆野町内に置かれることに伴い、その負担の一部を長瀨町に求めるものでございます。

目2民生費負担金は、226万9,000円増の3,395万1,000円です。増額は、主に保育所児童保護者負担金の増によるものです。

飛んで8ページをお開きください。下段の款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は2億7,778万円で、前年度に比べ1,451万4,000円の減額です。主なものでは、節1社会福祉費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金8,165万4,000円が前年度に比べ1,462万2,000円の増となっています。また、次の9ページになりますが、節4子どものための手当国庫負担金は、給付額の変更等により、前年度から3,293万3,000円の減となっています。

中ほどの項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金1,022万円は、前年度に比べ430万5,000円の減で、主に社会資本総合整備事業交付金のうち狭隘道路整備等促進事業に係る補助金の減によるものでございます。

次に、10ページをお開きください。款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金は、前年度から866万5,000円増の1億1,298万円を計上いたしました。増額の主なものは、節1社会福祉費県負担金、障害者自立支援給付費県負担金731万1,000円の増及び節3保育所運営費県負担金190万5,000円増となっています。なお、節4被用者児童手当県負担金から節7非被用者小学校修了前特例給付県負担金までは、子どもための手当の基礎部分に当たる児童手当に係る県の補助金です。

次の11ページをごらんください。項2県補助金、目2民生費県補助金は4,323万5,000円で、前年度に比べ2,898万5,000円の減となっています。これは、平成23年度に実施したみ～な子ども公園に係るふるさと創造資金県補助金2,500万円が皆減したことなどによるものです。

次の12ページをお開きください。目3衛生費県補助金は、前年度から1,304万5,000円減の1,514万2,000円です。減額の主なものは、平成23年度実施の庁舎空調設備更新工事等に係るグリーンニューディール基金県補助金1,000万円の皆減や子宮頸がん等ワクチン接種費県補助金516万1,000円の減などです。

次の目4労働費県補助金、緊急雇用創出基金県補助金は、平成24年度に実施を予定する防犯灯のLED化等3事業に係る補助金で、補助率は100%となっているものです。

目6商工費県補助金、ふるさと創造資金県補助金440万円は、大字下日野沢の若浜地内に整備を予定している観光トイレ整備事業に係る補助金でございます。

下段の項3県委託金、目1総務費県委託金は前年度から1,021万2,000円減の1,750万円を計上いたしました。県知事選挙並びに県議会議員選挙に係る交付金が皆減となったため、大きく減額いたしました。

次の13ページをごらんください。下段の款16財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入、物品貸付収入92万4,000円は、公用車の貸付収入でございます。これは、現在町長車や町バス等の運行業務を皆野町シルバー人材センターに委託しておりますが、より包括的な契約とするため、公用車をシルバー人材センターに貸し付け、運用するものでございます。

次の14ページをごらんください。下段の款18繰入金、項1基金繰入金、目1公共施設整備基金繰入金は、林道浦山線開設工事費や町営住宅の修繕工事費などに、目2地域福祉基金繰入金は、長生荘駐車場整備工

事費及び児童遊園地遊具設置工事費に充当するため、それぞれ繰り入れるものでございます。

また、目3図書購入基金繰入金は、小中学校及び公民館の図書室の図書充実のため繰り入れるものでございます。

次に、16ページをお開きください。中ほどの款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節3市町村振興協会交付金は、交付実績から前年度に比べ588万4,000円増の1,188万4,000円を見込みました。

次の17ページをごらんください。下段の町債は、予算書8ページ、第3表、地方債でもご説明しましたとおり、辺地対策事業、防災行政無線整備事業に充当するために、借り入れるものと普通交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債を計上しております。臨時財政対策債は、地方財政計画等から前年度に比べ800万円増の2億2,000万円を見込みました。本年度の町債の借入総額は4億3,670万円で、前年度に比べ1億1,480万円の増としております。

以上が歳入の説明でございます。

黄色の仕切以降、18ページからが歳出になります。18ページをお開きください。続いて、歳出についてご説明申し上げます。

まず、款1議会費、項1議会費、目1議会費は、7,598万9,000円を計上いたしました。節4共済費、議員共済会負担金は、前年度に比べ845万4,000円減の1,594万円です。これは平成23年6月に地方議員年金制度が廃止されたことに伴い、現役議員からの負担金収入がなくなったため、制度上残る給付を全額公費で賄うため、支出するものでございます。

次の19ページをお開きください。同じく議会費の節15工事請負費、議場マイクシステム改修工事費は、老朽化した議場のマイクシステムを更新するものでございます。

下段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は1億4,812万円で、前年度に比べ487万5,000円の増額です。これは退職手当特別負担金を含む人件費の増額が主なものです。

飛んで、22ページをお開きください。目2文書広報費、節11需用費、印刷製本費500万円は、広報紙の印刷経費でございます。また、節13委託料、例規整備委託料135万円は、法改正により、これまで法律の規定によって行ってきた町の事務についても条例を設ける必要が生じることから、その業務の一部を委託するもので、平成24年度新たに追加したものでございます。

次の23ページをお開きください。上段の目3会計管理費、節11需用費190万円の主なものは、埼玉県証紙の購入費でございます。

次の目4財産管理費は3,837万5,000円で、前年度から9,979万8,000円の減額です。減額の主な内容は、庁舎の空調設備更新工事、並びに事務室蛍光灯取りかえ工事費の皆減によるものです。

次の24ページをごらんください。節13委託料、庁舎災害・節電対策工事設計業務委託料539万2,000円は、庁舎及び文化会館の耐災害性強化と日々の節電を図るための設備工事の設計業務を行うものです。具体的には、非常電源及び非常灯の整備、雨水排水の改良、廊下照明のLED化を予定しております。

同じページ一番下、目6交通安全対策費183万6,000円は、交通安全運動及び道路照明灯の維持管理に要する経費を計上しております。

25ページをお開きください。目7企画費は5,476万4,000円で、前年度に比べて1,231万円の増額といたしました。増額の主なものは、次の26ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、ちちぶ定住自立圏包括支援負担金1,000万円です。これは平成23年度までは医療分野負担金として支出していたのですが、平成24年度からは包括的な負担金として取り扱うことになったため、新たに企画費に計上したものの

でございます。

同じ節の地域乗合バス路線確保対策費補助金741万4,000円は西武観光バス三沢線の路線維持のため、運行費の補てんをするものでございます。

次の目8電子計算費は、町の基幹的、共通的なシステムに係る経費で、前年度から516万1,000円の増の2,596万5,000円を計上いたしました。増額の主なものは、節13委託料、クラウドシステム導入業務委託料126万円の皆増、並びに節14使用料及び賃借料、電算システム使用料の増額です。これらは平成24年度に更新期を迎えるシステムについて、庁舎と庁舎外のデータセンター等、通信技術を用いて接続し、業務を行うクラウドシステムと呼ばれる方式に転換する経費です。クラウドシステムの利用により、機器の更新経費、庁舎内での維持経費等の軽減を見込んでおります。

また、次の27ページになりますが、節18備品購入費で職員用パソコン等の購入費を増額計上しております。

次の28ページをごらんください。項2徴税费、目2賦課徴収費は4,617万6,000円で、前年度に比べて815万1,000円の減額です。減額の主なものは、3年に1度の評価がえに伴い実施する航空写真の撮影に係る経費の皆減です。

節13委託料、固定資産課税資料管理システム業務委託料701万1,000円並びに固定資産税課税資料整備業務委託料693万円は、固定資産税の課税資料の整理、効率化、評価方法の見直しなどを行い、適正な課税を図るためのものでございます。

次に、29ページをお開きください。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、前年度から963万8,000円増の4,643万4,000円を計上いたしました。増額の主なものは、節13委託料、電算システム改修委託料1,869万円で、前年度から1,029万円の増です。事業費の内訳は、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人を住民基本台帳へ加える制度へ対応するための改修経費として1,260万円、リース期間満了を迎える戸籍システムの導入経費として609万円を計上いたしました。

次の30ページをごらんください。項4選挙費は、選挙管理委員会の活動に係る経費を、次の31ページになりますが、項6監査委員費は、監査委員の活動に係る経費を、それぞれ計上しております。

次の32ページをごらんください。項7運行管理費は、町営バスの運行に係る経費として5,106万5,000円を計上いたしました。主なものは、節13委託料、運行業務委託料2,726万7,000円及び節18備品購入費、町営バス購入費1,946万4,000円です。バス購入費は、老朽化した1号車を更新するもので、辺地対策事業債を充当いたします。これで21年度から取り組んでまいりました町営バス全3台の更新が完了いたします。

次の33ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節8報償費、地域福祉計画策定委員報償金、並びに次のページになりますが、節13委託料、地域福祉計画策定業務委託料214万4,000円は、地域福祉計画の策定に係る経費でございます。地域福祉計画は、県の地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、町の障害福祉計画等との整合を図りながら、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画で、社会福祉法の規定に基づき策定するものです。

同じページ一番下、節19負担金、補助及び交付金、障害者自立支援給付事業負担金は、前年度から2,924万4,000円増の1億6,330万9,000円を計上いたしました。そのほか障害者の生活支援に係る補助等と合わせ2億684万円を、次の35ページになりますが、節20扶助費として4,059万9,000円を計上し、障害者の自立支援や生活を支援いたします。

同じページ一番下、目3老人福祉費には、1億6,368万円を計上いたしました。これは前年度に比べ

2,767万9,000円の増額です。節8報償費には、長寿祝金として前年度から51万円増の975万円を計上しております。

また、次の36ページになりますが、節28繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度から3,043万6,000円増の1億3,584万2,000円を計上いたしました。

同じページ、目4国保・年金事務費1億7,015万9,000円は、前年度から1億159万4,000円の減額です。減額の主なものは、次の37ページになりますが、中ほど節28繰出金のうち、赤字補てん分である国民健康保険特別会計、その他繰出金を皆減したことによるものでございます。平成23年度当初予算では、その他繰出金を9,395万7,000円計上してありましたが、平成24年度はこれがなくなったため、目全体でも減額となっています。

同じページ、目5老人福祉センター費は、前年度に比べ804万5,000円増の2,065万9,000円を計上いたしました。増額の要因は、次の38ページになりますが、節15工事請負費、長生荘駐車場整備工事費794万円を新たに計上したことによるものです。これは長生荘駐車場の舗装工事が主なもので、雨天時の利便性の向上を図るものです。

同じく38ページの下段、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、み～な子ども公園の整備に係る経費が皆減したため、前年度から6,725万7,000円減の2億4,227万2,000円を計上いたしました。

次の39ページをお開きください。一番上、節13委託料、保育所入所児童運営費委託料は、低年齢児の保育所入所が増加していることから、前年度に比べ1,344万円増の1億5,036万円を計上いたしました。中ほどの節15工事請負費、児童遊園地遊具設置・撤去工事費519万1,000円は、町内各所の危険遊具の撤去及び新設を行うものでございます。

続いて、節20扶助費、こどもの医療費2,760万円、ひとり親家庭等医療費240万円は、支給実績等からそれぞれ増額して計上し、子供の健やかな成長と子育てを支援いたします。

次の目2児童措置費は、主に子どものための手当の支給に係る経費でございます。手当については次の40ページになりますが、節20扶助費に子どものための手当として1億8,150万円を計上しております。

下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、前年度から965万2,000円減の4,674万8,000円を計上いたしました。減額の主なものは、次の41ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、ちちぶ定住自立圏医療分野負担金の減額です。これは先ほど総務費でもご説明申し上げましたが、平成23年度まで定住自立圏に係る包括的な負担金は医療分野負担金として支出してありましたが、平成24年度から包括的な負担金を独立させ、総務費へ計上がえしたことにより1,000万円の減額をしたものでございます。

次の目2予防費は、住民健診や予防接種に係る経費として5,686万5,000円を計上いたしました。前年度に比べ946万5,000円減額となっております。これは次の42ページになりますが、主に節13委託料、予防接種委託料の減額によるものです。

同じく節13住民健診委託料には2,450万5,000円を計上し、平成24年度も住民健診を無料かつ手厚い内容で実施してまいります。

同じページ一番下、目3環境衛生費は、前年度に比べ279万6,000円の増額です。主なものは、飛んで44ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、小規模水道設置費補助金を前年度から250万円増の315万円計上したことによるものです。また、同じ節19、太陽光発電設備設置費補助金は現下の社会情勢から、町内の設置目標を20件に引き上げ、200万円を計上いたしました。

次の目4母子保健費は、妊婦健診や乳児健診に係る経費として1,878万円を計上いたしました。主なものは、節8報償費、乳幼児健診等報償金354万8,000円、節13委託料、妊婦健康診査委託料997万3,000円、そして次の45ページになりますが、節20扶助費、子育て応援事業給付費358万1,000円などです。

中ほど、項2清掃費、目2塵かき処理費並びに、目3し尿処理費は、いずれも事業を実施している一部事務組合の起債償還により、負担金が大きく減額しています。

同じページ一番下、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費は、主に緊急雇用創出事業に係る経費として、前年度から3,932万4,000円増の5,274万5,000円を計上いたしました。平成24年度は、防犯灯LED化事業、道路や観光施設の美化、清掃を行う魅力あるまちづくり推進事業、三沢小学校の複式学級化に対応するための小規模校学力向上事業の3事業を実施いたします。なお、防犯灯LED化事業は、委託事業としてほかの2事業は臨時職員の直接雇用にて実施いたします。予算上は、次の46ページになりますが、節7に臨時職員の賃金を、節13に委託料を計上しております。

47ページをお開きください。一番下、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費は、前年度に比べ909万6,000円増の3,977万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、飛んで49ページになりますが、節19負担金、補助及び交付金、県営中山間総合整備事業負担金を前年度から845万円増の1,625万円計上したことによるものです。これは大字三沢地内の秩父高原牧場に通じる農道の整備事業に係る負担金でございます。

次の50ページをごらんください。中ほどの項2林業費、目2林道整備費には、林道の開設、改良工事や維持補修に係る経費として4,229万7,000円を計上いたしました。

節13委託料、測量設計調査を3路線、節15工事請負費では6路線の工事を予定し、林業振興と沿線にお住まいの方の利便向上を図ります。

51ページをお開きください。目3水と緑のふれあい館管理費は1,955万円の計上で、前年度に比べ70万6,000円の増額となりましたが、これは浄化槽のフロア装置の修繕料を計上したことによるもので、ほかの経常的な管理経費は多くの費目で減額としています。

飛んで、54ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目3観光費は、前年から371万2,000円増の2,822万円を計上いたしました。主なものは、節15工事請負費、観光トイレ建築工事で日野沢の若浜地内に観光トイレを新設するものでございます。なお、観光トイレの工事費の財源として、ふるさと創造資金県補助金を見込んでおります。また、節19負担金、補助及び交付金、道の駅整備費補助金500万円を新たに計上いたしました。道の駅の整備を契機に観光客の増加や農業を初めとする町内産業の活性化、町内外の人材交流などを図ります。

56ページをお開きください。上段の款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、節18備品購入費、公用車購入費165万円は、購入から14年が経過する現場管理用の公用車を更新するものでございます。

下段の項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費4,283万3,000円は、前年度に比べて1,663万4,000円の増額です。増額の主な要因は、次の57ページになりますが、節13委託料、道路情報管理システム整備業務委託料1,590万円を新たに計上したことによるものでございます。これは現在紙ベースで管理している道路台帳、境界査定、占用物件、道路後退などの資料を電子データ化し、税務課で所管する航空写真や公図のデータと重ね合わせるシステムを整備するものです。

次の目2道路維持費は、前年度から2,823万8,000円増の4,772万8,000円を計上いたしました。平成24年度は、傷んだ舗装の修繕など、補修工事費を大幅に増額し、町道皆野2号線ほか7路線の補修工事を予定

しており、安全で円滑な交通の確保を図ります。

58ページをごらんください。目3道路新設改良費は、2億1,277万6,000円で、前年度に比べ1,720万円の増額です。緊急車両の通行が難しい狭隘な生活道路の改良を中心に、町道17路線の測量、調査委託料、工事請負費、公有財産購入費などを計上いたしました。これらの改良工事により、円滑な交通のみならず、日々の生活の安全・安心確保を図ります。

60ページをお開きください。一番下、項4都市計画費、目2公共下水道費、節19、負担金、補助及び交付金、皆野・長瀬上下水道組合公共下水道負担金は、前年度から1,840万2,000円増の2億146万7,000円といたしました。

61ページをお開きください。下段の項5住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料1,203万7,000円は、主に入居者の退去後行う居室のリフォームに係る経費でございます。また、同じページ一番下の節15工事請負費、町営住宅外壁修繕工事は、老朽化した2団地の外壁を全面的に修繕するものでございます。居室のリフォーム及び外壁修繕は、いずれも町営住宅の長寿命化を図るため、計画的に実施しているものでございます。

62ページをごらんください。款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費、節11需用費、消耗品121万1,000円は、消防団員の夏季の活動用Tシャツの購入費を含んでおり、年間を通して予防消防活動を支援いたします。

次の63ページをお開きください。中ほどの目3消防施設費、節11需用費、修繕料200万円は、消防車両、詰所の修繕のほか、防火水槽の修繕経費を見込んでおり、より安全な施設維持を図ります。

次の目4災害対策費は、前年度から1億6,437万2,000円増の1億8,101万8,000円を計上いたしました。主な要因は、次の64ページになりますが、節15工事請負費、防災行政無線整備工事費1億7,742万4,000円を新たに計上したことによるものです。これは町内全域を、現在の有線放送から災害に強い防災無線に更新し、災害時の情報伝達体制を確立します。

予算書8ページ、第2表、継続費でもご説明いたしましたが、平成24年度から25年度の2カ年度にわたる継続費を設定し、平成25年度の完成、運用開始を予定しております。

飛んで、66ページをお開きください。下段の款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費は6,595万6,000円で、前年度に比べて7,730万3,000円の減額です。これは平成23年度実施の空調設備設置工事費並びに皆野小学校体育館耐震補強工事の設計費が皆減したことによるものです。なお、当該費目には金沢小学校閉校記念事業費として、印刷製本費、記念碑設置工事費等の経費を計上しております。

68ページをお開きください。節15工事請負費、小学校教室用照明交換工事費524万3,000円は、国神小学校と三沢小学校の教室の照明を高効率の蛍光灯に転換し、学習環境の向上と省エネルギーの推進を図るものでございます。

次の69ページをお開きください。下段の項3中学校費、目1学校管理費は3,471万2,000円を計上いたしました。前年度に比べると1,221万2,000円の減額となっておりますが、これは空調設備設置工事費の皆減によるものでございます。主なものは、飛んで71ページになりますが、節13委託料、部室整備工事設計業務委託料84万円、並びに節15工事請負費、部室整備工事費400万円で、皆野中学校の運動部の部室の改築を行うものでございます。工事は平成24年度と25年度に分けて実施し、学校環境を改善し、部活動の活性化を図ります。

次の72ページをごらんください。項4幼稚園費、目1幼稚園費は、前年度から1,580万2,000円増の6,850万

5,000円を計上いたしました。増額の主なものは、次の73ページになりますが、中ほどの節13委託料、保育室用空調設備設置工事設計業務委託料137万6,000円、並びに次の74ページになりますが、節15工事請負費、保育室用空調設備設置工事費1,294万9,000円を新たに計上したことによるものです。幼稚園においても、ほかの町立学校同様、空調設備の設置により特に夏季における保育環境の向上を図り、園児の健全な成長を支援します。

飛んで、77ページをお開きください。項5社会教育費、目3文化財保護費、節7賃金、臨時職員賃金114万円は、町が保管する農山村用具、漁労用具など文化財の整理を行う職員の賃金でございます。

次の78ページをごらんください。一番下になりますが、目4総合センター費、節18備品購入費、公用車購入費は、平成5年に購入し、老朽化が進んだ公用車を更新する経費でございます。

次に、79ページをお開きください。目5文化会館費994万3,000円は、前年度に比べ264万7,000円の増額です。主な要因は、一番下になりますが、節15工事請負費、ホール照明設備更新工事238万7,000円を新たに計上したことによるものです。平成23年度以降、文化会館ホールの利用数も増加していることから、老朽化が進んだ設備を更新し、より安全に使用していただくためのものがございます。

次に、81ページをお開きください。項6保健体育費、目1保健体育総務費、節15工事請負費、弓道場改修工事費は、老朽化した弓道場の床、壁など改修するものがございます。

次の目2学校給食費は、8,079万4,000円を計上いたしました。主なものは、次の82ページになりますが、節11需用費、賄い材料費4,260万6,000円となっています。なお、保護者の意向を受け、平成24年度から幼稚園の年少児の給食開始を、これまでの9月から6月に前倒しいたしました。

83ページをお開きください。目3温水プール費は、前年度から746万7,000円増の3,613万1,000円を計上いたしました。増額の主な内容は、次の84ページになりますが、節15工事請負費748万9,000円です。プール槽及び天井部分の鉄骨の劣化した塗装を塗り直す工事を実施し、快適なプール利用と施設の長寿命化を図るものがございます。

次の85ページをお開きください。上段の目4柔剣道場・学童保育所複合施設費、節17公有財産購入費532万7,000円は、敷地の一部を買い上げるものがございます。

次の86ページをごらんください。中ほど、款12公債費でございます。目1元金2億3,637万8,000円は、長期債元金の償還金で、平成13年度に借り入れた皆野町スポーツ公園に係る起債の償還が終了したことなどにより、前年度から1,144万1,000円減額しています。

目2利子4,710万円は、長期債の利子償還金として4,636万円と一時借入金の利子として74万円を計上いたしました。

同じページ、一番下の款13諸支出金、項2基金費は、それぞれの基金の条例規定分及び利子分の積立金を計上いたしました。

87ページをお開きください。一番下、款14予備費には1,500万円を計上いたしました。

88ページからが給与費明細書になります。88ページは特別職、89ページから95ページまでが一般職に関する明細書です。

次の96ページが、継続費に関する調書でございます。97ページが債務負担行為に関する調書です。

最後の98ページが地方債に関する調書で、平成24年度末の未償還元金の残高は34億9,268万1,000円と見込んでおります。

以上、簡単でございますが、平成24年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

- 議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。
- 11番（四方田 実議員） 暫時休憩願います。
- 議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時54分

- 議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎延会について

- 議長（大澤径子議員） お諮りいたします。
本日の会議はこの程度にとどめて延会したいと思います。これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。



◎次会日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 次会日程の報告を行います。
3月10日、11日は、議案調査のため休会といたします。
3月12日は、午前9時より本会議を開き、本日に引き続き議案の審議を行いますので、定刻までにご参加願います。



◎延会の宣告

- 議長（大澤径子議員） 本日はこれをもって延会いたします。
延会 午後 1時54分

平成24年第1回皆野町議会定例会 第5日

平成24年3月12日（月曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第 9号 平成24年度皆野町一般会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第10号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 平成24年度皆野町介護保険特別会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算の説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号 町道路線の変更についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 1号 監査委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 2号 公平委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決

1、同意第 4号 教育委員会委員の任命についての説明、質疑、討論、採決

1、請願の審査

1、請願第 1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書の上程、委員会付託

1、請願第 2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書の上程、委員会付託

1、請願第 3号 公的年金切り下げに反対し、拡充する意見書提出を求める請願の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 1号 年金支給額減額に反対する意見書の提出についての説明、説明、質疑、討論、採決

1、意見書の審査

1、意見書第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の決議についての説明、報告

1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1、諸般の報告

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉会について

1、閉 会

午前9時00分開議

出席議員（12名）

1番	小杉修一	議員	2番	宮前司	議員
3番	常山知子	議員	4番	若林光雄	議員
5番	大澤金作	議員	6番	新井達男	議員
7番	新井康夫	議員	8番	大野喜明	議員
9番	大澤径子	議員	10番	林豊	議員
11番	四方田実	議員	12番	内海勝男	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	大塚宏	教育長	山口喜一郎
総務課長	大澤康男	町民生活 課長	吉田明夫
健康福祉 課長	浅見広行	税務課長	四方田勝吉
産業観光 課長	川田稔久	建設課長	小宮健一
教育次長	吉橋守夫		

事務局職員出席者

事務局長	高橋修	書記	黒澤栄則
------	-----	----	------

◎開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（大澤径子議員） 本日の議事日程を報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

- 議長（大澤径子議員） 日程第1、議案第9号 平成24年度皆野町一般会計予算について、9日に説明が終了いたしましたので、質疑を行います。

質問のある方は、議席番号と名前を告げて挙手をお願いいたします。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

1番、小杉修一議員。

- 1番（小杉修一議員） ほんの何点かお聞きいたします。

54ページ、道の駅整備費補助金500万円計上されていますが、この具体的な整備計画についてお聞かせください。

幾つか言ってしまうてよろしいのですか。

- 議長（大澤径子議員） 全部質問はまとめてお願いします。

- 1番（小杉修一議員） 60ページ、土木費におきまして、都市計画における総務費の今期計上が253万9,000円、前期が466万4,000円、予算的には大分減額になっていますが、これは私なんかの考えとしては、箱物が大分つくるのが減ってきて、むしろ皆野町の中の生活道路がどんどん便利になる方向に進めていってもらいたいので、一度減額してしまって、また復活させるのが若干難しいということがあってはいけなないので、その辺の積極姿勢をお願いしたいので、ちょっとこの辺のところをお聞かせください。

続きまして、その61ページで土木費における住宅費の右側、節13委託料の中の公営住宅管理システム委託料320万円、具体的にどういう感じのものなのか、お聞かせください。

それから、67ページにいきますと教育費のところに入っていきますけれども、小学校の節11需用費の中で消耗品費の項目ありますが、前年が143万2,000円に対して今期計上が653万円、大幅にふえているこの中身は、蛍光灯の取りかえがかなりの額で計上されているのが、ここに入っているという理解でよろしいでしょうか。

それから、続きまして教育費の70ページ、やはり節11需用費の中の消耗品費、前年238万5,000円に対して今期393万円、これは150万近く増額になっていますが、ここには蛍光灯はもし入っていないとするならば、どのような増額でしょうか。あわせて、ちょっと意見を言わせてもらおうと、この消耗品費にコピー用

紙代が含まれているのでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 1番、小杉議員さんの質問にお答えをいたします。

54ページの款7商工費、項1商工費、目3観光費、節19負補交の道の駅整備費補助金500万円の内容でございますが、皆野町農産物直売所に道の駅を登録申請をすることで、現在進めております。道の駅につきましては、道路利用者のための休憩施設として、各種の地域振興施設が一体となり、休憩機能、それから情報交流機能及び地域の連携機能の3つの機能を備えていなければなりません。この3つの機能を整備するための補助金でございます。

以上です。

○1番（小杉修一議員） 議長。

○議長（大澤径子議員） 先に全部説明をしてもらってから再質問です。

○1番（小杉修一議員） 承知しました。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 1番、小杉議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず最初、60ページ、都市計画費でございます。この減の主立った理由は何かというご質問でございますが、平成23年度は都市計画の基礎調査の年でございます。その都市計画の基礎調査が終わりましたので、それによる減が主立ったものでございます。

また、先ほど生活道路整備のための用地費、これらを減をしないというふうなご意見でございましたが、その予算につきましては59ページ、道路改良費の節17公有財産購入費、そちらのほうに計上してございますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、61ページ、これ住宅費でございます。この中で、公営住宅の管理システム、これはどういうものかというご質問でございますが、現在町では6団地、108戸の住宅を管理してございます。それらの管理方法は、町の職員でつくりましたエクセル等のものでございまして、各項目ごとにばらばらに管理をしてございます。それを今回入居関係または家賃の関係、または個人データの関係、それらを一括して管理をしたいという、要は公営住宅の関係についてすべてを1つのコンピューター、1つのシステムで管理をするというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 1番、小杉議員さんからのご質問の4番目と5番目の内容についてお答えさせていただきます。

4番目の67ページ、小学校費の中の節11需用費の中の消耗品費653万円については、ちょっと調べて回答させていただきたいと思っておりますので、時間をいただきたいと思います。

なお、70ページの中学校費、同じく節11需用費の中の消耗品費、前年の金額に対して今年度393万の増額理由ということでございますが、このうちの152万1,000円につきましては教科書が採択がえによりまして新しくなるため、教員用の指導書も新しい教科書に対応するというもので増額になったものでございます。蛍光灯の関係につきましては、消耗品費でなくて、工事費のほうで計上となりますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどの67ページにつきましては、確認でき次第お答えさせていただきたいと思いますが、お願いいたします。

〔「コピー用紙はここに含まれるの」と言う人あり〕

○教育次長（吉橋守夫） 失礼いたしました。あと一点、コピー用紙の関係でございますが、コピー用紙は消耗品費に含まれてございます。

お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） まず、産業観光課長からお答えいただいた整備費の補助金に関してですが、その中にはあそこの農産物のところが道の駅に指定された場合、どうもあそこだけでは狭いのではないかと、要するに用地の拡張というようなところに関する費用は考えておられるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えを申し上げます。

用地の拡張等については考えておりませんが、現在ある農協の農産物直売所の敷地内での整備を考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） そうすると、今度道の駅ということになると、その看板だけでまた新たに多くの車が入ってくると、それに対応するための施設をつくられると、物産なりなんりの施設をつくられると、これは駐車場の現状を維持できない、施設ができれば狭くする方向にあると、そんな中で施設の拡張というのは、ぜひ考えられたほうが、考えざるを得ないのではないかという考えが起きるのですが、いかがでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

施設につきまして、先ほど申し上げました3つの機能の整備をするわけでございますが、休憩機能、それから情報交流機能、地域の連携機能を持たせた機能については、既存の農産物直売所を利用して整備をしております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 実際にめでたく道の駅の指定を受けてからやってみて、その後またいろんな動きがあると思うので、またその辺はでは臨機応変に前向きにいきましょうということをお願いいたします。

続きまして、建設課長に2点お答えいただきましたことに関しては理解いたしましたので、よろしく申し上げます。

それから、教育次長にお答えいただきましたところで、私はコピー用紙はこの消耗品費にあるのかというちょっと確認をさせていただいたのは、実は学校関係者の方がどうも学校だとちょっとのものを一応コピーしたくなると枚数が必要だと、その頻度でかなりのコピー用紙が欲しいみたいな声が私のほうには学校関係者から聞こえているのがあるので、その辺のところをだから、このコピー用紙というものを消耗品費にももう少し上乗せできる方向の検討をさせていただきたいと思ひまして、確認させていただきました。

先ほどの後日お教えいただいて、またよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。幾つかご質問させていただきます。

まず最初は、平成24年度皆野町一般会計予算大綱というのがありますが、その中に入っています重点施策の中の（2）、健康福祉の向上、健康ウオーキングロードの整備について、これは具体的にどういうことか教えてください。

それに関連して、もう一点は、平成22年の7月からですか、歩いて健康ウオーキングロードということで健康ウオーキングロード荒川を眺めるみち、皆野橋コース、親鼻コースということでモデルコースができました。案内板もできまして、私も何回か両方のコースを歩いてみました。1カ所大変気になる場所があります。もちろん荒川を眺めるコースですから橋を渡ることになると思うのですが、歩道橋のない皆野橋を歩くということで、私も冷や冷やしながら車のことを心配しながら歩いたところです。そして、つい最近もちよっと雪が降っていたのですが、朝皆野橋を歩いてみました。車がよく通ります。そして、皆野高校へ向かう生徒が集団で通ります。左右の車はすれ違いができないので、一時橋の上でストップしています。その日は自転車の生徒はおりませんでした、事故が起きないのが不思議なくらいだという人もいます。そしてまた、最近の登山ブームでは、皆野駅から歩いて破風山へ登る人がふえています。また、そういう人たちも皆野橋を渡ります。皆野町では、これから第4次皆野町総合振興計画後期基本計画のまちづくりの目標の中で、安心、安全で快適なまちを目指しています。町としてできることは、ぜひ県や国に働きかけて、安全な橋にすることだと考えますが、先ほどの健康ウオーキングロードの具体的な内容と、この皆野橋についてお聞きしたいです。

次は予算のほうにいきます。一般予算の32ページ、総務費です。町営バスの運行の中に備品購入費の町営バスの購入費1,946万4,000円が計上されていますが、老朽化したため新しいバスを購入するということですが、現在は皆野町には町営バスが走っていない地域もあり、町民からも足の確保の要望が出ていますが、町としてどう考えますか。また、平日の昼の時間帯に走っているバスを見ますと、乗客ゼロのときや乗っていても1人や2人というのをよく見かけます。朝夕の通学の時間帯とかは学生も乗っていますし、土曜日曜になりますと登山客などが利用しています。走る時間帯や曜日などにより、例えば乗客が少ない時間帯はもっと小型のバスを走らせるなど、きめ細かい対応はできないものではないでしょうか。すぐくがらがる大型バスが走っているのを見ますと、とても非経済的だと思います。足の確保とあわせて2点、この辺は聞かせてください。

次にいきます。46ページの労働諸費、節19の負担金、補助及び交付金の住宅リフォーム資金助成金120万円計上してありますが、実は前年度の平成23年度の予算審議のときの答弁で、「補助金の上限4万円につきましては、今後の検討課題とさせていただきます」と産業観光課長から答弁がありました。その後、補助金の上限4万円については検討していただけましたでしょうか。また、23年度の利用件数はどのくらいありましたか。そして、現在の補助金4万円を8万円に引き上げていただきたい。そうならば、もっと利用者もふえ、登録業者の方たちの仕事もふえることになると思います。この助成制度を実施している県内の自治体34の中で、4万円の補助金というの一番低いものなのです。この点についてお答えいただきたいのと、最後にもう一つは助成制度そのものを知らない方が町の人で多いのです。町報などでぜひもっともっと宣伝をしていただきたい、そのことです。

最後に、77ページの教育費、文化財保護、節7の賃金124万2,000円が計上してありますが、9日の予算説明で農山村具展示館に対する予算と説明されましたが、それによろしいですね、そういうことを前提にどういう目的でこの予算をつけたのか、教えてください。関連してなのですが、ご存じのとおり、この展示館は県指定の文化財が保存されています。これらを守るためには、建物のメンテナンスが必要だと、そこで働く人からお聞きしました。建物自体はしっかりしているということですが、屋根のペンキ塗りや雨どいの修理は早急の課題、雨漏りは時間の問題だと聞いています。以前に見積もりをとったことがあるようですが、大事な文化財保護のため、早急に対策をとっていただきたいと考えますが、いかがですか。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 3番、常山議員さんからご質問いただきました健康ウォーキングロードの関連につきまして私のほうからお答えを申し上げます。

まず、予算大綱にのっております健康ウォーキングロードの整備、これにつきましては新年度新たなルート、コースを選定をして整備をしてまいりたいと考えております。この健康ウォーキングロードでございますが、ウォーキング専用の道を整備するというだけではございません。ご質問にもありましたように、なるべく安全で、なるべく景色のよいといえますか、歩いて楽しい既存の道を選定をいたしまして、この先を行ったら行きどまりであろうとか、そういうことのないような、この先へ行けば、これに抜けられまじすというような道を整備をいたしまして、健康のためにウォーキングをしていただくということが目的でございます。それから、既に整備をいたしました荒川を眺めるみちの特に皆野橋ルートの関係でございますが、ご指摘をいただいたように、皆野橋大変狭いものですから、ルートの選定のときからほかの道等も念頭には置いたわけですけれども、どうしてもやはりあそこを通過して戻ってくるという一周のコースを選んだわけでございます。新皆野橋の通行量あるいは大淵地内の道路改良等によりまして、交通の状況が恐らく変わるであろうというふうに考えております。それらを含めまして、いましばらく現在の状況で気をつけていただきながらウォーキングをして、健康づくりに役立てていただきたいと、そんなふう考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員さんの質問にお答えをいたします。

46ページの労働費、節19負補交、住宅リフォーム資金助成金120万円の内容でございますが、本年度につきましては30件分を計上をさせていただいたものでございます。23年度2月29日現在の利用件数ですが、17件、8業者の実施がございました。

それから、4万円について引き上げる検討をしたかということでございますが、引き上げの検討はしてございます。そもそもこの住宅リフォーム事業助成金の目的が小規模事業者の振興を図ることが主な目的でありましたことから、24年度につきましても4万円を計上をさせていただいたということでございます。

それと、もう一点、34団体で一番低いというお話でございますが、これらにつきましてもある面では個人の資産形成ということにもなりますので、余り高額になるのもいかかかなものかというふう考えております。

PRの方法については、現在でも町広報でPRをしておりますので、PRは引き続き町報を使って行っ

ていきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 3番、常山議員さんからの町営バスに関してのご質問でございますけれども、走っていないところにつきまして、この辺のことにつきましては以前からお話が出ておりました、また今秩父の定住自立圏のほうの公共交通分野のほうでも長瀨、皆野の辺の交通について試験的なものを走らせたりして実験を行う予定であります。また、走っていないところにつきましては、今皆野から日野沢線、それから金沢線と2つが走っていて、また西部のほうも三沢のみということで、野巻方面走っていないわけですが、その辺につきましてはそれらの今後デマンドですとか、そのような形も含めて検討していきたいと思っております。

それから、がらがらの乗車ということにつきましては、確かに朝晩は学生なり利用していただいておりますが、その学生の利用も実際に実績を見ますと少なくなっているような状況であります。さらに、日中は乗車する方は少ないということなのですけれども、それをまた今のダイヤを変えるのがなかなか難しい面がありまして、これを調整するにはバス停の調整とかバスの停留所の間が短いものですから、時間を変更するにはバス停を変更するとか、その辺のこともありまして、なかなかダイヤを変更してバスを回すのが難しい状況もあります。これの乗る人数が少ないから、その辺省くということもなかなかできませんので、その辺につきましても今後検討させていただければと思っています。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 3番、常山議員さんからのご質問の77ページ、文化財保護費のうちの節7賃金の臨時職員賃金でございますけれども、これにつきましては出土品と民具の収蔵整理の臨時職員をお願いしての整理をするためのものがございます。

それと、旧農山村具展示館の建物のメンテナンス関係でございますが、ご質問のようなことの対策につきまして検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 今回は、私は問題提起という意味も含めて、これらのことを質問させてもらったので、ウォーキングロード皆野橋についても私はもうちょっとよく調査をしたり、いろんな関係の方から話を聞いたり、もう少し調査して、また再度皆さんにご検討願うように提案をしていきたいと思っております。ウォーキングロードについても、ぜひもっともっと町の人が歩くような、本当に安全な場所というのですか、なかなか皆野町も探るのが大変なぐらいに狭い道と車がどンドン通る、そういうところもあります。ですから、そういう面では本当に通ってみても大変なところというか、いろいろ工夫してコースを決めているのだなというのはよくわかるのですけれども、皆野橋だけは私としてはもう本当に冷やっとなりましたので、ぜひこの点はもう少し私もまたこれからも出していきたいと思っております。

それから、あと住宅リフォームのことなのですけれども、やはり4万円、4万円しか出ないのだったらいいかという考えも私たちの町民としてはあるのです。8万円、ちょっとやってみようかなという、その値段だけを見たからということではないのですけれども、ぜひこれからも、利用が17件ということなのですけれども、もっとほかのところなんかを見ると、すごい件数でやられていますし、町民の経済的なこともあるのですが、ぜひもう一度上げる金額についての検討をしていただけたらと思います。それから、

PRについては引き続きよろしく申し上げます。

それから、町営バスのことなのですけれども、今総務課の課長さんからお話があったのですけれども、別に私はダイヤを変更してくれとか、そういうことではなくて、バスの大きさを変えたらどうかという、もう少し小型のバスにしたらどうかということなので、別にダイヤを変更するとかバス停を変更することもなく、できるのではないかというふうに思ったので、質問をいたしました。もう一回済みません、バスのこととかお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） そのバスの大きさといいたいでしょうか、これにつきましては例えば日野沢線を見ておりますと、休日であるとか、これから観光シーズン等になりますと、日中乗り切れないほどハイカー等が利用すると、こういうこともありまして、では寒いときとか比較的利用者の少ないようなときということになるかと思えますけれども、そうなりますと台数をふやさなければと、こういうこともありますので、現状で、今回買いかえるバス等につきましても、今までのものよりは少し小型化しているかと思えますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） バスのことについては、今までこの買いかえるバスも大きいものです。小さいバスを買えば、単純にもう少し経費もかからないしという、私なんか単純な考えなのですけれども、そういうきめ細かい、この時期は大型を出すとか、こういう時期は小さいバスをととか、そういうきめ細かい対応というのは町としてはできないものなのではないかということかというところが1件あります。私いろいろ聞きましたので、町民の人たちの要望をぜひ受け入れていただいで、やっていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 私は3点ご質問したいと思います。

最初26ページ、款2総務費、目7企画費、節13委託料、イメージキャラクターデザイン料ですか、この点1点、このデザイン料、デザインは何をするのか、お聞きしたいと思います。

それから、2点目、ページ12、逆になってしまったか……失礼、ページ72です。款10教育費、目1幼稚園費、これ幼稚園の入所者数を、わかる範囲でいいですから、年度を追って数年前から、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、もう一点3点目、最後ですけれども、ページ84、これも款10教育費、目3温水プール費、この温水プールに関してですけれども、過日定住自立圏の関係でいろいろ説明ありましたけれども、今医師会のほうでリハビリを兼ねた介護予防ということで、大分温水プールが医師会のほうでも評価されているようです。昨年ですか、6月の県議会でしたか、岩崎県議さんが県議会において、温水プールを利用した水中運動でかなりの効果を上げております。県としては、今温水プールを利用した水中運動をどう考えているか、高齢者の介護予防で水中運動をやっている効果、そういうふうな形で介護予防をやったらどうかということを質問しております。当町では、この温水プールを今後どのように利用していくのかということをごちょっとお聞きしたいので、構想がありましたら、その3点をお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま新井議員さんからご質問の26ページのイメージキャラクターの関係で

ございますけれども、今皆野町のイメージキャラクターみ～ながいるわけですが、あそこに書かれている図柄、そのほかの別のパターンの図柄を原作者へ依頼するというので、10点ぐらい、動きのあるバージョンというのですか、例えばランドセルしょってとか自転車に乗っているとか、例えばなのですが、そんなような動きのあるバージョンのものを、またつくっていただきたいということで、願する費用でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 6番、新井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

幼稚園の関係の入所者数ということでございますけれども、現在の手持ちの資料の中でお答えさせていただきますと思いますが、入所者数とは多少かけ離れるかもしれませんが、現在の在園児でございますが、年少が46名、年中が33名、年長が33名、112名という状況でございます。24年度の見込みでございますけれども、年中に1名入園いたします。それと、年少が25名の入園が予定されています。そういう形で、年少が25名、年中が47名、年長が33名、計105名という幼稚園児が見込まれるものでございます。手持ち資料でお答えさせていただきました。

なお、温水プールの関係でございますけれども、議員さんのご質問のとおり、昨年6月の県会の一般質問の中で、皆野町では2008年から温水プールで高齢者の水中運動を開催して、温水プールを利用した介護予防に効果のある事業に多くの高齢者が参加できるよう取り組んでいるというようなことが紹介されました。その中で県の福祉部長の答弁の一部分でございますけれども、県内には約220の温水プールがある。温水プールを活用した介護予防事業は効果的、工夫を凝らして普及に努めていくというような答弁がされています。なお、ほかの利用関係もございますので、プールの利用といたしましては、競技や教室などの水泳面と一般の利用、ただいま申し上げました高齢者を対象とした介護予防事業、リハビリなど、幅広く有効活用が図れば、医療費の軽減にもつながるのではないかと考えられますので、幅広い利用がされればと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 最初のイメージキャラクターについては、12月の定例議会でも観光についてちょっと私も質問いたしました。その間また3カ月たちましたけれども、またこういうふうなイメージキャラクター、新たなデザインみ～なができるということ、いいことだというふうに思います。これからまたいろいろとイメージキャラクターで皆野町をPRするために、ぜひいろんなイメージをデザインしていただければいいなと思います。さらにもお願いですけれども、とにかくいろいろPRするには、いろんな方法あります。今、私が深谷へ行ったらふっかちゃんか、あそこへ行ったときに、今道の駅だとかいろんなところで根付だとかキーホルダーとか、そういうのを売っています。皆野町もできればこれから道の駅ができそうな感じで、今道の駅を予定しているようですが、いろいろ予定しているようですので、そういうところでも皆野町のみ～なをぜひ販売できればいいなというふうに思っています。この点ぜひまたよろしく願いいたします。

それから、あと幼稚園の入所者数ですが、入所に関しては以前この皆野幼稚園が設立したときには、かなりこう定員オーバーぐらいな希望者があったように記憶しているのですが、最近はどういうことはないのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 新井議員さんのご質問の中の定員オーバーをするようなことはないのでしょうかとのご質問でございますが、現年少さんにつきましては46名の相当数の入所をいただいたわけでございますが、最近の社会情勢とかいろいろ経済情勢等によりまして、共働きの家庭等がふえた関係で、どうしても幼稚園以外のところというようなご両親もいらっしゃるようでございます。そういった関係から、出生児数も減ってきてはございますけれども、入所者数もその年によって波があるという状態でございます。以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） 今次長さんも言うておられましたけれども、社会情勢等もいろいろあると思えますけれども、それに合った幼稚園というか保育所とか、そういうことを今後社会の現状を考えながら、生活のために働くお母さん方がふえてきているので、いろいろとこう今考えられているようですけども、預かり保育、延長保育ということ、そういうことはお考えはあるでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 今、新井議員さんから幼稚園児の減少についてお話いただきました。先ほど預かり、延長というふうな話もありましたけれども、これにつきましてはもともとがおとしごろからですか、認定こども園制度、これは保育園に待機児童がふえたために幼稚園が少なくなっているから、この2つを同じ意味を持たせた幼稚園と保育園を一緒にした、一元化した子供を預かることができないうふうな話が出ました。確かにそれはすばらしいと思うのですけれども、もともとが幼稚園は文部科学省の管轄、それから保育園は厚生労働省の管轄です。この2つが別々のところで同じような仕事をやっていたので、政権がかわりまして一本化、経費の節減もあったと思います。補助金も半分で済むということで、そういうふうな話があったのですけれども、これはやはり保育園と幼稚園は性格が違う、そして管轄が違う、目的がもう違っているわけですから、幼稚園のほうは教育、それから保育園のほうは保育、これが本来の目的だというふうにはされています。したがって、今預かりということあります。幼稚園でも現実問題として最近遅くまで預かっているところも出てきました。しかしながら、皆野町を考えたときに保育園のほうで遅くまでやっていただいています。これは民間です。幼稚園は町営です。したがって、その辺も勘案して、今のところ保育園は検討はしなくてはならないとは思っていますけれども、一、二年のうちの実施というのは今のところ考えていません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 6番、新井達男議員。

○6番（新井達男議員） とにかくこれ今確かに社会情勢変わってきています。いろいろとあるとは思いますが、事情はあると思えますけれども、保護者の方が働きやすく、安心してお子さんを預けられるようなことに、町としてもぜひ努力していただきたいと思えます。

最後に、温水プールの件ですけれども、大分介護予防、水中運動によって、リハビリを兼ねた水中運動をやるとかなり健康になるということで、多くの方が参加、プールを利用しているようです。これから県内においても、もちろん当町に1万人の人口で温水プールを持っている自治体というのは非常に貴重な存在ですので、これからいつまでも、耐用年数というのがあるので、いろいろ考えながら今あるプールを最大限に利用して、町民の方が健康で、ますます活性化できるような、そんな町にしていいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 7番、新井です。質問させていただきます。

まず、28ページです。賦課徴収費、節13委託料、この中にアウトソーシングとシステム業務委託料、この2つがありますが、両方ともコンピューターソフトのほうから出てきた言葉だと思いますが、この違い、これを教えてください。

それから、32ページ、町営バス運行費、節18備品購入費、先ほど常山議員も質問いたしました、それ以外のところで質問させていただきます。今現在ある買いかえ前のバス、これはいつ購入したのか、そして走行距離は何キロになっているのか、そして大きなどこか傷みがあるかどうか、その辺も教えてもらいたいと思います。

次に、46ページ、目1労務諸費、節13委託料、防犯灯LEDの関係ですが、これは2年間の、1年間で、どのような計画で何基分をLEDに変えるのか、その辺を教えてください。

次に、64ページ、目4災害対策費、節15、防災行政無線整備工事費、この中で私も前々回これを説明していただいたときに携帯等のメールということで情報を行うと、そのほかに外部のスピーカーということもあります、今回の震災の関係なんかを見ますと、ただ単に外部通信ですか、スピーカー等あるいは携帯で情報を得たとか、いろんな情報を得たと、1つの情報だけでは成り立たないというような感じを受けましたので、この辺複合的なやはり情報の発信ということをお願いしたいと思うのですが、その中で連絡の中で個別受信機、これは要するに電波が届かないようなところ、これを対象にしておりますが、町中等でも耳の不自由な方は外部からの放送聞こえないということもありますし、それからよく聞き取れないとか、そういうこともあると思いますので、個別受信機に関しても希望される方に対しては配付するというような手だてがとれないかどうか、このことをお聞きいたします。

続きまして、これはページでいきますと67、あるいはページでいきますと70ということになりますが、学校管理費、この中の同じ節7賃金、賃金というのがあります。そして、臨時職員の賃金ということですが、この臨時職員、これは具体的に何を指しているのか、それをお聞きいたします。

次に、71ページ、学校管理費、節15工事請負費、部室整備工事費、これ400万円ということで2年間で整備ということですが、ことしは何をやり、来年は何を予定しているか、お聞きいたします。

そして、81ページ、目1保健体育総務費、節18、草刈機ほか16万円ということで、これは前回私がちょっと体調を崩して、よくこの辺のことを聞けなかったものですから改めて聞きたいのですが、町民運動公園の芝刈り機ということでよろしいのかどうか、それを確認したいと思います。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 7番、新井康夫議員さんからのご質問のうち、まず28ページ、賦課徴収費の中の委託料、税・収納システムアウトソーシングにつきましてご説明申し上げます。このアウトソーシングですが、税の基本的な情報、住所とか氏名、土地、家屋等でございますが、これらを基本としました町税の計算、またリストの作成、納税通知書の作成等の委託料でございます。

続きまして、この13委託料の中の固定資産課税資料管理システム業務委託料でございますが、申しわけありません。この委託料701万1,000円でございますが、3項目に分かれてございます。まず、1つ目が固

定資産土地価格でございますが、図形データ等策定業務委託料90万円が1つ目でございます。これは公図の電子版のような地番図というものがございます。分筆や合筆にあわせて、この地番図の更新をするものでございます。2項目目が固定資産課税資料管理システムデータ後進業務委託料220万5,000円でございます。航空写真と地番図に現年課税データを取り込む業務委託料でございます。3点目で、新システム移行に伴うデータ構築初期設定費用390万6,000円でございます。航空写真、地番図、当期課税情報を一元管理している固定資産管理システムがございます。現在の機器は、導入から既に8年が経過しておりまして、老朽化が目立ちまして、昨年も機器のトラブルが起きました。このようなことから、新システム移行に伴うデータ構築、初期設定費用でございます。

続きまして、1つ飛びまして固定資産税課税資料整備業務委託料693万円でございますが、内容は大字下田野金崎地区の土地の評価方法を見直すものでございます。現在、これらの地区の評価方法は比準評価方式を導入しております。比準評価方式とは、基準地を設けまして、基準地からの距離や宅地の形状等と考慮して評価額を決定する方式でございますが、先ほど申し上げました大字下田野金崎地区の平成27年の評価がえからは路線価評価法を導入するべく準備を進める内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井議員さんからのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、67ページ、小学校費の節7賃金、臨時職員賃金でございますが、これ小学校の校務員等の賃金でございます。

続きまして、70ページの中学校費の中の同じく賃金の中の臨時職員賃金につきましては、中学校の校務員等の賃金でございます。

71ページ、中学校費の中の節15工事請負費のうちの部室整備工事費400万円でございますが、これにつきましては皆野中学校のテニスコートの荒川寄りにございます現在トイレになっている建物でございますが、そのトイレになっている建物をテニス部の部室に改修するものと、あとテニスコートと野球場の中間にございます部室と体育小屋等がございますが、その中の部室の整備工事になります。それで、予算が400万円となっている関係でございますので、来年度に向けて中学校の体育館のすぐ北側と申しますか、体育館と通路を隔ててございます部室の整備、そのほか陸上部などが秋から冬場にかけて部活動を実施した場合、帰るのに暗くなってしまうということがございますので、その安全確保のために照明灯2基等を予定しているものでございます。

それと、81ページになりますが、備品購入費の中の芝刈り機ほか購入費16万円となっておりますが、このうちの10万円が芝刈り機の購入を予定してまして、議員さんの質問のとおり町民運動公園の芝の管理用ということで予定してございます。

なお、ちょっと戻りますけれども、中学校の部室の整備の工事関係について、全体的なことを申し上げましたけれども、24年度につきましてはテニスコート側と荒川寄りの部室の整備、あわせて予算の都合で確保できれば照明灯2基を設置したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 7番、新井議員さんからのご質問のまず1つ目、町営バスの購入につきましてでございますけれども、まず今度買いかえる1号車でございますけれども、今使っているものは平成8年の

10月の登録です。それから、それ以来15年間、今まで使っております。走行距離が9月末現在でございますけれども、61万3,187キロ、15年使っておりますので、かなり総体的に老朽化、傷みが出ております。

それから、次のLEDの関係ですけれども、LEDにつきましては町内の防犯灯、約900基の防犯灯の蛍光灯、それをLEDへかえるものです。これにつきましては、埼玉県の緊急雇用創出基金の事業を利用しまして整備いたします。

それから、次の防災無線の関係なのですけれども、携帯のメールで発信したり、同時にまた有線放送のほうで放送して両方、携帯持たない方でも放送、持っている方は両方というような形で双方から情報を得ることができると思います。

それから、個別受信機で耳の不自由な方ということですが、今こちらで調査したところ、町内に耳の不自由な方、30世帯におられるということなので、その方向けということで個別受信機100予定しているほかに30を予定しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まず、アウトソーシングとシステム業務委託料、これに関しましては個々の内容というよりも、私もアウトソーシングとか1980年とか90年代、システムの言葉として聞いた。そして、今は一般的になっていますが、アウトソーシングとシステム業務委託料の違いというのですか言葉の違い、これをお聞きしております。どういうことでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 7番、新井議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

税・収納システムアウトソーシングでございますが、これは税の賦課徴収に関して毎年必要な恒常的なといいますか、委託でございます。

次のシステム業務委託料、これは年度ごとにいろいろな業務ですか、毎年決まっていないシステムの改修とか業務委託と考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうすると、継続的なものはアウトソーシングということで、そして単発の年度ごと、また内容も変わる、それはシステム業務委託料と、そういうことになるのですが、よろしいでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） お答え申し上げます。

アウトソーシング、税の賦課徴収ですので、毎年あります。ただ、先ほど自分、システム業務は単発的と言いましたけれども、このここに載っております固定資産税課税資料整備業務委託料、これは3カ年計画ですので、事業の内容によっては2年なり3年なりの継続して行う事業もございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） まだよくわからない部分があるのですが、またよくわかったら教えていただきたいと思います。

次に、バスの購入ということでいきますと、これに関しましては購入年、それから走行距離、大分たっているということと、もう一つはやはりバスの運行という中で一番必要なことは安全ということになると

思いますので、新しい車で、しっかりとした運行をしていただきたいと、そしてそのときにルートとか時間帯とか、これはある程度統計をとりながら、あるいは季節を見ながら運行を変えていただくという見方もあるのではないかと思います。その辺ご検討のほど、お願いいたします。

それから、防犯灯LED化900基というのは、これは町内全部の防犯灯の数と見てよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） こちらで把握している数ですので、町内全部ということで考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） そうしますと、24年度で町内の防犯灯すべてをLED化するということがよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 個人的につけたものは含まれておりませんが、そういうことでお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 個人的なものは関係なく、これは町の予算ですから、町でやる公のもの、これが900基あると、そしてこれを全部この24年度で更新すると、そのことを聞いているわけです。そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） そのとおりでございます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 承知しました。大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

次に、災害対策費の防災行政無線、これに関しましては先ほど質問の中で申しましたが、発信側の論理ということだけでなく、受信側の論理というのですか、あるいは受け手側の考え、気持ち、これを考えたやはり防災ということを考えていただきたいなというふうに思います。それをお互いに徹底し、なおかつ手直ししていきながら、よりよいシステムを構築していただくということが必要だと思います。これはこれで了解いたしました。

次に、学校管理費の中の賃金、要するに校務員ということだけで話したのですが、これは校務員とは実際学校の中のどのような仕事をする校務員ということなのですか、先生ではないということですか、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井議員さんの校務員の仕事内容についてお答えさせていただきます。学校の校内の清掃とか給食の補助とか、あるいはほかの先生の手伝いというのですか、あいている、昔ですと言葉が適切でないかもしれませんが、私なんかの時代は用務員のおじさんとかおばさんということだったのですけれども、そういった雑用的なことも含めてお願いしている方でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） 承知しました。

次に、71ページ、中学校費、学校管理費の中の工事請負費、この中の部室整備工事費ですか、24年、25年

2年度にわたって整備するというのですが、たまたま私も中学校の後援会長をしております、その中で先ほどお話がありましたが、24年度の中で照明灯の関係は、これは予定されておるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 7番、新井議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まだ設計ができていないものですから、はっきりとした答弁はできないかもしれませんが、調整して安全対策のために照明灯2基については24年度に検討させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員。

○7番（新井康夫議員） この照明灯に関しましては、非常に暗い中で子供たちがランニングをすとか、そういうことで危険であるということの後援会のほうからも、あるいは生徒からも言われておりますので、ぜひ24年度で実現をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、この芝刈り機、これは81ページですか、保健体育総務費、この中で芝刈り機10万円、町民運動公園ということで、早速町民の要望をお聞きしていただきまして、ありがとうございます。そして、この芝刈り機だけがすべてを解決するというのではないと思います。私も近所の人に聞いておりますと、家の中の机にほこりがたまって字が書けるよと、その字が具体的には言われませんでしたけれども、「ほこり」という字であっては困りますので、ほこりが今度は解決されて、各自がほこりもなく、プライドのほうの「誇り」というふうになっていただければ、皆さんも喜ぶのではないのかということですので、これは長年にわたって不断の努力をしていただいてほこりを少なくすると、そしてみ～な公園、そして運動公園、両方がお互いに引き立つような形で利用されるということを希望したいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時24分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 1番、小杉議員さんからのご質問の67ページの小学校費、節11需用費のうちの消耗品費につきまして答弁漏れがございましたので、お答えさせていただきます。

24年度の計上額は653万円に対しまして、23年度の計上額960万1,000円、その差額の主なものにつきましては小学校の教員用の指導書によるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ご説明いただきまして、小学校と中学校と一斉に教科書を買いかえる時期の違いということも理解いたしましたので、ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 簡単な質問で、ちょっと勉強させてください。

7ページの道路占用料というのは、どのようなものから上がっているのか、二、三具体的に教えてくだ

さい。

それと、2問目は32ページの勤勉手当というのがあるのですが、それはどういう手当なのか、これも教えてください。

それと、57ページなのですが、道路情報システムの整備業務委託というのは、どのようなシステムなのか具体的に教えてください。お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 2番、宮前議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、7ページ、道路占用料、これはどういうものかということでございますが、簡単に申し上げますと電柱の占有でございます。今年度、この予算に見込んでございますのが、まずNTT東日本電信電話株式会社、この分が94本、あと東京電力、こちらの分が205本、合計299本、これらの占用料を見込んでございます。

続きまして、57ページ、道路情報管理システムでございますが、一言で申し上げますと現在町が管理しています道路台帳、特に道路台帳の台帳図でございますが、これらをパソコンでラスタ管理をしたいというものでございます。また、あわせまして境界査定、また道路後退等の占有物件なんかのデータ、特に境界査定なんかにつきましては、その図面及びいろんな座標等のデータ、これらを一元化の管理をするというものでございます。ですから、道路台帳の各場所にどういうふうな境界査定を実施をしたか、そういうものがパソコンの中で一目でわかる。また、データを取り出すことができるというふうなシステムでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 宮前議員さんの勤勉の手当の関係でございますけれども、これは6月、12月に支給されますボーナスと申しますか、そのときの期末勤勉の手当でございます、職員の成績率に応じて支給されるものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） 道路占有と今の勤勉手当というのはわかりました。

道路情報管理というのは、結局道路台帳ということですね。それで、これは皆野町さんは、つくるときに太平洋航業さんをお願いしているのですけれども、補正もそれで同じでいいということですか、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） お答え申し上げます。

今現在道路台帳の特に図面管理、図面ではかっていますのは昭和株式会社に委託をしておりますが、今回のこの道路の管理システム、これについては今現在税務課さんでつくっておりますシステムと、それを利用してやる予定でございます。ですから、今後その税務課さんのシステムのほうで改修をしたものに、うちのほうのデータをのせていくと、ですから今考えているのが図面の修正が終わったものを取り込んで、それを利用するというふうなものでございますので、図面自体がデジタル化するものではございません。ですから、直した図面、これもまた昭和さんのほうで委託をしまして、直すようなこととなりますが、それをまた新たにデータとして取り込むというふうを考えています。

○議長（大澤径子議員） 2番、宮前司議員。

○2番（宮前 司議員） わかりました。産業建設のほうの担当ということで、また後でよくお聞かせいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 何点かお伺いをいたします。

まず、地方債についてお伺いいたします。8ページの地方債についての表の中で、辺地債、また防災行政無線整備事業、臨時財政対策債ということが計上されていますけれども、防災行政無線について1億7,740万円、これは2年にわたって恐らく起債をするのだと思うのですけれども、この起債の償還方法あるいはまた利率、それから具体的にどちらか起債をして引き受け先がどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから、歳入で5ページ、ゴルフ場利用税交付金の中で、前年は1,800万円の収入を見込んでいたところが、ことは2,320万円、これは数字、大方3割増しぐらいになっているようですけれども、これはどんな予定でやって試算をさせていただいたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、同じく歳入で9ページ、款14国庫支出金、項1国庫負担金、この負担金の中で子どものための国庫負担金があります。これが1億4,650万円、これはいろいろ政権がかわったりして大変混乱しているようで、全部出すのだの半分出すのだのというような、いろんな議論があったようですけれども、具体的に今皆野町の子ども手当についてはこれを充当するのだろうかと思っておりますけれども、どういう方法で、何人、それからどのぐらいの申請というようなことがあったのか、そしてその関係として40ページの支出のほうで民生費の中の児童福祉費、その中で節20の扶助費というのが遺児手当、子どものための手当ということで、これも大きい金額で1億8,150万円が計上されていますが、それとの関係はどのような関係になっていますか。先ほどの9ページの子どものための手当国庫負担金の下で、民生費国庫補助金として節2の児童福祉費国庫補助金というのがありますが、その中で説明に子育て支援国庫交付金374万2,000円、こういった関係ですね、この収入に対して、それがどういうふうに出るのほうで先ほどのページあるいは20ページの総務費、総務管理費の中の、これは職員か、節3子どものための手当というのも309万5,000円とありますけれども、そのいわゆる世間でいう子ども手当について全般的にこの予算とどういう関係なのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、36ページの支出のほうで款3民生費の中で社会福祉費、節28の介護保険特別会計繰出金というのが1億3,584万2,000円ありますけれども、さきの町長提出議案の中の議案5号で介護保険の保険料が単純に言えば改正というか値上げになったように承知をしておりますけれども、これについてこの繰出金が全般に考えて多いのだから少ないのだから、その関係についてご説明があればありがたいと思います。

それと、さっき起債には特別関係ないかと思うのですけれども、ちょっと戻って失礼しますが、収入のほうで15ページの繰入金、基金繰入金の中で財政調整基金繰入金というのがありますが、ことは本年度の予算としてはゼロ、そして廃目となっています。ことはもう財政調整基金の繰り入れをする必要がないのか、それとも基金が枯渇したのだから、よくわかりませんが、その辺をご説明いただけたらありがたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） まず、四方田議員さんからのお尋ねの地方債の防災行政無線に関係することについてお答えいたします。

まず、償還の方法、期間でございますけれども、期間については10年間の償還ということでありまして、利率については、借り入れ利率1%で、借り入れ日につきましては25年の4月30日を予定しております。それから、一応利率につきましては予定では1%を見ていますが、借り入れのときに決定されるということですので、今のところではまだ未定ということでございます。それから、資金につきましては財務省の財政融資資金か地方公共団体の金融機構を予定しております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 11番、四方田議員からご質問のありました、まず子ども手当の関連でございますが、予算上、子どものための手当と統一してございます。ただ、これにつきましてはまだ現在国において協議中でありまして、正式名称が決まっておらないものでございますけれども、現行の子ども手当に該当するものでございます。まず、国庫の補助金、この中で子ども手当、最終的な予算編成の段階におきまして児童手当の制度が残るという見込みを立てております。したがって、児童手当相当分、子ども手当相当分の国庫の負担金がございますが、児童手当の部分についてのみ町、県の負担の比率が残っておりますので、歳出における子どものための手当の額と一致をしておりますが、その差引額の2分の1が町の負担分であるということをご理解をいただきたいと思っております。

それから、20ページの総務費の中に子どもの手当が計上されておりますけれども、これについては公務員分については別に町が負担をするということになっておりますので、その分の計上でございます。

それから、36ページの介護繰出金の関係でございますが、ご指摘のありましたように、さきに議決をいただきましたものによりまして、3年分の初年度に当たります24年度の支出見込み額に対するそれぞれの負担割合によりまして計上でございます。一般会計からの繰り出し分につきましては、一般的な介護予防事業につきましては12.5%、これはかかる費用の半分を公費負担、そのうちの半分25%を国、残りの25%の半分12.5%ずつを県と町で負担をするということで、一般会計からの負担分を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど失礼しました。1つ、財政調整基金の繰り入れの関係につきましては、今回ここで繰り入れなくても済むということで、このようになっております。

以上です。

〔「ゴルフ場は」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） たびたび済みません。ゴルフ場利用税交付金につきましては、ふえております。これは県税のうち10分の7が町のほうへ交付されるものですけれども、利用税ふえているということは利用者が多くなったということだと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ゴルフ場はふえることはいいことで、わかりました。

子ども手当なのですけれども、具体的に皆野町の子供たちにどういうふうに出しているかということを知りたいのです。現状、それから何人ぐらいで、申請がどんなふうになっているか、それを

よっと聞きたかったのですけれども。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 失礼いたしました。子ども手当につきましては、まず4カ月分をまとめて年3回支給をするという決まりがございます。その中で、現在今までは当然対象者わかっておりますので、申請が必要ありませんでしたが、10月からの特別措置法によります中で、申請が必要になるということで、現在申請をしていただいております。その申請は、ほとんど皆野町はすべて申請が終わっております。まず、該当者の人数でございますが、ちょっと細かく分かりますけれども、申し上げたいと思います。ゼロ歳から3歳未満の被用者、これは勤めておられる方でございますけれども、2,000人を見込んでおります。1万5,000円、それから非被用者のゼロ歳から3歳未満の子供、延べ500人を見込んでおります。1万5,000円、いずれも延べでございます。次に、被用者の3歳以上小学校修了前、これが延べ6,300人を見込んでおります。1万円でございます。非被用者の3歳以上小学校修了前、延べ2,000人、同じく1万円でございます。それから、被用者の小学校修了後の中学校修了前、これが延べ2,700人、1万円を見込んでおります。それから非被用者の小学校修了後、中学校修了前、延べ750人、同じく1万円でございます。これは、今申し上げましたのは月額の数値でございます。それから、それに足すことの第3子以降の延べ1,700人、これ1万5,000円、24年度は所得制限が入ってくる予定でございます。所得超過者、これは延べ200人の5,000円を見込んでおります。この月額の金額を4カ月分まとめまして、口座振り込みにより支給をするという予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） わかりました。

続いて、財政調整基金についてはなくなってしまったというわけではなくて、今度は繰り入れをする必要がなかったということなのではないでしょうか、お願いします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） はい、そうです。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 10番、林です。多少多岐にわたると思うのですが、前の方々に結構やってもらっていますので、まとめてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、歳出のほうの19ページで、議場のマイクシステム改修工事費というのがあるのですが、4年ほど前に12人に定員が減ったときに、この議場の議席の席が減りましたものですから、中央にいわゆる質問席等を設置して、あわせて時計なんかも出したらどうかというような話がありまして、それが何となく立ち消えのような形になっていた中で、ここで議場のマイクシステム改修工事費というのがそれなりの額で上がってきておりますので、これはこちらサイドといいますか議会サイドの問題でもありますので、一緒にまた席、それから時計等のことも考えていただけたらいいなという、まずこの要望を最初に挙げておきまして、そのすぐ下のカーナビゲーション購入費12万5,000円というのがありますが、ちょっとこの今の情勢からすると少しお高いのではないかと思いますので、この額、何台分なのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、24ページ、13の委託料の中のいわゆる節電対策工事設計業務であるとか、それから関連で幾つかありまして、その中の幾つかの例を挙げますと、例えば先ほどもちょっと出たのかという気もするのですが、68ページの教育費、小学校費の中の15工事請負費の中に、小学校教室用照明交換工事費、国小、三沢小分と、それからこれも何回か何人かの方々から聞かれていますので、大体わかっている内容ではあるのですが、46ページのLED、防犯灯の関係と、これら多くは節電対策というふうを考えているのですが、LEDに関してはこれは緊急雇用の関係なので、LEDの節電対策というよりはそちらなのかとも思いますので、その辺のことをどちらなのかということをお聞きしたいこと。それから、ついでとっては何なのですが、防犯灯そのものも数が900という数が先ほど出ましたけれども、実際にはまだといいますか、最近になって逆に暗くなってしまったというところが多く見られまして、増設の要望が出ておりますが、あわせてこれが増設できないのか、お聞きしておきたいと思います。

また、先ほどの国小、三沢小、庁舎だと思うのですが、節電対策、これ予算額を見ますとかなり大きな予算になっておりますが、それらの節電対策、照明のいわゆる高効率化をした結果の節電対策と、この費用、いわゆる費用対効果がちゃんと計算されているかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、27ページ、一番上です。備品購入費の中の職員用パソコン、これも結構188万円ですが、この台数と、それから購入先についてお聞かせください。

次に、32ページ、これも先ほど来何人かの方から質問が出ておりますバス購入費に、これ関連になるかと思うのですが、これまた内容的にはさきの方々からも指摘があるのですけれども、いわゆる現行のバスと同じ規模または多少小さくなっていることもこれまた事実なのですが、いわゆる乗り合いバスレベルの大きなバス、これを3台そろえる必要性が今後あったのかどうか、デマンドバス等を含めてバスいわゆる町営バスの5年先、10年先の運用についてどの程度、またどのように考えているのかということがあれば、教えていただきたいし、ないとすれば、それは早急に検討すべき内容なのではないかと思っておりますので、もしないということであれば、その点について町長にどういう考えがあるかお聞きしたいと思います。

結局バス、先ほど来出ているように、全く皆さん町民も、我々もまた役場の皆さんもわかっているとおり、多いときと少ないときの差が激しいというのはもうわかっていることなのですが、それを現状のまま放置というのは余りにも芸がなさ過ぎますし、また多くのバスの通っていない地域からの要望が思った以上にあるということ、また路線があったのになくなってしまった地区というのも幾つかありまして、そこからも要望があるのもこれまた確かなことですし、町長の施策の中のいわゆる福祉タクシー的な要素を含めた考えの中で、これをうまく利用できないものかということもありますので、そのような考えをお聞きしたいと思います。

それから、50ページから51ページにかけての林道、それから58ページの土木費の中の工事請負費の道路改良、また道路新設等含めて、これ個々に聞くわけではないので、全体に教えていただきたいのですが、それぞれの林道、それから道路の改良の要望の数、また要望先がどうやら最近では直接建設課のほうに行かれることのほうが多いようですから、抱えている数がわかりましたら、教えてください。また、林道に関してはきのうの説明の中で林業の振興という言葉が出てきているのですが、では実態として林業は業として従事している方または企業が町内にどれぐらいあるか、わかっているようでしたらば教えていただきたいと思っております。

それから、歳入のほうでは7ページなのですが、使用料及び手数料の中の農林水産業使用料、2水と緑のふれあい館使用料が一括で1,133万円になっているのですが、この中に恐らくいわゆる食堂部分の家賃

が含まれていると思うのですが、この家賃が現状で幾らになっているのか、そしてその先、相手先がどういう配置先なのか、それからこれを契約したときの契約内容、年数が決まっているのか、またその中身について、使用部分の限定があるのか、また使用目的がどのようになっているのか、それらについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、84ページといますか前の83から84にかけての温水プールですが、ことしの場合トータルで3,600万円と、これはびっくりだったのですが、よくよく見ますと84ページの工事請負費ということで、天井等の大きな工事、750万円弱の工事費が入っていましたから、これで大きくなったのだというのは理解できるのですが、去年のボイラーの交換500万円、そしてことしの工事約750万円、2カ年にわたって1,200万円以上もの費用がかかっている。この費用のかかり方について、町長どのように考えるか。

また、先ほど来この温水プール、それからウォーキングロード等、健康のための施策としていろいろな形で、いわゆるハード的な面と言っているのではないかと思います、それらのものが幾つか出てきているわけです。み～な子ども公園の中の大人のための運動器具なんていうのもそれに入るかと思うのですが、それらのソフト面での例えば運動器具なんていうのは、使い方を誤れば非常に危険でもあるし、水泳についても、これはまたやりようによっては本当に非常に危険な部分があるわけです。幸いにして表立ってプールで大きな事故があったというのではないのですけれども、いろいろな話を聞く中ではやり過ぎによって、かえって健康を害したというようなことも耳にしております。この辺の問題点はどんなところにあるかといいますと、ウォーキングロードの件についてもそうですし、また運動器具のことでもそうなのですが、指導者の欠如といいますか、指導者の不足だと思っております。また、指導するソフトといいますか、それに対する費用というのが皆野町についていえば非常に足りないのではないかと、ウォーキングロードなんかにしてもいろいろ、これがいいか悪いかは別としまして、よく言われる学識経験者といいますか、いわゆる専門家に対する相談であるとか監修であるとか、そういったことが圧倒的に足りない過ぎるような気がします。

また、プールについても、これはプール実際に指導監督されている方々の努力は大変貴重なものだと思いますけれども、これらもやはり医師を含めたいわゆるプロの方に頼む部分も多々あるかと思うのです。現実に行っているところでは、そういったものを含めると、現状のプールが3,500万余の金額、ことしの予算計上されていますが、実際にはそれを倍する金額がかかっています。こういうことというのは目的等をきちんとやっておけば額ではなくなってくるわけなのです。必要であれば、これ必要な額なので、これは必要、仕方がないことなのです。ただし、ここからが肝心なことなのですが、それを出したことによって得られる効果がどこまでなのか、そこでちょっと健康福祉課長にお聞きしたいのですが、先ほど来高齢者医療費、県内1番になったと、それらがプールの水中ウォーキング等の効果が高いのではないかというようなことが巷間言われるのですけれども、これらについての因果関係がきちんとはっきりしているのかどうか、それについて細かいことですが、高齢者医療第1位ということですが、実際には1人当たり幾らなのか、そしてその計算のもとになる人数というのは何人いるのか、わかると思いますので教えてください。

一方で、プールのほう、収入のほうがここ何年かどんどん、どんどん落ちてきてまして、ついに400万割れが目になっております。500万を切った時点でも大変衝撃的だったのですが、さらに400万を切りそう。これは去年はいろんな災害等があったから仕方がない部分がありますが、それらを含めると少し人数が減ってしまいますからその前の年、一昨年を含めて考えていただいて結構だと思うのですが、

いわゆる水泳という運動で使われている人数、それから水中ウオーキング等で使う、利用している人数がおおむねどれぐらいの人が使っているか。単純に500万ということで1人1年間のパスを買えば、これ500人ということになるわけですが、単純にそういったものでもないと思いますので、その辺のこれは大まかで予想で構いません。どの程度的人数がいるのかということを考えているのか、お聞きしたいと思います。

とりあえず以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 林議員さんからのご質問で、まず議場のマイクの関係でございますけれども、今ここにありますマイクをすべて交換ということで考えております。議員さんの席のほうにつきましては、2人である席に1本ということになっておりますので、録音とかする場合に聞こえない場合が出てきております。それですので、めいめいにマイクがつくような形で、実際的には4本ふえます。それから、それであと立ったときにマイクからの距離がちょっと遠いので、これを長くする工事をします。基本的には、それであとはマイク自体も性能のいいものにするのですけれども、基本的にはその工事なので特別配線、レイアウトを変えるとか、そういうことはありません。それで、そのことによりまして、まず雑音がなく、よい集音効果というのですか、ができるということになります。

それから、次のカーナビのことなのですけれども、カーナビにつきましては議長車につけます。ですから1つです。高いというお話もいただきましたけれども、長く使うものですので、よいものを、一番いいというわけにはいかないのですけれども、よいもので中の情報につきましてもハードで更新ができるようなものを考えております。

それから、次の24ページの委託料の関係でございますけれども、これ現在考えておりますのが庁舎と文化会館の災害時の耐震、震災に対する強化、それから節電対策の工事ということで実施計画までを實際する予算でございますけれども、まずそれぞれの庁舎の問題点の調査、それから現状の分析をする業務があります。それに問題点を洗い出しまして、それに基づいた実施設計をするわけでございますけれども、節電ということも中にはありますけれども、主な業務につきましてはそちらが主であります。両方の庁舎の電気設備とか機械設備、自家発電の設備、それから災害のときの水の関係、給水、排水、それから消火設備、これにつきましても検討していただきまして、災害時に耐えられるような形で考えてもらうコンサルティングの業務、それが半分以上含まれております。それに対して設計業務ということで、また約半分弱がこの委託料の中なのですけれども、その中で節電の関係に示される部分につきましては総額539万2,000円の委託料の中ですけれども、節電に対しては60万円ぐらいが節電にかかる委託料ということになっております。その節電につきましても、今ある廊下やトイレの照明と非常照明というのが兼ねられないとか、そんなような形で検討してもらうということで考えております。

それから、次の46ページのLEDの関係ですけれども、これは先ほどからもちょっと話出たかもしれないのですけれども、緊急雇用の事業で行いまして、主とすると雇用であります。この緊急雇用の事業でありますので条件があります。委託として業者に出すわけなのですけれども、この中で50%以上人件費に使いなさいという縛りがあります。それから、また工事の内容につきましても既設の防犯灯の電気の部分、そこをLED化にするということでもありますので、柱からそこまで全部を対象としているのではありません。

それから、次の職員のパソコンでございますけれども、このパソコンの台数につきましてはデスクトップのパソコンを5台、それからノートのパソコン、例えば停電になった場合でもノートですと使えますの

で、それを2台と、あとウイルス対策の機械がその金額の中に含まれております。これにつきましては現在ウイルス対策の機器があるわけですが、それが購入してから7年が経過しております、大分今に沿っていないような形になっておりますので、それをネットワークのデータ、それあたりのシステムをそういうウイルスから守るために、新しいものにするためのこれは入れかえの費用でございます。それが含まれております。

それから、あと町営バスのほうにつきましては先ほど話が出ていますけれども、大きさ、一応定員が36人乗りということになっておりまして、先ほどからも言うておりますように、これは古くなりましたので買いかえるということなのではございますけれども、乗車人数が多いとき、少ないときあるわけなのでございますけれども、先ほど町長の話もありましたように、大きいものでというか36人乗りで対応したいということで考えております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） 10番、林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

まず、林道及び町道でどのくらいの要望が出ているかということでございますが、まず町道関係についてお答え申し上げます。手元に本当に詳しい資料がございませんので、ちょっと覚えている範囲、または手持ちの予算等の資料になってしまうのですが、今現在改良工事がまだ終わっていないもの、これ約20路線の要望がございます。特にこの半年ぐらいで出た要望でございますが、町道の皆野17号線、また……

〔「詳しいこといいです」と言う人あり〕

○建設課長（小宮健一） 詳しいことはいいですか。それでは、あと次に林道関係について申し上げます。

林道関係、本数で約6カ所の要望が出てございます。また、県道につきましては全部で5カ所の、まだ要望があって整備が終わっていない箇所がございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

初めに、林業従事者等の状況でございますが、埼玉地域森林計画書によりますと、皆野町の林業の状況は森林面積が4,567ヘクタール、林野率は72%でございます。1ヘクタール以上の保有林がある林家数は427件、専業の林業家はございません。林業就業者は1人、林業にかかわる事業所等については6件ございます。

次に、収入の7ページ、農林水産業使用料の水と緑のふれあい館使用料1,133万円の内容でございますが、この内容は入館料、それから有料の個室の使用料、回数券の売上料、合わせまして1,133万円を計上したものでございまして、お話のございました食堂の使用料については16ページ、款20諸収入、項5雑入、目1雑入の下から3行目、水と緑のふれあい館食堂使用料24万円を計上しております。契約しております組合は日野沢観光組合、契約の目的は水と緑のふれあい館食堂運営業務でございます。年数につきましては23年4月1日から24年3月31日まででございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 10番、林議員さんのご質問にお答えいたします。

68ページ、小学校費の中の節15、工事請負費の中の小学校教室用照明交換工事費、国神小学校と三沢小

学校の照明等の交換工事をするものでございますが、照度及び照明環境の基準がございまして、教室の机の上の面に対しましては300ルクス以上、黒板面に対しては500ルクス以上というようなことがございます。両校につきましても老朽化によりまして照度もやや不足しているところがございます。そういった中で基準値以下のあるところもございますので、FHFタイプの蛍光灯、町庁舎の蛍光灯と同じようなものだと思いますけれども、それに更新いたしまして明るい教室で授業ができるような形でと高効率で消費電力を抑えたいとするものでございます。

あと、83ページから84ページにかけまして温水プールの関係でございまして、議員さんのご指摘のようにボイラーの更新工事を平成22年度561万7,500円をかけて更新いたしました。24年度につきましては、塗装工事等をお願いしているわけでございますけれども、特にプール水の水質の確保等をするために、24年度計上させてもらったものでございます。

プールの使用状況に関してでございますけれども、先ほどのご質問の運動人数あるいはウォーキング別の人数ということでご質問いただきましたけれども、現在確認してございますのがプールの利用者数ということで確認してございます。平成22年度は3万6,555人です。平成23年度2月末までで3万5,462人でございます。23年度の見込みといたしまして約3万8,000人を見込んでいるわけでございます。大変申しわけございませんが、運動人数とウォーキングされている方の人数、別々に分けている資料は手元にはございませんので、この辺について今後いろいろ進める中で分けて確認するように進めさせていただきたいと思っております。

あと、昨年の9月の定例会におきまして議員さんからは例えば定住自立圏の中でとか創意工夫といったことが必要になるのではないかとありがたいようなご指摘等もいただいておりますので、いろいろ進める中で、先ほどの質問の中にも指導者の関係、専門家を入れたりとか医師を含めたというようなこと、ありがたいご質問もいただいておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 10番、林議員から健康水中ウォーキングについて特にご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

指導者の問題につきましては、今現在不足を感じておりません。大変熱心に取り組んでいただいておりますし、またその中でやったことによってぐあい悪くしたというような認識を私は持っておりません。今次長のお話にありましたけれども、医者をつけての介護予防事業としての水中ウォーキングの取り組み、こういったものも現在念頭にございません。

それから、高齢者の医療費との関連でございまして、後期高齢者医療費1人当たり医療費の22年度の実績に基づく数値でございます。皆野町は県下で少ない方の、費用がかからなかったほうの1位、金額を申し上げますが、65万70円でございます。ちなみに、第2位が小鹿野町65万9,351円、以下、第3位、第4位まで秩父市、横瀬町、14位に長瀨町が入っておりますが、県平均の額を申し上げますと県平均82万6,809円でございます。

こういった後期高齢者、75歳以上の方の医療費が少ない要因、それらの因果関係についてでございますが、実はこの辺が一番科学的な分析というものなかなかできないことございまして、頭を悩ませるところでございますけれども、相当因果関係があるというふうに思っております。いずれにしても、介護予防としての回復ができればなお結構ですし、今の状態を長く維持して、要介護状態に仮になっても1

年、半年延ばせるということが目的でございますので、引き続き取り組んでまいりたいというように考えております。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 一通り答弁をいただきまして、2点ばかりこちらのほうで落としたのもありますので、そちらのほうは要望を兼ねて先に言ってしまいますが、防災行政無線に関してすっかり忘れていましたけれども、今年度予算で約3億5,000万円のうちの半分ということで、さきに質問された方もありまして、内容については雑駁に触れる程度ですが、数年前現システム、設計されたシステムと同じようなところを実施している山梨県でしたか長野県でしたか、町長と一緒に視察をして、その費用、それら実態を見る中で、やはりこれは難しいなという結論を得ていたかに思ったのですが、その後数年来たった中で、それと同じようなものが実施されているのは複雑なところではありますけれども、ばたばたしたおかげで、そのうちの半分である、6億数千万円の予定が半分になり、いわゆる最近のメール配信等も入ったことで、ある程度の効果というか成果というか、それもできたのかと多少残念ではありますけれども、少しでも近代化の方向へ進められたのかと思っております。先ほど新井康夫議員のほうからもメール、携帯等の関係でもう日進月歩、この1年間でも震災後の防災システムの再検討という中で、いろんな形のものが出てきております。いろいろ事業をしていく中で新しいものへ、またそういったものは導入できるような機会があれば、積極的に余り費用のかからないようにやっていただきたいということを要望すると同時に、現状では秩父市において安心安全メールというのが非常に効果的だということで、秩父市のほうは予想した以上の加入台数になっておるようです。パンクしてしまうようでは困るのですが、皆野町においても情報が共用できますので、こういったことも広報のほうで町民に知らせることも必要なのではないかと思いますので、あわせてこれ防災行政無線に関する要望として挙げさせていただきたいと思っております。

それから、もう一つ漏れたのは実はバス、町営バスということばかりに考えていて、そうだと、それだけではなかったと、いわゆる町バスと呼ばれるバスなのですが、町のほうでもって運用していたわけですが、これがたしか委託になっていると思っております。この委託状況について、またそのバスの状況についてお聞きしたかったので、これについては申しわけないのですが、つけ加えさせていただきたいと思っております。

先ほど来一つずつ片づけていきたいと思っておりますが、総務課長のほうからお答えいただいた部分について、まず触れていきたいと思っております。確かに庁舎については節電というものの前に防災というのがありましたから、節電というのは余りこう費用的にはかかっていないのかという予想もしておりましたので、おおむね納得できる部分ですが、逆に防災のほうについてはもはや本当に忘れ去れつつある阪神大震災のときでも、万全と言われていた兵庫県の県庁舎、いきなり直撃であつという間に何億もしたような防災システムがパアになっています。今回の場合にも、いろいろ防災システムを構築していたところが、いわゆる想定外という津波やなんかで次々と無力になっております。確かに秩父地方、我々の住む地域は非常に幸いなことに天候面においても自然災害においても大きな災害に見舞われることなく過ごしてきておるわけですが、防災という観点におきますと本当に想定外のことが起こって当たり前というふうな考えに立たなければいけないのかというのが、この1年の実感になってきている部分があるかと思っております。そういったことがあっても、どこかしらが生き残っているということが必要なのではないかと思います。いろいろなハード面を整えることも必要ですが、これは皆野については結構やっているということも聞いていますけれども、例えば停電対策の非常電源の点検であるとか訓練であるとか、それら器具の訓練ということも忘れることなくやっていただきたいと思っております。これは多分やっていることとは思っておりますので、改めてと

ということではありませんが、きちんとやっていていただきたいということを要望したいと思います。

それから、パソコンなのですが、ちょっとここで答弁漏れなのかと思ったのですが、この発注先についてはできる限り町内業者にこれが一遍に、1業者で済まないということなのであれば、分けてもいいのではないですか。できるだけこういう時節柄のこともありますから、発注を考えていただきたいなというふうに思います。

それから、バスに関してですが、バスも先ほど来聞きますと既定の路線ということであればそういうことなのでしょうけれども、バスの運用についても先ほど私が言いましたように、いろいろな方式というのを考えて、また新しい路線、新しい場所というのも考えなければいけない時期に、高齢化に伴ってなってくると思います。先ほど町長にも聞いたつもりだったのですが、町長のほうからその辺の答えがなかったかに思いますので、町長、その辺どのように考えているか、また今後課題として取り上げてもらえるかどうか、お答えいただきたいと思います。

それから、LEDの照明に関してです。これ言われることは大変よくわかったところでもあるのですが、これを機会に一緒に周辺の要望を取り上げていただきまして、防犯灯の新設についてもお考えいただきたいと思います。総務課長の答弁に関しては以上ですが、町長、含めてお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町営バスの関係でございますけれども、先ほど常山議員にもお答えを申し上げました。確かに日中利用者が少ないという状況は私も承知をしておりますが、今ジオパークだとか、あるいは観光が見直されてきておりまして、また健康増進のために、かなりウォーキングあるいはまたハイキングの方々がいまして、例えば皆野駅を電車でおりた方が大淵、野巻、桜ヶ谷を登って日野沢におりると、その方は行きはバスを利用しない方が、夕方というか午後にはかなりの人たちがバスを待っているというような状況もたびたび見かけております。そういうことからしまして、例えばそのときに9人乗りの車だったというようなことになると、これまた皆野町はということにもなるわけでございますので、今のところ今の方法でお世話になっていくことがベターかと思っております。ただ、多くの方からバスの不通箇所についての要望等は私もよく承知をしております。そんな関係でデマンドについてどうしたものかというようなことで、今定住自立圏の関係もありまして、このことについては検討をしておるところでございますので、いましばらくお待ちをいただければと思っております。

以上です。

〔「防犯灯の件について」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 防犯灯のことにつきましてでもですけども、この際どうしても必要なのだということについては、当然見直して設置をしていくと、こういうことにしていきたいと思っておりますし、たしか金曜日だったですか、倒れかかっているような電柱等もあるのだという話も聞いております。もちろんそうしたものについても、この機会に新たな電柱でお世話になっていければと、こんなふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 今の件につきまして、では要望ということと、それから提言をいたしたいと思っております。

防犯灯については、今町長が言っていたとおり、目に見える形で大分傷んでいるところ、それか

らこの間歩いてもらえばわかるとおり、非常にメイン通りですらもそこここと大分暗くなっているところがあります。県道だから云々ということもあるのですけれども、その辺を工夫をいただきまして、早期に明かりがついていただきたい、そういった工夫をしていただきたいと思います。

それから、総務課長についてはパソコンの業者に関して一応要望をお願いしたいと思います。町内業者をできるだけ利用していただきたいと。

それから、この件についての最終的な要望としましては、バスについてですが、路線バスだからということだけでなく、国内にもいろんな形で工夫をしている別の地域の実例があります。また、遠からずやはり町内の小学校の統合というようなことを考えたときには、どうしてもバス通学ということも出てきます。それらをいろいろ勘案した中で通学、登校はいいのですが、下校といいますと同じように五月雨式になった少なくなる。また、先ほど町長言われたように、観光に関しても実は行きに使わないのではなくて、路線がなくなってしまったので、野巻のほうには行けないのです、観光客の人たちも。歩くということもあるのですけれども、あそこまでの歩くというのは本当に舗装なので、できれば日野沢ルートと同じように登り口まではバスで行くというのが以前は多かったのですけれども、ご存じのとおり、路線消えていますので、そういったこともあります。呼べば大きいのが来るとかという工夫というのはそう難しくなくできるやに聞いてもおりますので、バスがなくて、大きいのがないから行けないのだというのではないですから、それらのことをうまく考えをめぐらしてやっていければ、これはもちろん執行側だけでなく、我々また町民の人たちの中にもいろいろな工夫、考えを持っておられる方も多いですから、そういったことをあわせて一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

では、それ以後のを。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほどの林議員さんからのご質問で、町バスについての状況について答弁させていただきます。

今、町に1台バスがあるわけですが、これにつきましては運転業務をシルバーのほうへ今委託しているところですが、このバスは平成3年に購入しまして、今20年と4カ月たっております。大分年数は乗っているのですけれども、距離が17万4,000キロと年数の割にはまだまだかというところがございます。運行の委託の関係で、24年から運転手さんをシルバーにお願いしたわけですが、方式が変わりまして委託の方式変えてバスを長生荘のほうに貸すという形、それでそれごと委託すると、貸してバス代をいただいて、それを含めた委託ということで今年度からちょっと委託の方法を変えてやりたいと思っています。

バスについては以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） いわゆる町バスについてなのですが、シルバーのほうに委託してあるということですが、実際我々議員もいろんな形で利用することがあるのですが、その利用についてはいろいろご意見のある方がおられるようですから、いわゆる法との関係をよく勘案していただきまして、その辺細心の注意をしていただきたいというのが1点と、それから正直な話、年数の割に距離を走っていないというのは余り利用率がないということでもありますから、これも町内には少なくとも3業者のバス業者さんがおりますので、そちらのほうへ委託してできる事業なのかとも思いますので、遠くないバスの廃止といえますか、いわゆる町バスの廃止という方向も考えたほうがよろしいのではないかと思いますので、検討を要望します。

それでは、別件についてですが、まずプールについて、プールの教育委員会のほうの答弁なのですが、用途別に分けていないからというのは非常にずるいと言ってはいいのか、また当たり前だと言えはいいのかわからないのですが、別に分けていないのは知っているのですが、どの程度になっているのかという思いでいいかと思ったのですけれども、さすがに思いだとなかなか出てこないようで、単純に半分だとしても先ほど来単純に年数何名の利用というのは出ましたけれども、それは延べの人数でいけば3万人とか4万人とかというのが出てきますけれども、それでも多いときに比べれば少なくなっていますし、その半分が介護だとしても1万5,000人とか2万人まではいかないと、それが年間ですから、それを単純に人で割っていったというか、人してみたら大した人数にはならないのです。先ほど私が雑駁に言いましたけれども、1万円の1年間の券で考えていけば500から600、どう多く見ても800、その中の半分としても400、健康福祉課長のほうの答弁の中でさっと逃げられているのですけれども、この65万円の割る人数、1人当たりで65万円ということですか、その人数が何人だったのか、それらで見れば大体2,500万円以上の持ち出し経費がプールにはかかっていますから、それらを考えると決してコストパフォーマンスがいいとも言えない事業なので、そこら辺をどう考えていくかというのが大切なかと思っておりますので、それらの人数について、それからあわせてプールのことばかりになっていましたが、ウォーキングロード、それからいわゆる運動器具、これらどのように説明していくのか、これが抜けていましたので、再度そこら辺について聞きたいと思っております。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 高齢者医療費の問題でございますけれども、皆野町の75歳以上、1,770人ぐらいたったと思っておりますが、後期高齢者医療費の総額を対象の75歳以上の方で割った数字が1人当たりの金額でございます。それから、そのほかの運動器具あるいは健康ウォーキングを使った事業でございますけれども、基本的にはそれぞれの単独でといいますか、それとグループをつくっていただいて自由に好きな時間に活用していただくというのを基本にしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） それでは、この件について最後の質問にしたいと思います。

先ほど最初に健康福祉課長が言われた答弁というのは、非常に問題が多いと思うのです。というのは、確かに言われるような部分があります。現状の部分で指導者として足りていると、ただそれは町側が言っただけのことだと思っております。町側がちゃんと依頼してできているものだとすれば、ちょっと逆に足りないというのは、不満の声というのはどういう部分でもそうなのですから、特に道路なんかでもそうなのですから、なかなか伝わらないのです。いい例ですと、この例言うと本当に申しわけないのだけれども、この間道路の関係で建設課長と話していて、いや、議員、でも下田野1号線については大変よかった、歩道もついてというふうにお礼を言われたのですよと言われたのです。そうですか、だけれどもそればかりではないだろうと言ったら、それでできればついではその奥のほうもあわせて拡幅してもらいたいのですから、そこが一番なのだということなわけです。要するに、いいという部分はこれは当たり前なのです。だけれども、そこに出てこない不満の部分引っ張ってこないといけません。先ほど実際に今指導監督をしていただいている方の努力は大変貴重なものですが、それでもそれについていろんな形で町のほうの保障であるとか、そういった部分からいうと不備だ、ちゃんとなっていないというようなことを言われる方も、これ専門家の方です、多いのです。あそこはこうしたほうがいい、あそ

こはこうしたほうが良いというはあるわけで、そういった部分にこそもう少し、そんな高い金額がかかるわけではないですから、そういった部分にお金をかけていかれたらいかかということなものですから、そういった検討も十分していただきたいという要望です。

それから、今の先ほど課長がいみじくも言いましたけれども、どうして秩父のほうが高齢者医療が安くてというのはちょっと悩ましいところだと言いましたけれども、同じように、ではプールがあるからなのか、でもなくてもほかの秩父の市町についても、他の埼玉県各市町に比べれば非常に安上がりになっている。千五、六百、2,000人としても、2,000人が全員がプールへ行っているわけではありません。先ほど言ったとおりです。概算でもその4分の1ぐらいですから、そのプールについての効果があるやなしやというのは非常にあいまいな部分があるわけです。それこそ高齢者を対象にすればこそ、やはり医療体制、救急体制を含めた指導、こういったものが必要になってくるし、それでそれをしていかないと安心して利用するということがなかなか難しくなってくると思いますので、利用者をふやして効果を上げようということが主になるとするならば、またそれを県に対して提言していくのであるならば、それなりの権威づけが必要になるので、そういったものが必要なのではないかと思いますので、それらをあわせて検討をお願いしまして、この件についてはこれまでとしたいと思います。

次に、先ほど産業観光課長のほうからふれあい館については指摘をいただきまして、ありがとうございます。私もよく見ていなかったものですから、そちらのほうに家賃収入があったということはちょっと落としておりました。契約内容についてですが、契約の中で使用場所、食堂業務ということであれば、その食堂のあそこ1階、2階とありますが、1階部分は確かに食堂というのはよくわかりますし、恐らくその食堂業務の中には厨房設備を含めた、これいわゆる家賃の中には厨房設備を含めていると思うのですが、2階の休憩所まで含まれているのか、それからそのすみ分けと申しますか、境はどこにあるのかということについてお聞きしたいと思います。というのは、あそこの場合ですと、今の現状ですとふれあい館の中に食堂がありますから、以前とある意味では全く変わっていないわけです。だけれども、実態としては先ほど言われた日野沢観光組合ですか、こちらはある程度いわゆる民間業者というふうなものというふうに関別できるかと思うのですが、おふろの営業業務内容と、それからそちらとは明らかに違っているというふうに考えられるのですが、その点どういうふうに関としてお考えなのか。課長がもしはっきりしないのであれば、副町長なり町長さん、どういうふうに関しているのかを、お考えをお聞きしたいと思います。まず、そこまで。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 10番、林議員さんの質問にお答えをいたします。

契約内容でございますが、先ほど申し上げましたように、ふれあい館食堂の運營業務として食堂の器具等を利用していただいております。そこで、お客様からの注文によりまして食事等を用意していただくわけですが、その食事をどこで食べるかについては、お客様の都合もございまして、食堂以外のところでも食べる必要が出てきます。それについてはご了解をいただきたいと思います。

2点目のおふろに来るお客様と食堂を使用するお客様という、すみ分けをどこでしているかというご質問……

〔「ふろは町でやっているわけでしょう。だから、食堂は別でやっているわけで」と言う人あり〕

○産業観光課長（川田稔久） 食堂につきましても、ふれあい館の利用者のために食事を提供しているとい

うふうに考えております。

以上です。

〔「町長、何かありますか、今の件で」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） では、それぞれにお聞きしますが、ここの席におられる議員、新人の方を除いて議員各位、それから参与席の皆さんもご存じのとおり、昨年末あそこで忘年会をやったわけです。あそこで宴会をするということまでは想定外になるかと、一般的に考えられるかと思うのです。それから、そこまでということになりますと、この家賃の24万円というのは大変安いと、これは破格に安いと言えるのです。なぜかといいますと、それらの中にそこまで答弁の中に入ってくるかと思ったのですが、出てこなかったで私のほうから言いますが、いわゆる電気、水道料金も込みになっているわけです。そうしますと、あの程度のいわゆる食堂のホールのみで電気代でも、冷暖房費、照明費を込みにしますと、これ月2万円ではむしろ足りないぐらいになるはずです。先ほどすみ分けと言ったのは、この食堂業務が明らかにこれ利益が出るわけです。その利益を追求している企業体、これは利益追求してはいけないと言っているわけではないのです。利益を追求するのはこれは当たり前で、民間の人たちが参入すれば、それは当然の話なのですけれども、それをやる中で町のほうにそれらに対して非常に有利な条件を出していると、ここに問題があると私は思います。

私の居住する近辺では、大変皆野のいわゆる旧町の中では比較的元気なほうかなと私は思っているのですが、その理由としましては飲食店が多くて、それぞれの飲食店が3代目、4代目がいて、現中心になっている人たちよりも上の世代というか、次の世代の人たちが、もう次のいわゆる跡を継いでやるというのが決まっているところが多いわけです。しかしながら、実際の営業の内容としましては、こういう宴会というようなものが非常に少なくなっている中で、それぞれの店が非常に個店の努力をして経費節減をし、その中で家族全員がその業務でもっていわゆる食っていつているわけです。それに対して、町のほうで、それがわずかであろうとも同じ業態の業者がやる場所へ有利なような材料を出して、また町の関係だということで、いろんな団体がそちらを優先して使うようなことになれば大変な問題になってくるわけです。簡単に言ってしまうと、非常に民業圧迫になってくると。誤解していただいても困るのは、やるなということではないのです。やること自体はそれはいいことです。ただ、同じ土俵で一緒の部分でやるのでなければ、それはフェアではない。その部分を考えていただかないと、これは大変な問題になってくると思うのです。

これは一皆野町内だけではなく、近隣のそれぞれの同業者から見れば、何でということになってくるのです。それは埼玉県が美の山にいいの村をつくるというときからも、長瀬やなんかの大きな反対運動があった。そうなのです、過去にも同じような例があるわけです。ただ、余り知られていないということ、これらがあって大きな動きにはなっていない。けれども、やっぱりそれはいわゆる町長の言う公正、公平ではない。不公正、不公平なことになっているのです。その辺について、町長、どういう考えを持っているのか、お聞きしたいのと同時に、それからすみ分けというお話が出ましたけれども、これもまた今この議場の中にいる多くの方が知っているとおり、バスまで運用しているわけです。そのバスには町営温泉、水と緑のふれあい館と書いてあります。では、皆野町はバスの運用も任せたのですか。万が一そのバスで事故が起こったらどういう、責任の所在はどちらにあるのですか、そういうことまで考えているのですか。これは恐らく産業観光課長の域を超えたいと思いますので、副町長、町長になりにお考えをお聞きしておき

たいと思います。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 水と緑のふれあい館、これの建設当時のことになりますけれども、地域振興、地域の雇用を図りたい、地域おこしをしたい、こういうこともその目的の中にあっただけでございまして、私は今回このふれあい館の厨房部分を地域の方々が活用して、来るお客さんにサービスを試してみたいということで、主に日野沢の地域の方々でありますけれども、三沢の方もおりますし、金沢の方もおりますし、皆野からの方もおるようございまして。そのような関係から、一定の雇用も図られておる、そしてまたそこにおいでいただくお客さんも幾分ふえてきておるといようなことから、私は決して今林議員から言われるように、民間を圧迫していると、こんなふうにはとらえておりません。いずれにいたしましても、切磋琢磨をしていただいて、民間の方々にもアイデアを出していただいたり、料理のアレンジ等もしていただいて、魅力ある皆野町の飲食店組合にさせていただければありがたいなと思っておりますが、バスの運行についての、その保険に加入しているか、していないかということについては存じ上げておりません。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） やるなと言っているのではないのです。やることは悪いことではないと言っているのです。やるのに当たっては、やはり同じ条件にしなければフェアではないと言っているのです。町のほうの家賃24万円というのは1年間これは明らかに安過ぎるのです。ちゃんとメーターをつければ、電気についても水道についても別々にできるのです。最低限それぐらいをすること、それから家賃にしたってそこのラーメン屋さん、甲子園ありました。何でなくなってしまったか、地代が高いからです。地域振興のために雇用も生まれるかもしれません。だけれども、それがあつたために、もともとあつた店がなくなるかもしれないのです。原因としてはともかくもう少し精査をしてくださいということです、不公平のないように。

それから、バスについてですが、保険に入る、入らないではないのです。町の町営とうたっているのです。だから、これで保険入っていなかったら、町が責任を問われるということになるのです。私自身考えるに、多くの公営の施設で喫茶店であるとか食堂も入っています。ほとんどが民間のものが入っています。だけれども、同じ名前をうたっているところというのはそうはないのです。別の経営形態なのだということがはっきりすれば、それはそれでいいのだと思うのです。だから、やることは構わないのです。別の名前をつければいいのです。日野沢そばだとか日野沢食堂だとか、同じ水と緑のふれあい館、それも町営まで入っていたら、これもみんな町営でやっているのだろうというふうに、バスを含めて誤解されかねないわけです。そういう誤解をされないようにしたほうがいいですよという提言。

それから、先ほど産業観光課長のほうの答弁の中で、お客さんが休憩室に行かれるのはそれは構わないと思うのです。だけれども、宴会をやるのは、その休憩室を完全に他の客をシャットアウトして、その会場の中で用意をするわけですから、全然その内容は違います。つまりそこを借りていないと、借りたところでなければできない業務なのです。そこまで借りていると考えられるのです。それとも、そのときだけ借りるのか、だとすればその料金はどうかということまで及んでくるわけです。だから、そういったことはきっちりしておくべきだというわけなので、そうでないとはっきりしたことになる。どうしたっておかしいという話になりますから、その点見直す考えがあるかどうか、ちょうど時間ですから、それがどうかを町長にお聞きして終わりにしたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 今の関係については、協議中でございます。なお、このふれあい館を日野沢観光組合にという折には、公募をして日野沢観光組合から1件のみ手が挙がったと、こういうことを認識しておるところでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 済みません、最後と言いながら、もう一言ですけれども、恐らくそういうことはちゃんとやっていたと思うのですけれども、ただ内容について通常常識で考えれば、下の1階の食堂だけでお昼や夕食の給仕をするぐらいまでが常識的だと考えて、宴会までやっていいとか、そういうことまでは触れられていなかったのではないかと思います。営業形態として、その営業努力として考えることは悪いことではないけれども、少なくともやはり有利な材料があるわけですから、そこら辺を協議中ということですから、しっかり検討をいただきたいということを要望して、しっかりやっておけば、これはできないことではないのですから、それこそ公平、公正にやっていただくことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤径子議員） 休憩します。

休憩 正 午

再開 午後 零時57分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、関連するページを告げてから質問、答弁をお願いいたします。

質疑はございますか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 予算の大綱の中でも、予算編成の基本的な姿勢ということで、冒頭東日本大震災の現状について触れられておりました。昨年3月11日には皆野町議会におきましても、平成23年度の一般会計予算等の議決がされた3月定例会が閉会した直後の大震災でありました。それから丸1年が経過した中で、本日平成24年度の一般会計予算の議案審議であります。1年たった今日においても、特に原発事故による放射能問題によって戻れる当てもない避難生活を強いられ、また瓦れき処理や復旧作業等も大きな影響を与えて、被災地におきましてはまだまだ悲惨な状況が続いております。今から5年半になるかと思うのですが、福島県の飯館村に議会として視察研修に行った経過がございます。石木戸町長も同行されて参加されているかと思うのですが、この飯館村は日本でも最も美しい村の一つに数えられておりました。村の振興の基本理念としまして、スローライフを掲げて、またマデイライフ飯館、このような象徴されるように大変ユニークな事業等を展開されてきておまして、自立した循環型社会を目指していた素晴らしい自治体でありました。その後、皆野町におきましても視察後、今あります出産報賞金やこの一般会計予算が可決された後、町民への予算書、このようなことを今皆野町もつくっているのですが、大変こういったところを視察後、参考にさせていただいた自治体でもありました。飯館村は、ご存じのように、福島第一原発から30キロ以上も離れていたにもかかわらず、放射能問題で全村が避難を強いられまして、現在も福島市内に集団で移転をしております。居住地なり農地なり山林のすべての除染は大変もう難しいと、

30年なり50年は戻れない、このような状況が伝えられております。原発周辺のみならず、広範囲に及ぶ住民の命や健康、そしてすべての自然にも大きな影響を与えている放射能問題でございます。改めて脱原発なり、また原発の再稼働に反対し、そして自然エネルギーの推進に力を入れる、そのことが町長が言われております安全、安心なまちづくりの基本につながるものだ、このように思いつつ、何点か質問をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、8ページの継続事業費並びに第3表の地方債、この関係につきまして、防災行政無線の事業につきましては24年度、25年度の2カ年の継続事業ということでございます。この各年度の金額を、事業費を見ますと、起債の充当率というのは100%というふうに理解してよろしいのかどうか、この点1点お伺いしたいと思います。

それと、歳入の関係になるのですが、6ページです。項1 地方交付税、目1 地方交付税で、前年当初より5,000万円増の14億1,200万円の予算であります。過去の決算実績からも、平成19年度の11億8,000万円を底にしまして、年々ここ数年この地方交付税については増額の傾向になっているかと思えます。平成23年度においては約14億6,800万円の地方交付税が見込まれているかと思えます。当町におきましては、この地方交付税は町税を上回る一番大きな財源でもございます。また、今後におきましても頼りにせざるを得ないというか、なくてはならない大きな財源であろうかと思えます。しかし、最近船中八策とか維新八策はともかくとしまして、憲法第9条の改正といえますか改悪ですね、また道州制の導入や地方交付税の廃止等々を政権公約にしまして国政に、選挙に打って出ると、こういった大阪維新の会などの大変強権的な危険な動きもございます。過去におきましても、このような質問をさせていただいた経過があるのですが、この地方交付税に対する全国の町村会におきましても大会決議等も行っている経過もあろうかと思うのですが、町長としてこの地方交付税に対する考え方を最初にお聞きしたいというふうに思います。

歳出の関係なのですが、18ページになります。目1 議会費、節11 需用費の印刷製本費についてお伺いしたいと思います。製本費として309万円というふうになっております。前年当初より109万円の増額ということになるかと思うのですが、この増額分につきましては議会だよりの印刷費ということで新たに追加となったというふうに理解してよろしいのかどうか。

次に、25ページです。防犯灯の関係になるかと思うのですが、項1 総務管理費、目6 交通安全対策費の中での節11 需用費の修繕料の内容につきまして、また節15の道路照明灯設置工事費とは防犯灯の設置費というふうに理解してよろしいのかどうか、防犯灯の先ほど来から町長のほうからも答弁いただいているのですが、防犯灯の新設の場合とか、また大変木柱等の傷んでいる、そういった防犯灯の柱といえますかその取りかえる場合はどこのところで予算を組んであるのか、これらも含めてお聞きしたいというふうに思います。

なるべく前の方と質問項目がダブらないようには整理していたつもりなのですが、ダブることもあるかと思うのですが、その点についてはお許しいただきたいと思うのですが、先ほど四方田議員のほうから子どものための手当の国庫負担金なりの質問があったかと思えます。その中で、担当課長のほうから、ことしの6月分から所得制限を導入するかと思うのですが、その延べの該当者が200人というふうに答弁されたかと思うのですが、この年収の所得制限というのが年収960万以上の場合該当になるかと思うのですが、皆野町の場合こんなに収入のある方がいらっしゃるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

44ページなのですが、項1 保健衛生費、目3 環境衛生費、節19 負補交の関係で小規模水道設置費補助金

315万円ということなのですが、大きな箇所づけ等ありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

同じく目3環境衛生費の節19負補交ですが、太陽光発電の設置費の補助金については前年というか今年度より5基分、50万円の増額ということで200万円を計上していただいております。今後の脱原発なり自然エネルギーの活用推進という立場から、今後の状況を見る中で、常に補正等で対応していただける考えがあるのかどうか、この点と。また、関連しまして、公共施設での太陽光発電の設置、活用について、以前町長から今後も積極的に進めていきたい旨の答弁をいただいた経過があらうかと思うのですが、当面こうした公共施設における太陽光発電の設置等、検討しているような施設があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、46ページなのですが、項1労働諸費、目1労働諸費の節7賃金で臨時職員賃金、前年度当初より126万円減額なっておりますかと思っております。その減額の理由についてお聞きしたいと思っております。

49ページになります。項1農業費、目3農業振興費、節19負補交の県営中山間総合整備事業の負担金の関係なのですが、1,625万円の計上であります。この負担金は、説明の中でもあったのですが、高原牧場に通じる農道三沢3号線の整備事業の町の負担金というふうになっているかと思うのですが、この事業につきましては平成21年度から継続事業で新年度というか平成24年度になりますと4期目に入ろうかと思うのですが、県として新年度どのくらいの事業を予定しているのか、またこの事業の完成年度をいつごろと予定しているのか、この点についてお聞きしたいと思っております。

54ページになります。目3観光費、節13委託料の中で、1点目として看板作成委託料ということで、114万5,000円のこの中身について、またその下の測量調査委託料52万5,000円の内容についてお聞きしたいと思っております。

同じく目3観光費の節15、観光トイレ建築工事費（若浜）というふうになっているのですが、事業費が1,050万円という計上であります。若浜ということありますので、日野沢地内かというふうに理解しているのですが、具体的にどの辺を予定しているのか、またこれは恐らく新設の観光トイレになろうかと思うのですが、設置の主な理由についてお聞きしたいと思っております。

関連しまして、予算大綱の5ページになりますが、この中の⑦の商工費の中で、華巖の滝遊歩道整備費として262万5,000円を計上したと、このような記載が大綱の中で触れられているのですが、この予算書を見ますと華巖の滝の整備費はどこに出てくるのか、ちょっと見当たらないのです。もしのせていないとしたら、その理由についてお聞きしたいと思っております。

65ページ、項1教育総務費、目2事務局費、節7の臨時職員賃金として前年より増額になっているのですが、その理由についてお聞きしたいと思っております。

85ページになります。項6保健体育費、目4柔剣道場・学童保育所複合施設費、節17公有財産購入費、1点目なのですが、説明の中では敷地の一部の買い上げ費用ということで532万7,000円の計上ということなのですが、この買い上げに至った理由、それとまた一部の買い上げということありますので、この施設の借地分はまだどのくらい残ることになるのか、あわせて買い上げ単価はどのくらいを予定しているのか、お聞きしたいと思っております。

関連しまして、24ページの目4財産管理費、節14土地借上料約671万円なり、61ページの項5住宅費、目1住宅管理費においても土地借上料として約346万円の計上がされております。町施設の比較的大きな金額の土地の、まだ借り上げをしている施設名とその年間の借地料、できましたらこの場で一覧表等で出していただけたらありがたいと思っております。また、将来的なことも含めまして、こうした町施設の建ってい

る敷地等の借り上げの土地について、将来的に例えば買い上げるとか、そういったような考えを持っているのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

最後に、毎回同じような質問、毎年して失礼なのですが、89ページの職員数の関係なのですが、一番上のところに本年度とか前年度というふうにあるのですが、これはいつの時点を指しているのか、またこの一般会計分と特別会計分を合わせた職員数について、本年度は何人になるのか、お聞きしたいと思います。

とりあえず以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） ご質問が広範囲になりますけれども、私のほうから子ども手当の所得超過者の関係につきましてご答弁を申し上げます。

24年度からの子どものための手当、所得制限は年収960万円が予定されておりますが、200人は月額計算上のもとなる数字を申し上げまして、大変わかりづらくて申しわけありませんでしたが、200人分月額、したがって親の単純な1人の親として見た場合には16人ですが、子供が2人いれば親世帯としては8人分という計算になります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長、ページ数を述べて答弁してください。

○町民生活課長（吉田明夫） 12番、内海議員さんからご質問のございました44ページ、節19負担金、補助及び交付金のうち、小規模水道補助金並びに太陽光発電設置費補助金についてご説明いたします。

小規模水道工事につきまして、箇所数の位置づけがあるかとの質問でございますが、尾根の水道組合の取水口の改修を見込んでございます。また、太陽光発電費補助金でございますが、ご指摘のとおり20基でございます。現在のところ20基の打ち切りという形を考えてございます。

また、町有施設の太陽光発電化というご質問でございますが、現在そのような考えはございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 6ページの地方交付税のことについて申し上げてみたいと思いますけれども、地方交付税というのは昔は平衡交付金とかといった時代もあるようですけれども、いわゆるどんな地方であっても中心地域と同じように発展をさせたいのだと、平衡して発展させたいのだというのが趣旨だったようでございますが、近ごろは交付金と一口に言っておりますが、平成17年だか18年だかが一番交付額が少なかったわけでございます。地方交付税というのは多くて喜ぶべきかということになると、いかがなものかというような気がいたします。自主財源が乏しいところほど、先ほど地方も中央部も同じような発展をさせたいのだという平衡という感覚からしますと、この町も自主財源が乏しいからこうした額になってきたわけでございます。いずれにいたしましても、当時自民政権時代だった行財政改革の一端だということで減らされましたけれども、ここへ来て少しずつふやしてきていただいております。そんな関係で当町も息がつけているわけでございますが、かといって国の借金も大変膨大なものになってきておるといようなことで、喜んでいいのか、また我々あるいは次の世代にそうしたツケを回していく方がいいのかという懸念もありますけれども、現状ふやしてきていただいて、この町はやっと何とかよその自治体並みのサービスもできるかなと、こんな感じがしておるところでございます。ふえてきているということはありがたいことだと思っております。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんからのご質問で順番を追って申し上げますと、まず8ページの充当率でございますけれども、これは100%でございます。

それから、18ページの議会費の中の印刷製本費、これにつきましては議会だよりの分ということでございます。

それから、25ページの防犯灯修繕、それから工事費のほうにあります設置工事費につきましては、現在ある防犯灯の修繕、また工事につきましては新しく要望された場所の工事ということで計上しております。

それから、戻りますが、24ページの土地借上料、14使用料及び賃借料の土地借上料でございますけれども、この内訳につきましては北分署の用地、これを2人からお借りしております。それから、あとは役場庁舎、文化会館の敷地、それから職員の駐車場の敷地でございます。それから、あと長楽寺からちょっと、これは少ないのですが、お借りしております。その費用でございます。

それから、あと89ページの人数ですけれども、本年度一般職員のところで85人書いてありますが、そのほか特別会計のほうで4人だと思っておりますので、合計で89人、前年度につきましては86人ということだと思っております。これは当初の計算の時点でございます。

以上です。

○議長（大澤徑子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

46ページ、款5労働費、項1労働諸費、節7賃金、臨時職員賃金786万4,000円、減額の理由はということでございますが、23年度3事業ございまして、新規雇用者は9名でございます。24年度につきましては3事業、11人を予定をしておりますが、賃金で支払いをします町が直接雇用をして行います事業については魅力あるまちづくりの推進事業、それから小規模校の学力向上対策事業、この2事業で5人を予定をしております。このことから、賃金については減額となっております。そのかわりに町の事業を請け負いました業者において、その事業を実施するために臨時的に職員を採用します13委託料、防犯灯LED化更新事業の中で臨時的に職員を採用していただきますので、その分が減っております。

次に、49ページ、19負補交の中の県営中山間総合整備事業負担金1,625万円ですが、事業量につきましては橋りょうの改良、すずの橋のかけかえ、それから路線改良といたしましてブロック積み工、側溝工、舗装工、約750メートルを予定をしております。これにかかります事業費が1億円、事務費が500万円、これらの事業費に係る負担金15%、1,500万円、事務費に係る負担割合25%で125万円、合わせて1,625万円を計上したものでございます。完了年度でございますが、前回の質問のときに25年度というふうにお答えをしていると思っております。まだ若干完成までには年度を要するようでございます。

次に、54ページ、節13委託料、看板作成委託料114万5,000円の内容ですが、この看板の内容につきましてはハイキングコース等の案内看板の作成、これを20基ほど予定をしております。それと合わせまして道の駅の看板を予定をしております。

それと、13委託料の中の測量調査委託料52万5,000円ですが、これは道の駅の登録申請に必要となります用地費等の測量業務の委託を予定をしております。

次に、15の観光トイレ建設工事費（若浜）1,050万円、この内容でございますが、まことに申しわけございません。校正漏れがございました。正確に申し上げますと、観光トイレ建設工事（若浜）、金額が787万

5,000円、これに大綱の中でということでお話でしたが、華巖の滝遊歩道、これは華巖の滝の遊歩道が狭いものですから、安全を考えましてアンカーを設置し、鎖を張る工事、これが262万5,000円ございます。合わせて1,050万円でございます。

観光トイレの具体的な場所ですが、若浜地内、まだ決定はしておりませんが、学校周辺等を予定しております。設置する目的につきましては先ほど来から出ておりますが、破風山からの登山客、それから34番へのハイキング等のお客さんが県道を通り、ハイキングコース等の目的地、それから帰りに通りますので、それらの方の使用を考えまして設置をするものでございます。

それと、大綱の5ページ、⑦商工費、華巖の滝遊歩道262万5,000円は予算の中に出てこないというお話でしたが、先ほど申し上げたとおり校正漏れでございまして、訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 建設課長。

○建設課長（小宮健一） それでは、内海議員さんのご質問にお答え申し上げます。

ページが61ページでございます。まず、8の4の3公園費でございますが、この14土地借上料、これは皆野スポーツ公園の部分でございます。面積が4,638.56平米、金額は総額で139万2,000円でございます。平米単価で300円でございます。

続きまして、8の5の1住宅管理費でございますが、この14土地借上料、これにつきましては3団地でございます。まず、大浜団地、親鼻団地、下田野団地、この3団地の合計8,648.31平米でございます。総額はこの346万5,000円、これ契約のほうは坪単価で、坪当たり1,300円の契約でございます。ですから、平米に直しますと約400円ということになります。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほど1つ間違いがありましたので、訂正させていただきます。

89ページの職員の数ですけれども、これ4月当初と申しましたけれども、12月の見込みの時点でございます。訂正させていただきます。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんからのご質問の歳出の65ページ、中ほどの節7賃金の関係でございますけれども、前年と対比いたしまして137万7,000円の増になってございますが、この内容につきましては学校教育充実のための1人増をするものでございます。

85ページになりますけれども、保健体育費の中の節17公有財産購入費、土地購入費532万7,000円でございますけれども、柔剣道場・学童保育所用地の一部でございます。556.59平米を買い上げるものでございます。なお、買い上げの理由でございますけれども、ちょっと休憩していただいて。

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時34分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） ただいまのご答弁の中で、答弁漏れがございましたので、お願いしたいと思えます。

契約面積全体で2,109.95平方メートルで、坪当たりの単価が2,200円ということで借地契約等を行っております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 税務課長。

○税務課長（四方田勝吉） 12番、内海議員さんからの子ども手当の質問の中で、年収960万円以上の方が皆野町に何人いるかというご質問があったかと思うのですが、所得段階、収入と所得はもちろん違うのですが、正式なデータではございませんが、今税務課で把握しておりますのが平成23年分は今年ですので、平成22年分の収入で申し上げます。給与収入のみの方70人、営業収入のみの方111人を把握しております。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 大方答弁をいただいたみたいなのですが、ありがとうございます。防犯灯の関係なのですが、需用費の修繕料のところでは蛍光灯とか、そういったのを修理として予算化していると、例えば柱とか、そういうのはどこで該当するかといったら道路照明灯の設置工事費ということに該当するというところで理解してよろしいのかどうか。あわせて、LED化に伴いまして、今後新しく柱を変えたりする、その予算等を今後検討していただかなくてはならないのかというふうに思いますので、その辺どのように考えているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 内海議員さんの質問でございますが、防犯灯の修繕、それから工事費につきましては修繕でできるものにつきましては修繕、また新しく大がかりになってしまうようなものについては工事というところで考えていきたいと思えます。ですから、柱につきましてもその程度によりまして修繕で済むか、工事で行うかというところでございます。それから、LED化の関係でございますが、緊急雇用でやる分につきましては、あくまでもLED化の電球というのですか電灯、それのみでございますので、柱につきましてはまた今後別の予算で検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということになりますと、状況によっては補正を組むということで理解してよろしいということですね。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） そのとおりでございます。またそのときはよろしくお願ひいたします。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ありがとうございます。

緊急雇用対策の関係なのですが、24年度は3事業ということで11名予定しているということなのですが、町としての事業が2事業で5人と、そういった関係で前年当初より減額になったということなのですが、このLED化の事業といいますか、これにつきましては委託するというような形ですので、この分が6人というふうに理解してよろしいのかどうか。その場合でも町の職員というふうな形で採用といったらおか

しいですが、どういう形になるのか、その辺詳しく説明いただけますか。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをいたします。

1点訂正をさせていただきたいと思えます。11人ということだと、先ほど町の事業で5名、LED化で6名と申し上げましたが、これはLED化は10名でございます。ですので、全体で15名の緊急雇用の採用になりますが、町が実施します2つの事業につきましては、町の臨時職員として町が直接雇用いたします。LED化の事業につきましては、委託料で支払う関係から、これは委託を請け負う業者が直接職員を雇うものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） そうなりますと、教育次長のほうから答弁いただきました臨時職員の賃金の関係で、学校教育に関するというのは、これはこの緊急雇用対策の事業として、教育委員会として予算を組んだと、このように理解してよろしいのかどうか。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんの再質問でございますが、65ページの臨時職員の賃金ということでございますが、これは緊急雇用でなくて、町の予算からということになりますので、お願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 教育長。

○教育長（山口喜一郎） 教育次長につけ加えさせていただきますと、65ページですか、今次長のほうから申し上げたのは、学校教育の充実のために生徒指導だとか学力だとか、そういうふうなものを指導していただく職員が、今説明申し上げたので、臨時職員のほうは実は三沢小学校が複式になります。したがって、せめて国語と算数はそれぞれ1年は1年、2年生は2年生として授業をさせてあげたいなということで、臨時職員として教員の免許状のある人を採用する予定でいます。参考までに、昨年度も金沢小学校6年生が国語と算数については、それぞれの単学級で指導できるように、町としてやはり臨時職員として教員を雇っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。ということは、三沢小学校の関係につきましては緊急雇用対策のほうから新たに職員というか臨時職員で対応するというふうに理解させていただきます。そうはいつでも、町独自としてのこの緊急雇用対策の事業なり、また職員の人数等は前年より少なくなっているわけですので、ぜひ雇用期間につきましても半年間というような、そんなような条件になっておるかと思うのですが、できる限り今の雇用状況を考えた場合、なかなかそれで納得のいくというか、本当に対策になるかどうかというのは疑問であります。ぜひ雇用期間なり、また雇用の人数等につきましても、ぜひ下期も含めましてふやすような形で検討をお願いしたいというふうに思います。

それと、看板作成の委託料の中身を課長のほうから答弁いただいたのですが、ハイキング道の関係20基と、あと道の駅の関係ということなのですが、この大綱のほうを見ますと、新たに道の駅の整備促進ということで、667万円というふうに大綱のほうでは書かれているのです。私もこれどこに出てくるのかと思ひまして、ざっとこうに計算しましたら、補助金の500万円とこの看板作成委託料と測量調査委託料、こ

れを足すとこの金額になるようなのです。ということは、大綱のほうに書かれている金額というのは、これは道の駅というふうには限定できないというふうにとれるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

大綱にあります道の駅の整備促進費667万円、この内訳でございますが、道の駅の登録申請に対しまして必要となる印刷製本費10万円、それから登録申請が終わりまして整備が終わった暁の道の駅の開設時におきます式典に要する費用が10万円、それから先ほど来話が出ております道の駅の看板作成費、これが94万5,000円、それに先ほど説明を申し上げました登録申請に必要となります用地測量費等の委託料が52万5,000円、それから既存の農産物直売所を整備をしていただくに当たりまして、そののかかった費用の2分の1、上限額500万円としての補助金、合わせまして667万円でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。6月の申請に向けて整備なり、また準備をしていくということになるかと思うのですが、いつの段階でその道の駅の名称等を決めるかどうかわからないのですが、できましたら私の希望としましては本当にシンプルなひらがなで「みなの」とか、そういうふうな名称にしたほうがよろしいかと思っておりますので、これは要望として出ささせていただきたいと思っております。

観光トイレの建築の関係なのですが、また華巖の滝との予算の計上の仕方では校正漏れがあったということなのですが、できましたらこういったことのないように、十分注意していただきまして、そうではないと予算書のほうに華巖の滝の整備費というのは出てこないのです。ぜひこの辺については追加するなり、そういった対応をしていただきたいというふうに思います。

あわせまして、若浜のどの辺に設置するかというのはまだ未定であるということなのですが、大方旧日野沢小学校の近くになるかと思うのですが、この先といいますか、札所34番のところにも観光トイレがあろうかと思っております。ここについては水潜寺の観光トイレという名称になっておるかと思うのですが、名前は「すいせん」であってもまだ水洗ではないと、そういう状況にあろうかと思っておりますので、これらも含めまして、今検討している場所を先に持っていくとかなんとかというのは難しいかもわからないのですが、いずれにしてもあの辺にも水洗の観光トイレが必要ではないのかというふうに私は思います。それらの絡みについてどのように今の段階で変更するとかなんとかということは難しいかもわからないのですが、将来的なことも含めましてどうなのでしょう、その辺の絡みも含めまして考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 12番、内海議員さんの質問にお答えをいたします。

水潜寺観光トイレは、実はあの境内地には2つございまして、町が設置しております現在のくみ取り式のトイレと水潜寺さんで設置しております水洗トイレがあったかと記憶をしております。そのような関係から同場所に同規模といいたいまいしょうか、同じ形式のトイレを設置するよりも、通行量の多い県道沿いに設置をしたほうがよろしいかというふうに考えて予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。私の認識不足で、町営の水潜寺の観光トイレというのは、その手

前で大変古いトイレのことを指しているということで理解しました。そういうことであれば、当初と違いますか今回予定しているところで整備を図るのがベターかというふうに私も思います。

関連しまして、華巖の滝の整備の関係なのですが、答弁だというと今ある遊歩道を整備するような、そういう答弁なのですが、これらにつきましてその遊歩道自体がどういう管理というか、町の管理になっているのか、それとも民有地を借り上げるような形での遊歩道になっているのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） お答えをします。

現在の遊歩道につきましては、県道から沢沿いに町道がございます。その町道を左に入りまして、滝つぼまで行くまでの間、約100メートルなのですが、これは民有地をお借りをして遊歩道として通らせていただいているものでございます。この間が余りにもこう狭いものですから危険等もございます。余りこう工作物、さく等をめぐらせると景観的にも損なわれますので、アンカーを設置して目立たない色の鎖を通す。その通した鎖を伝わって行って滝つぼまで安全に行っていただくという考えでおります。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） いろいろこういった整備を図っていくことについては私も異論はないのですが、いずれにしてもなかなか難しい問題といたしますか、民有地等の絡みも出てくると思いますので、その辺きちんと将来的なことも含めて、今までもう使っているからいいということで済ませてしまえば、それで問題がなくなると思うのですが、今後のことも考えまして、ぜひお互いの所有者との齟齬がないような形で、ぜひきちんとした契約書等も図りながら整備が、ここだけの問題ではないですが、こういったケースというのは今後いろんな場面で出てくることが考えられますので、ぜひその辺所有者との問題が生じないような形できちんと契約書を取り交わすなり、ある面では何らかの補償をするなり、そういった対応をして事業を進めていっていただきたいと、この件については要望させていただきたいというふうに思います。

あと、町で借り上げている土地のそれぞれの状況については答弁いただいたのですが、できましたらこれ一覧表みたいな形で年間の借上料を含めて提出していただけないものかどうか。また、こういった借り上げている土地について、将来的には例えば買い上げる、そういった考え等あるのかどうか、この点について再度お聞きしたというふうに思います。この資料を出していただけるかどうかも含めて。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 今、内海議員さんからのご質問で一覧表の件なのですが、個人情報に含まれるところもございますので、一覧表の提出はちょっと難しいかと思えます。また、将来的に借りているところを買い上げるかということについては、特に今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 個人情報ということもあろうかと思うのですが、別に所有者云々ということではなくて、例えばこの庁舎のどのくらいの面積のところか借地になっていて、金額的には年間の借上料は幾らとか、その程度だったら出せるのではないですか、別に問題ないというふうに私は思うのですが。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 例えば役場の敷地、何平米、幾らとなりますと、個人が特定されているところもございまして、その辺についてもちょっと難しい面があるかと思っておりますので、今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

〔「買い上げについて、そういう考えがあるのかどうか」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） それはないと先ほど。

総務課長。

○総務課長（大澤康男） では、もう一回、買い上げについては、今のところ特に考えございません。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） わかりました。なるべくトータル的に町としてどの程度の借地を借り上げているのか、また将来的なことも含めまして、ぜひ公共施設の整備基金等もあるわけですから、それらもぜひ加味していただく中で、できる限り借地のままでいくと毎年それこそ1,000万なりの借上料といたしますか、そういう予算もとらなくてはならないわけですから、ぜひ将来的なことを含めまして、それらの解決できるような形も検討をしていただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

また、職員数についてなのですが、12月の段階での見込みということなのですが、いずれにしても今年度ということは、平成24年の4月1日の時点を考えてこういうふうに職員の数を出しているというふうに理解してよろしいのか。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） 先ほどは言葉が足りませんで済みませんでした。本年度につきましては、12月の時点で4月1日を見込んで計算しております。

以上です。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 歳入のところで1点だけ質問をいたします。

ページにして16です。目1雑入、ちょうどページの中ごろであります。節3市町村振興協会交付金1,188万4,000円ということでありますが、交付金としては1,000万円以上はかなりかと思っております。どこから、どんなものなのか、1点だけ質問いたします。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） ただいま大野議員からの質問でございますが、市町村振興協会というところから宝くじの売り上げの関係で町のほうへ交付されるものでございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 8番、大野喜明議員。

○8番（大野喜明議員） 昨年あるいは近年で、あるいは来年度とか、継続してこのくらいの、知識していないで申しわけないのですけれども、このくらいの金額が例年交付されるものなのか、ちょっと教えてください。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） おおむねこのくらいはいただけると思っておりますけれども、昨年はサマージャンボ

宝くじとオータムジャンボというのがありまして、昨年までは1つだけしかもらえていなかったのですが、今度から両方がもらえることになりましたので、このくらいの金額になりますので、そういうことになったということで、来年もこのくらいは見込めるのではないかと考えています。

以上です。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第2、議案第10号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第10号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

医療費の動向等によります保険給付費、後期高齢者支援金、介護給付金などの計上と保健事業を推進するための予算でございまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,000万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第10号 平成24年度皆野町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は13億4,000万円で、前年度当初予算比で1億7,500万円、15%の増の予算でございます。

水色の仕切りの後ろが予算の説明書でございます事項別明細書になってございますので、これに沿ってご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。まず、歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億9,807万7,000円の計上で、前年度比326万6,000円、1.7%の増でございます。節1現年課税分1億9,001万円、節2滞納繰越分は806万7,000円を計上いたしました。

次の目2退職被保険者等国民健康保険税3,098万4,000円の計上で、前年度比526万4,000円の増でございます。内訳といたしまして、節1現年課税分3,037万8,000円、節2滞納繰越分60万6,000円の計上でございます。

4ページをお開き願います。款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金2億4,728万4,000円の計上でございます。節1現年度分2億486万1,000円でございます。これらは一般被保険者に係ります療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、介護納付金から基盤安定繰入金の2分の1と前期高齢者交付金の収入を差し引いた後の34%と介護納付金の34%相当額でございます。節3の後期高齢者支援金4,242万2,000円は一般被保険者に係ります後期高齢者支援金の34%相当額でございます。

目2高額医療費共同事業負担金596万8,000円でございますが、高額医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

目3特定健康診査等負担金、節1現年度分87万円の計上でございます。これは特定健康診査等の補助基準額の3分の1を国が負担するものでございます。平成22年度の確定額により見込みました。

その下の項2国庫補助金、目1財政調整交付金7,484万2,000円のうち、節1財政調整交付金5,544万5,000円、説明欄でございますが、普通財政調整交付金4,651万円、介護納付金財政調整交付金893万2,000円、節2後期高齢者支援金財政調整交付金1,939万7,000円は、それぞれ過去2年間の状況により見込みました。

5ページをお願いいたします。上段の款5療養給付費等交付金、項1療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金5,596万5,000円の計上でございます。これは60歳から64歳までの退職被保険者等に係ります療養給付費、療養費、高額療養費見込額、後期高齢者支援金等の見込額から退職被保険者等保険税見込額を差し引いたものでございます。社会保険療養報酬支払基金から交付されるものでございます。対象者の減少による見込額でございます。

次の款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、節1前期高齢者交付金現年度分2億5,138万4,000円の見込みでございます。これらにつきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費に不均等が生じていることから、各保険者間の財政調整をするため創設され、社会保険診療報酬支払基金が業務を行っているものでございまして、全国平均の前期保険者加入率を基準として、全国平均を下回る被保険者が納付金を負担することになっており、逆に前期高齢者加入率が全国平均を上回っている保険者には前期高齢者交付金が交付されることとなり、皆野町国保は加入率が高いため交付金を受けるもので、国から示された推計によるものの計上でございます。

次の款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金でございますが、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので、596万8,000円の計上でございます。

その下の目2特定健康診査等負担金87万1,000円、節1現年度分87万円は特定健康診査等の補助基準額の3分の1の交付で、平成22年度の確定額をもとに見込んだものでございます。

6 ページをお開き願います。款7 県支出金、項2 県補助金、目2 県財政調整交付金4,061万2,000円は、平成23年度の交付決定額をもとに計上いたしました。

その下の款8 共同事業交付金、項1 共同事業交付金、目1 高額医療費共同事業交付金1億7,333万1,000円は、高額な医療の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、1件当たり80万円を超える高額な医療費を対象に交付される共同事業からの交付金でございます。

目2 保険財政共同安定化事業交付金1億9,073万9,000円は、国保財政の安定化を図るため、1件当たり10万円を超える医療費を対象に交付されるもので、これらの共同事業交付金につきましては国保連合会にて概算額を確認し、見込んだものでございます。

下段の款10 繰入金、目1 一般会計繰入金3,297万7,000円の内訳でございますが、説明欄の保険基盤安定繰入金1,640万9,000円、これは町が条例で低所得の世帯に対しまして6割あるいは4割の保険税の軽減を実施しておりますが、この軽減に対する繰入金で、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。次の出産育児一時金繰入金420万円は、出産育児一時金15件分に対し算出した額でございます。事務費繰入金787万5,000円は職員給与費等、事務費に対する繰り入れでございます。財政安定化支援繰入金449万3,000円は、財政安定化のために交付税措置されるものを繰り入れるものでございます。ここまでの繰入金は法で定められている繰り入れで、法定繰入金と呼ばれているものでございます。

7 ページ、款11 繰越金2,913万8,000円の計上は、本年度の繰越額を見込みました。

次の款12 諸収入、項1 延滞金・加算金及び過料、目1 一般被保険者保険税延滞金65万円を見込みました。

項3 雑入、目2 一般被保険者第三者納付金20万円、目3 退職被保険者等第三者納付金5万円は、交通事故等による損害賠償求償額を見込んだものでございます。

9 ページをお開き願います。歳出でございますが、款1 総務費、目1 一般管理費1,375万9,000円は、職員給与等の人件費、事務費の計上でございます。節2 給料346万1,000円、節3 職員手当等194万7,000円、節4 共済費111万8,000円、節12 役務費243万2,000円のうち、郵便料74万円を除く各手数料は国保連合会とのオンラインシステムや電算処理等の手数料でございます。節13 委託料376万3,000円は、国保資格、国保税システムの電算システム及びレセプト点検等に対する委託料でございます。

10 ページをお開き願います。中段の項2 徴税费、目1 賦課徴収費102万6,000円は税の賦課徴収に要する費用の計上でございます。

項3 運営協議会費、目1 運営協議会費23万5,000円は、国保運営協議会に关します委員報酬等の計上でございます。

11 ページでございます。11 ページの中段になりますが、款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費6億7,340万5,000円は、一般被保険者の療養給付費で前年度比6,251万4,000円の増、次の目2 退職被保険者等療養給付費6,464万7,000円は、退職被保険者に対します療養給付費で前年度比677万2,000円の増でございます。それぞれ前年までの動向により見込んだものでございます。

その下の目3 一般被保険者療養費634万2,000円、その下の目4 退職被保険者等療養費73万8,000円は、補装具や医師が認めてはり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたときなどの現物給付に要する費用でございます。いずれも前年の動向等により見込んだものでございます。

目5 審査支払手数料は、国保連合会への審査手数料で月平均3,691件、167万5,000円の計上でございます。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費1億450万2,000円、目2 退職被保険者等高額療養費684万

8,000円は、前年度までの動向により見込んだ計上でございます。

12ページをお願いいたします。目3一般被保険者高額介護合算療養費10万円、目4退職被保険者高額介護合算療養費5万円の計上でございますが、平成21年度から始まった医療と介護の費用が合算できる制度で、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療と介護の両方の自己負担額が合算できるもので、医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の事故負担額を合算して限度額を超えたときは、その超えた分が支給されるものでございます。年額の計算は8月から翌年の7月までとなりますが、平成23年度につきましては2月末時点で該当が確認できませんでしたが、見込みの計上を行いました。

項4出産育児諸費、目1出産育児一時金630万円は、15人分の計上でございます。

13ページをお願いいたします。項5葬祭諸費、目1葬祭費150万円の計上は、30人分でございます。

款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金1億6,676万6,000円は、後期高齢者医療制度に対します支援金で、制度上各保険者が負担するとされており4割を負担する額で、国から示された推計方法により算出したものでございます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金1万5,000円は、事務費に対する拠出金でございます。

次の款4前期高齢者納付金等は、65歳から74歳までの前期高齢者に対するもので、目1前期高齢者納付金20万9,000円、目2前期高齢者関係事務費拠出金1万3,000円につきましても、国から示された推計方法により計上したものでございます。

款5老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金100万円、目2老人保健事務費拠出金1万円の計上は、平成22年度が精算年度でありましたが、国から示された推計方法により発生した場合に備えての計上でございます。

14ページをお開き願います。款6介護納付金、目1介護納付金7,774万9,000円は、介護保険制度への納付金で、社会保険診療報酬支払基金からの見込額によるものでございます。

その下の款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金2,387万4,000円、目2保険財政共同安定化事業拠出金1億1,531万7,000円は、繰り入れの共同事業交付金でご説明申し上げました高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和させ、財政の安定化を図るための共同事業への拠出金でございます。

款8保健事業費、項1特定健診事業費、目1特定健診事業費628万1,000円は、特定健診に要する費用の計上でございます。節8報償費40万8,000円は保健指導に当たっていただく栄養士、保健師等への報償金でございます。節11需用費33万9,000円は、保健指導用品、受診表等でございます。

15ページをお願いいたします。節12役務費70万4,000円は、受診券の郵送料、国保連合会とのデータ管理手数料等でございます。節13委託料483万円のうち、主なものは説明欄の特定健診委託料480万円、600人分を見込んだものでございます。

次の項2保健事業費、目1疾病予防費577万8,000円のうち、節12役務費42万8,000円は、医療費通知の郵送料、節13委託料480万円は生活習慣病予防健診、人間ドックの委託料で3万円の160人分、節19負担金、補助及び交付金のうち生活習慣病予防健診費補助金15人分、45万円等が主なものでございます。

款9基金積立金、項1基金積立金、目1支払基金積立金5,000万1,000円の計上でございます。これは条例規定分の積立金でございます。

16ページをお開き願います。款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金131万1,000円、目2退職被保険者等保険税還付金10万円は、平成23年度の実績をもとに、款3償還金100万

円は国、県などへの療養費などの返還が生じた場合を見込んでの計上でございます。

17ページをお願いいたします。款12予備費でございますが、867万2,000円を計上いたしました。

18ページ以降からは給与費明細書となっております。

以上、簡単でございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） 1点お伺いします。

歳入のほうで5ページ、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目3出産育児一時金補助金というのが国のほうからはことしの予算としてはゼロで廃目となっております。それに関連をして、町の6ページの10繰入金、項1他会計繰入金の目1一般会計繰入金の中で、右のほうの説明欄に出産育児一時金繰入金420万円、これは15人分で割り算をしますと28万円です。それで、この款10繰入金の項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、その総額が本年度は3,297万7,000円、前年度が1億2,609万4,000円、マイナスとして9,311万7,000円、かなり大きい額だと思います。それと同時に款10繰入金、項2基金繰入金、支払基金繰入金がかことしの予算はゼロです。前年は2,000万円、それでこれは廃目となっております。それだということ、これはどこからこのマイナスの分が入っているのか、これは県の財政調整交付金かなんかから入っているのだが、どこから入っているのかがお伺いしたいと思います。出産育児、それとこれは割り算でいくと15人分が28万円が420万円になりますが、歳出のほうの出産育児、これは歳出ですけれども、12ページの款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金ということで、節19のところ630万円、これがやはり15人分で630万円となっておりますが、これ割り算しますと1人42万円になるかと思えます。その関係、国からのあれは一時金はゼロになりまして、町からのほうは同じかと思うのですけれども、それから一般会計の繰入金が約1億2,600万から3,297万になって、ほかから繰り入れもしないということで、どこからその金を持ってくるのだから、お伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 11番、四方田議員さんからのご質問でございます。

まず、出産育児一時金の廃目の関係ですが、これは国からの補助金がなくなった形でございます。その形で廃目という形になってございます。県補助金で1人当たり24万の補助金がついてございますので、このような計上です。支出につきましては、1件当たり42万円の15人分という形で、このような額の計上になってございます。

また、繰入金の関係で前年度よりも大分金額が少ないのではないかという形ですが、これは国保連合会からの積算の額によって積算したものでございまして、平成24年度につきましては国保財政共同安定化事業の拠出金額に対する交付金額が、1人当たりですが2万4,835円多くなってございます。拠出の金額ですが、先ほど言いました保険財政共同安定化事業の拠出ですが、1億1,531万6,794円、それに対します交付金が1億9,073万9,842円、これの差し引きですが7,542万3,049円交付金のほうが上回っているというような状況になってございます。また、高額医療費共同事業の拠出金、交付金でございますが、これもまたこの額が拠出金につきましては2,387万3,407円、交付金1億7,333万1,231円、これに交付費が1,193万6,703円つきまして、拠出金から交付費を除く交付金を引いた額が1億6,139万4,528円の増という形になってございます。この額を……

〔それはどこに書いてあるの〕という人あり〕

○町民生活課長（吉田明夫） 歳入の6ページでございます。先ほど言いましたのが共同事業交付金、この関係が大分国保連のほうからふえまして、先ほど最後のほうに言いました繰入金関係2,000万円とか、そういうような形が不要になったという形の予算計上でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） ありがとうございます。

さっきの出産育児一時金繰入金の県のほうから来るというのはどこへ入っているのですか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 県のほうの繰り入れは6ページ、款10繰入金、目1一般会計繰入金の説明欄の出産育児一時金420万円でございます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 11番、四方田実議員。

○11番（四方田 実議員） それは420万円です。15人分で1人28万円だ、割り算するとそうなる。420万円を15人で割ると28万円になって、実際に今度は支出で皆さんに出すのが630万円です。出産育児一時金というのが15人だと、630で15人で割ると42万円になるのです。だから、それが14万、これはどこから出るのですかと、こういうことを聞いているのです。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 済みません、繰入金ですが、これは国保連合会のほうから回ってくる繰入金でございます。

以上です。

〔わかりました。ありがとうございます〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 6ページ、款8共同事業交付金、歳入のほうです。この目1も2も大幅に前年度からふえていまして、目1のほうにおいては高額医療費共同事業交付金、前年に比べて約10倍、1,648万円に対して1億7,333万1,000円で、目2のほうも約倍増の雰囲気です。伸びてはいますが、これはどういう感じのもので継続性があるのですか。このふえた金額は継続する見通しみたいなものがあるのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） まず、この交付金の種類をご説明申し上げます。

まず、高額療養費共同事業交付金という形ですが、これは高額な医療が発生した国保財政に与える影響を緩和するため、レセプトといましてお医者さんから報告書みたいなのが来ますが、このレセプト1件が80万円を超える医療費に関して交付される互助事業の交付金でございます。

また、高額療養費給付金につきましては、高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に関して交付される互助事業の拠出金、町が払う関係です。それにつきまして先ほど四方田議員にも説明したとおり、国保連合会からの拠出金の額、また交付金の額等の内示がございまして、この額に見込んで計上したものでございます。これにつきまして国保につきまちはいろいろな方が医療費を払っているもので、今年度このような状況になりましたが、来年度はど

ういうふうになるか、その辺はわかりかねますが、いずれにしましても医療費につきましてはかかった分については支払わなくてはならないという観点から、このような予算計上をしている状況でございます。

以上でございます。

〔「ありがとうございました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第3、議案第11号 平成24年度皆野町介護保険特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第11号 平成24年度皆野町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

介護サービス給付費、介護予防サービス給付費の動向による保険給付費の計上と介護予防事業を推進する予算でございまして、歳入歳出それぞれ8億9,200万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第11号 平成24年度皆野町介護保険特別会計予算について、内容のご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,200万円とするものでございまして、前年度当初予算に比べまして1,273万9,000円、1.45%増でございます。全体的に前年当初予算と大きな増減はございません。また、この後審議いただきます23年度の介護保険特別会計補正予算（第3号）案に比べますと、同じ

く1,616万7,000円、1.85%増の予算でございます。なお、本予算は歳出総額のうち介護保険事業の保険給付費が93.53%、地域支援事業費が1.55%の合わせて95.08%を占める予算でございます。4枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の説明書であります事項別明細書に沿って主なものをご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。まず、2歳入でございますが、款1保険料、目1第1号被保険者保険料1億5,754万6,000円は、前年度比937万9,000円、6.33%増の計上でございます。これは先日ご議決をいただきました条例に基づくものでございます。

その下、1つ飛びまして款3国庫支出金、目1介護給付費負担金1億4,963万円は、保険給付費の介護施設分の15%、その他の分の20%、国の負担区分による計上でございます。

その下、同じく款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金5,005万5,000円は、保険給付費の6%を計上いたしました。

目2地域支援事業交付金（介護予防事業）311万7,000円、介護予防事業費1,246万8,000円の25%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）307万9,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用、769万8,000円の40%の計上でございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお開きください。款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金2億5,027万5,000円は、保険給付費の30%の計上でございます。

目2地域支援事業支援交付金374万円は、介護予防事業費の30%の計上でございます。

その下、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金1億2,150万1,000円は、保険給付費介護施設分の17.5%、その他の分の12.5%の負担区分による計上でございます。

次の項2県補助金、目1地域支援事業交付金（介護予防事業）155万8,000円は、介護予防事業費1,246万8,000円の負担区分12.5%の計上でございます。

目2地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）153万9,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の20%の計上でございます。

次の項3財政安定化基金支出金、目1交付金673万5,000円は、今年度新たな計上でございます。第5期介護保険事業の保険料の増額を抑えるために、介護保険法の規定により県に設置された財政安定化基金から拠出金の約7割を取り崩し、交付金として受け入れるものでございます。

次に、下のページ中段の款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金1億428万1,000円は、前年度に比較しますと1,745万1,000円の増額計上でございます。保険給付費の12.5%の負担区分がございしますが、23年度においてはその一部を介護給付費準備基金から取り崩し、繰り入れを行うこととしたため、本年度は増額となったものでございます。

目2地域支援事業繰入金（介護予防事業）155万8,000円は、介護予防事業費1,246万8,000円の負担区分12.5%の計上でございます。

目3地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）153万9,000円の計上は、包括支援センターにおける相談事業、介護予防事業、介護予防プラン作成等に係ります費用の20%の計上でございます。

目4その他一般会計繰入金2,848万3,000円は、前年度比1,478万6,000円の増額計上でございますが、これも前年度調整によりまして一般会計からの繰り入れを減額したことによるものでございます。節1職員給与と費等繰入金1,805万2,000円、これは介護保険事務に係る職員の給与費及び一般事務費の繰入金でござ

います。節2事務費繰入金1,043万1,000円は、認定調査費、認定審査会共同設置費負担金等事務費に対する繰入金でございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金625万3,000円の計上は、介護保険の保険給付に要する経費の財源に充てるために積み立てております介護給付費準備基金から繰り入れをするものでございます。繰入額は、前年度比2,374万7,000円の減額計上でございますが、これは23年度において基金の積み増しが無いこと、基金残高を第5期計画の保険料の抑制に充てたいため、3年間で計画的に繰り入れを行うものでございます。

目2介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、今年度の歳入は計上がなく、科目起こしのみでございますが、第4期期間中に介護報酬改定に係る介護保険料への影響額と算出された分、3年間の臨時特例基金が終了することによるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、上のページの6ページ、一番下の欄、款10繰越金は109万1,000円の計上でございます。

7ページからが歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,393万5,000円の計上は、節2給料から節4共済費まで及び次のページになりますが、節19負担金、補助及び交付金は職員3人に対する人件費でございます。

7ページに戻っていただきまして、7ページ中ほどの節7賃金334万円は、介護認定訪問調査員に対する賃金でありまして、約600件を予定しております。1枚おめくりをいただきまして、8ページの一番下の欄、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1認定調査費等387万5,000円の計上は、節12役務費、主治医意見書作成手数料322万1,000円は約750件分、節13委託料、訪問調査業務委託料65万4,000円、これは介護支援事業所、介護福祉施設、病院等への調査委託料約150件分を計上したものでございます。

目2認定審査会共同設置負担金655万6,000円は、秩父広域市町村圏組合に共同設置をしております審査会設置負担金でございます。

続きまして、下の9ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費は要介護1から要介護5の方に対するものでございます。

目1居宅介護サービス給付費3億433万4,000円は、在宅で介護サービスを受けております方への給付費でございます。ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等のサービスに対する費用で、前年度当初予算額とほぼ同額でございます。

目2特例居宅介護サービス給付費20万円は、介護認定申請から認定まで通常ですと1カ月前後かかりますので、急を要する場合等、申請をすることによりまして、認定以前に申請日からサービスを受けることができます。これが特例給付でございますが、この後、1段階置きに出てきます特例がつきます介護サービスについては、すべて同様でございます。

目3地域密着型介護サービス給付費9,351万4,000円は、前年比1,555万8,000円、19.96%の増額計上でございます。少し大きな増額計上でございますが、これは高齢者の方が住みなれた地域で生活を可能な限り継続できるよう、市町村の区域内の小規模施設を市町村が指定をしまして、原則はその市町村の住民のみが利用できる施設でのサービスであり、いわゆるグループホームがこれに該当する地域密着型施設であります。現在入所されている方等の見込みによりまして、前年比増額となったものでございます。

次に、目4特例地域密着型介護サービス給付費、20万円の計上でございます。

その下、目5施設介護サービス費2億8,118万2,000円は、介護福祉施設入所に対する施設サービスの給

付費で、実績を勘案いたしまして前年度当初予算計上額とほぼ同額でございます。

目6 特例施設介護サービス費、20万円の計上でございます。

その下、目7 居宅介護福祉用具購入費137万1,000円は、ポータブルトイレ、浴槽台等の福祉用具購入に対する給付でございます。

目8 居宅介護住宅改修費359万4,000円は、住宅の段差解消、手すりの取り付け、トイレの改修等に対する給付でございます。

その下、目9、9ページから10ページにかけてでございますが、居宅介護サービス計画給付費3,405万5,000円、10ページの目10特例居宅介護サービス計画給付費8万5,000円は、介護サービス計画の作成及び管理に対する給付でございます、介護支援専門員に対するものでございます。

10ページ、その下、項2 介護予防サービス等諸費でございますが、この項2 介護予防サービス等諸費は介護度の軽い要支援1、要支援2の方に対する給付費でございます、サービス内容はほぼ同様でございます。すべてにわたって予防という文字がつくサービス名称となっておりますが、要支援の方は施設入所ができませんので、施設介護サービス費はございません。

目1 介護予防サービス給付費、5,654万6,000円の計上から順に下のページの目8 特例介護予防サービス計画給付費までが介護予防サービスの給付費でございます、ほぼ前年と同額の計上でございます。

続きまして、項3 高額介護サービス等費でございますが、介護サービスの自己負担金が所得に応じた一定金額以上になったときに給付されるものでございまして、目1 高額介護サービス費は要介護1から5の方に対するもので、1,437万5,000円の計上でございます。

目2 高額介護予防サービス費は、要支援1、2の方に対するもので、2万円の計上でございます。

その下、項4 高額医療合算介護サービス等費、目1 高額医療合算介護サービス費139万円の計上でございますが、平成20年4月から開始されました制度でございます、同一世帯内の介護保険の受給者が負担限度額を超えた場合に、医療保険と介護保険から按分により給付されるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、12ページの目2 高額医療合算介護予防サービス費4万9,000円の計上ですが、これも要支援1、2の方に対する同様の制度でございます。

その下、項5 特定入所者介護サービス等費は、介護保険施設入所の場合またはショートステイ等したときの食費、居住費、滞在費は保険対象外でございますが、低所得者層の方々にはこの負担を減額し、町が負担をするもので、目1 特定入所者介護サービス費3,363万4,000円の計上でございます。

12ページの一番下の欄、項6 その他諸費、目1 審査支払手数料120万2,000円の計上は、介護給付費の審査支払いに対する国保連合会の手数料でございます。

次に、款3 地域支援事業費、項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費、これは23年度予算から二次予防事業と名前が変わったものでございますが、423万4,000円の計上で、前年当初比544万1,000円の大幅な減額計上でございます。主なものは、節13委託料、内訳といたしましては通所介護予防事業、体いきいき教室が主なものでございますが、この二次予防事業の対象となる方、介護認定申請前の方でございますが、この部分の介護予防は非常に重要でありますので、今年度当初予算においても相当量の予算計上させていただきました。しかしながら、どうしてもある一定程度を超すと介護認定申請をすることになりまして、二次予防事業の対象者でなくなるため、また要支援となった方も通所リハビリ等として利用が多いため、総枠としては余りふえない見込みでありますので、実績等を勘案し、計上したものでございます。

次の目2 一次予防事業費、これも23年度予算から一次予防事業と名前が変わったものでございますが、

823万4,000円の計上でございます。主なものは、節8報償費、介護予防事業の講師、指導者等に対する報償金142万4,000円、節13委託料658万2,000円の計上で、らくらく健康塾、食事指導、水中運動教室、その他介護予防事業の委託料でございます。

次に、項2包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターによります相談事業、お知らせ、便りの発行、高齢者の権利擁護などの経費を計上したものでございます。

15ページ一番下、款7予備費905万1,000円の計上でございます。

16ページ以降は給与費明細書でございます。

以上、簡単ですが、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 12ページ下の方です。款2保険給付費のその他諸費、目で審査支払い120万2,000円、前年は106万8,000円、それで説明で介護給付費審査支払手数料とありますが、どのような方がこの審査に見えて、その方に対する報酬なのでしょうか、教えてください。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） これは介護給付費を支払う際に、直接町に支払いの請求、例えば介護予防事業所、介護施設等から直接町に請求をするわけではございません。国保連のほうに一たん請求していただきまして、町のほうに合算をして請求が来るわけですが、その請求額が正しいものかどうか、あるいは計算間違いがないかどうか、そういったものを国保連のほうで審査をいたします。それに対する費用の支出でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） それはそれで理解いたしまして、もう一つだけ、13ページ、款の地域支援事業費でケアマネジャーの目で介護予防ケアマネジメント事業で、説明書きですとケアマネジャー賃金1,000円、これはどういった賃金なのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 13ページの目1介護予防ケアマネジメント事業1,000円でございますが、これは一昨年包括支援センターの職員の異動等によりまして、臨時でケアマネを雇った経過がありまして、そういったこともないとは思いますが、賃金として支払う職員を採用した場合の科目起こしといたしますか、そのまま1,000円計上させてもらって表現をのつけてあるというものでございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ケアマネジャーさんというのは民間によくいられるけれども、では臨時で受注的にほんの一時お手伝いいただいたという解釈でよろしいですか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長

○健康福祉課長（浅見広行） 包括支援センターで要支援1、2の方については町のほうで原則的にはケアマネジメントをするわけですが、そのときに臨時雇いをしたことがありまして、科目上は1,000円の計上をそのまま置いてあるということで、昨年あるいは本年度1,000円の支出があるということではございません。

〔「結構です、了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時24分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 日程第4、議案第12号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第12号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

後期高齢者医療保険の昨年の状況等を踏まえまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,180万円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第12号 平成24年度皆野町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,180万円で、前年度当初比950万円、8.5%の増の予算

でございます。

水色の仕切りの後ろの事項別明細書によってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料7,200万4,000円、目2普通徴収保険料2,006万1,000円の計上でございます。埼玉県後期高齢者医療保険料が改定され、均等割額、所得割額が高くなったことにより、前年度当初比797万4,000円の増で、埼玉県後期高齢者医療広域連合で算定した保険料をもとに、特別徴収と普通徴収を割合で見込んだものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金179万9,000円は、町の事務費に対します繰入金でございます。

目2保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料の8.5割、5割、2割を軽減等いたしました2,755万3,000円を見込んでおりますが、これを一般会計から繰り入れるものでございます。この負担区分は一般会計で措置されておりますが、県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

5ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、目1一般管理費70万7,000円は、事務に要する消耗品、保険証などを送付する郵送料でございます。

中段の項2徴収費、目1徴収費でございますが、保険料の徴収に要する費用の計上でありまして、主なものは節11需用費6万2,000円、節12役務費17万8,000円は、保険料通知の郵送料、節13委託料86万2,000円は保険料賦課などの電算処理委託料でございます。

その下の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1億1,961万9,000円円でございますが、先ほど申し上げました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金を足しました額を埼玉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

次の款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金10万円は、過年度分の資格喪失や所得変更に伴う償還金の見込額でございます。

6ページをお開き願います。款4予備費、目1予備費26万6,000円の計上でございます。

以上、簡単ですが、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 3ページになろうかと思うのですが、課長のほうからの説明で後期高齢者保険料が改定されたということなのですが、具体的に均等割額等は幾らになっているのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 12番、内海議員さんの質問にご回答申し上げます。

平成24、25年度の均等割額が4万1,860円、所得割率8.25%、1人当たりの保険料が7万5,058円となっております。比較としまして、22、23年度の比較でございますが、均等割額がプラス1,560円、所得割率が0.5ポイント、1人当たり保険料3,334円の増というような改定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） これは県内均一の平均の割額だと思うのですが、恐らく小鹿野町はこれにまだ該

当されているのかと思うのですが、高齢者の1人当たりの医療費が県内の平均より20%低い場合については、均等割額についても減額の措置がされているかと思うのです。それで、今まではこの該当は小鹿野町が該当されていると思うのですが、恐らくこれ私の手元にあるのが平成22年度の資料かと思うのですが、皆野町の1人当たりの医療費というのが一番少なくなって65万ぐらいだと思うのです。県の平均が82万6,809円ということですから、恐らく20%より県の平均より少なくなっているかと思うのですが、そうなりますと、小鹿野町と同じように保険料が減額されてよろしいのではないかと思うのですが、その辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（吉田明夫） 内海議員の質問にご回答申し上げます。

ご指摘のとおり、確かに小鹿野町は平成24、25年度減額の率となつてございます。ちょっと手持ちの資料がありませんが、金額のほうはちょっと申し上げられませんが、確かに減額というような形になってございます。あと皆野の保険料につきましても、県のほうの算定でどうしてもこのような状況になりましたので、種々機会があるごとに、またいろいろの提言を申し上げたいと思いますが、何しろ今年度このような数字を提示されましたので、何とぞご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） ということになりますと、小鹿野町も今までの減額措置はされないということなのですか。

○議長（大澤径子議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私が理解しておるのは、単年度だけではなくて、例えば5年間の平均の医療費というようなことだったかと、こんなふう理解をしておるところでございます。

〔「以上です」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第13号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と云う人あり〕

○議長（大澤徑子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤徑子議員） 追加日程第1、議案第13号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第13号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,079万9,000円を減額し、予算の総額を39億3,153万6,000円とするものです。

補正の主なものは、皆野小学校屋内運動場耐震補強改修工事費と、これに係る学校施設環境改善交付金及び緊急防災減災事業債工事費の追加を計上いたしました。この予算は、繰越明許費により次年度に繰り越し措置をいたすものです。また、子ども手当の支給に改正があったことにより、歳入におきましては子ども手当国庫交付金、歳出では子ども手当の額を減額しております。

その他には、歳入では市町村振興協会交付金の増、歳出では国民健康保険特別会計、その他繰出金を皆減いたしました。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤徑子議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 大澤康男登壇〕

○総務課長（大澤康男） 議案第13号 平成23年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

表紙から1枚おめくりください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,079万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,153万6,000円とするものです。

5ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正でございます。年度内に支出が終わらない見込みの事業について、歳出経費及びその財源を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、これらの事業は、国の補正予算により交付されることとなった国庫補助金を充当して実施するものでございます。

次の第3表が地方債の補正でございます。皆野小学校屋内運動場耐震補強改修事業について、新たに

720万円を追加するものでございます。これにより今年度の起債限度額の総額は、2億9,150万円となります。

水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書3ページをお開きください。

2歳入からご説明申し上げます。款1町税から一番下項5鉱産税までは、いずれも徴収実績に基づき増減の補正を行うものでございます。

次の4ページをお開きください。款6地方消費税交付金は、本年度の交付額が決定されたため補正するものでございます。

2段目の款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金、保育所児童保護者負担金は、本年度の保育所入所児童数が当初の見込みを上回ったため、増額するものです。

3段目の款13使用料及び手数料、項1使用料、目4土木使用料、節1住宅使用料現年度分は、町営住宅の使用料で、退居後のリフォーム期間中の減収分を補正するものでございます。

次の目5教育使用料、節3文化会館使用料100万円の増は、ホール等の使用がふえたため増額するものです。

次の5ページをごらんください。2段目、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、いずれも対象事業費の確定に伴う増減でございます。

次の項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、一番下、学校施設環境改善交付金742万5,000円の追加は、皆野小学校屋内運動場耐震補強改修工事に係る補助金で、耐震補強工事部分について補助率2分の1で交付されるものでございます。なお、この補助金は国の補正予算によって追加的に交付決定されたもので、平成24年度に計画していた事業を前倒しで実施するものでございます。

次に、7ページをお開きください。2段目、款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金、障害者自立支援法円滑化事務等特別支援事業県補助金80万円の追加は、障害者自立支援法の改正により、必要となった電算システムの改修費に充当するため交付されることとなったものです。

同じページ一番下、目7教育費県補助金、被災児童生徒就学等支援事業費補助金18万8,000円の追加は、東日本大震災により当町に避難をしてきた児童生徒の給食費、学用品費等に係る補助金です。

次の8ページをお開きください。3段目、款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金7万円の追加は、ふるさと納税として東京都武蔵村山市にお住まいの長島様から寄附のお申し出があったため、ありがたくちょうだいするものです。

目2民生費寄附金20万円の追加は、町内にお住まいの浅見様から福祉充実のためとしてご寄附いただいたものを、ありがたくちょうだいするものでございます。

次の款18繰入金、項1基金繰入金、目3地域福祉基金繰入金5,202万1,000円の減額は、今回の補正の結果、基金の取り崩しが不要となったため、これを皆減するものでございます。

次の9ページをごらんください。下段の款20諸収入、項5雑入、目1雑入、節3市町村振興協会交付金1,287万6,000円の追加は、サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじに係る交付金の決定により追加するものです。

その下、節6雑入、後期高齢者医療長寿・健康増進事業助成金60万8,000円の追加は、高齢者の人間ドックや肺炎球菌の予防接種事業に対して、後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

次の10ページをお開きください。款21町債、項1町債、目2教育債720万円の追加は、皆野小学校屋内運動場耐震補強改修事業に係る起債でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。なお、多くの費目で減額の補正を計上しておりますが、これらは実績額に基づく補正でございます。また、各費目に計上しております共済組合負担金の追加補正は、法改正による基礎年金拠出金の公費負担率の改正があったため、追加するものでございます。

13ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節19負担金、補助及び交付金、地域乗合バス路線確保対策費補助金27万2,000円は、事業費の確定により増額するものでございます。

次の14ページをお開きください。項4選挙費、目3県議会議員選挙費並びに次の15ページになりますが、目4町議会議員選挙費は、いずれも無投票となったため、不用額を減額するものでございます。なお、15ページ中ほど、目3県議会議員選挙費のうち、節23償還金、利子及び割引料、返還金98万5,000円は、平成22年度分として交付を受けた県委託金について、余剰が生じたため返還するものでございます。

飛んで17ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目4国保・年金事務費、節19負担金、補助及び交付金、後期高齢者医療療養給付費負担金1,255万6,000円は高齢者の医療費に係る負担金ですが、医療費が当初の見込みより下回ったため減額をするものです。

次の節28繰出金、国民健康保険特別会計その他繰出金は9,395万7,000円の減額です。これは国保会計の赤字補てん分の繰出金ですが、平成23年度については特別会計において収支が賸えたため、一般会計からの赤字補てんが不要となったため、全額を減額するものでございます。

次の18ページをお開きください。目5老人福祉センター費、節11需用費、修繕料22万4,000円は、浴室の防水塗装等の経費の追加でございます。

次の項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節13委託料、保育所入所児童運営費委託料441万6,000円の追加は、保育所入所児童、特に低年齢児の入所が多かったため、増額をするものでございます。

目2児童措置費、節20扶助費、子ども手当3,207万7,000円の減額は、支給額の確定による減額でございます。

飛んで25ページをお開きください。款9消防費、項1消防費、目3消防施設費20万円の追加は、消防団車両の修繕費の不足分を増額するものでございます。

次の26ページをお開きください。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節13委託料241万5,000円並びに節15工事請負費6,090万円の追加は、皆野小学校屋内運動場耐震補強改修工事に係る監理業務と工事費の補正です。なお、これらの経費につきましては、繰越明許費の補正でもご説明したとおり、歳出経費とその財源を平成24年度に繰り越して執行するものでございます。

飛んで31ページをお開きください。款13諸支出金、項2基金費、目2減債基金費9,748万円の追加は、今回の補正の歳入歳出差引額を基金に積み立てるものでございます。

次の32ページから35ページまでが給与費明細書、36ページが地方債に関する調書となっております。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 済みません、ちょっとさっき住宅リフォーム助成制度の、ページが20ページです。

項1の労働諸費、住宅リフォーム資金助成金というのが20万円減っております。先ほどご質問させてもら

ったのですけれども、一般会計のところ。去年の分が利用が17件、でも30件分を計上されたわけですね、最初は。どうして20万円のあれが減ったのか、理由をお聞かせください。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 3番、常山議員のご質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム助成金、2月29日現在で17件の申請がございました。当初予算で30件見ておりますので、残りが13件分になりますが、今後もし仮に来るとした件数を5件と想定をいたしまして不用額となる20万円を減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） やっぱり件数がその前の年よりも減っている17件ということなのですけれども、やはり補助金そのものが4万円という少ない金額なので、やっぱりそういう助成してもらってリフォームをしたいという方が減っているというか、少ないのではないのですか。どうしてこういうことが多く使われていないのかということもぜひお考えになって、予算を減らすのではなくて、もっとみんなが使えるように、助成を受けられるような金額、そういうものを設定してやっぱりやっていただきたいと思うのですが、よろしくをお願いします。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 回答申し上げます。

予算の総額を減らしたものではありません。不用額を減らしたものでございます。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） 不用ということは、では前年度のが残っているのは、そのまま使えるというわけではないですね。

○議長（大澤径子議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（川田稔久） 予算につきましては、単年度主義の原則がありますので、継続して使う場合にはやはり予算上の措置が必要でございます。住宅リフォーム助成金につきましては、継続の手続はしておりませんので、この4号につきましては23年度の実績をもちまして不用となる20万円を削減をさせていただいたものです。

○議長（大澤径子議員） 3番、常山知子議員。

○3番（常山知子議員） わかりましたけれども、ぜひふやす努力もしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

12番、内海勝男議員。

○12番（内海勝男議員） 1点だけお聞きしたいのですが、4ページの項1使用料、目5の教育使用料の中で文化会館の使用料ということで100万円増額補正しているのですが、聞くところによりますと、秩父の市民会館が使用不能になっている関係で、いろいろな大きな集会等、皆野文化会館等を使用するケースがふえていると、そういった関係で恐らく増額補正しているのかと思うのですが、理由についてはそういうことかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 教育次長。

○教育次長（吉橋守夫） 12番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、そのようなことが影響すると考えられます。

以上でございます。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第2、議案第14号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第14号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、国保税及び国庫支出金の収入見込額、共同事業交付金の交付決定や一般会計からの繰入金並びに保険給付費や共同事業拠出金の交付決定の見込み等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,446万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,194万9,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第14号 平成23年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書であります。事項別明細書になってございますので、これに沿ってご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1現年課税分1,404万9,000円の減額、節2滞納繰越分411万6,000円の追加でございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税、節1現年課税分455万8,000円、節2滞納繰越分37万9,000円の追加でございます。

その下の款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年度分722万4,000円、節2過年度分135万6,000円、節3後期高齢者支援金213万5,000円の追加で、療養給付費等負担金の変更申請額によるものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金、節1現年度分73万7,000円の減額につきましても、変更申請額によるものでございます。

4ページをお開き願います。目3特定健康診査等負担金29万3,000円の追加は、交付決定額によるものでございます。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1財政調整交付金、節1財政調整交付金1,430万8,000円、節2後期高齢者支援金財政調整交付金1,210万円の追加は、交付決定額による計上でございます。

款5療養給付費等交付金、目1療養給付費等交付金362万1,000円の追加は、交付決定額による計上でございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金73万7,000円の減額は、変更申請額によるものでございまして、目2特定健康診査等負担金29万3,000円の追加は、交付決定額によるものでございます。

5ページをお願いいたします。項2県補助金、目2県財政調整交付金521万4,000円の追加は、交付決定額によるものでございます。

次の款8共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金3,219万7,000円、目2保険財政共同安定化事業交付金573万9,000円をそれぞれ追加するもので、共同事業交付金交付決定額によるものでございます。

款10繰入金、目1一般会計繰入金9,675万7,000円の減額で、主な内訳でございますが、保険基盤安定繰入金104万7,000円、出産育児一時金繰入金141万3,000円、その他繰入金9,395万7,000円の減額でございます。

款12諸収入、項1延滞金・加算金及び過料、目1一般被保険者保険税延滞金38万2,000円の追加でございます。

項3雑入、目2一般被保険者第三者納付金244万円、目4一般被保険者返納金147万4,000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費52万1,000円を減額するもので、特に節3職員手当等20万円、節12役務費33万円の減額によるものでございます。

目2連合会負担金15万円の追加は、レセプト電子化に係るシステム最適化に伴う国保連合会への負担金でございます。

下段の項4趣旨普及費の説明欄の印刷製本費37万9,000円の減額は、前年度までのパンフレットを使用し、作成を控えたことによるものでございます。

8ページをお開き願います。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費1,181万

1,000円の追加、目3一般被保険者療養費90万円、目4退職被保険者等療養費27万円の減額は、本年1月までの支出状況により見込んだ額でございます。

その下の項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費194万8,000円の追加につきましても、本年1月までの支出状況により見込んだ額でございます。

9ページ中段、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金132万円の減額で、補助金申請の件数と整合性を図ったものでございます。

次の款3後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金311万8,000円の減額は、支援金が決定したことによるものでございます。

款5老人保健拠出金、目1老人保健医療費拠出金100万円、款6介護納付金、目1介護納付金12万4,000円、続きまして10ページをお開き願います。款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金294万7,000円、目2保険財政共同安定化事業拠出金1,857万6,000円のそれぞれの減額は、拠出金及び納付額が決定したことによるものでございます。

次の款8保健事業費、目1特定健診事業費、節8報償費27万3,000円の減額は、特定健診結果説明会の実績によるものでございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金46万1,000円の減額は、償還額が決定したことによる国庫負担金等への返還金でございます。

款12予備費148万7,000円の追加でございます。

12ページからは給与費明細書になってございますので、ご参照お願いいたします。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

なお、関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第3、議案第15号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第15号 平成23年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正は、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費、介護予防事業費等の必要見込額の調整による国、県支出金などの補正が主なものでございまして、歳入歳出予算の総額から1,740万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,583万3,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見広行登壇〕

○健康福祉課長（浅見広行） 議案第15号 平成23年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について、内容のご説明を申し上げます。

3枚目の水色の仕切りから後ろ、予算の事項別明細書に沿ってご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、款1保険料、目1第1号被保険者保険料441万2,000円の減額は、説明欄をごらんいただきたいと思います。特別徴収分126万7,000円、普通徴収分314万5,000円の減額でございます。これは、被保険者の保険料額を見込んだ補正額の計上でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金129万7,000円の減額は、介護サービス給付費等の動向によります交付予定額による減額でございます。なお、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、年度内に数回サービス給付費の見込みによりまして調整が行われるものでございますが、今回の交付予定額が年度内においては最終的なものとなるものでございます。

次の款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金は172万4,000円を減額するものでございます。

目5介護保険事業費補助金は当初計上がなく、今回の補正で追加計上をお願いするものでございますが、歳出に計上いたしました介護保険システム改修に係る費用の2分の1が国庫補助されるため、131万2,000円追加計上するものでございます。

次の款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金617万7,000円の減額でございます。

款5県支出金、目1介護給付費負担金510万9,000円の減額も、変更交付決定によるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料262万5,000円の追加計上は、介護保険制度改正によります保険料第3段階の細分化、報酬改定などのためのシステム改修費用を追加計上するものでございます。

次に、1欄飛びますが、款2保険給付費でございます。それぞれのサービス給付費の実績を勘案した支出見込みによります補正でございます。項1介護サービス等諸費は要介護認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費は476万4,000円の減額、目3地域密着型介護サービス給付費は545万2,000円の減額、目5施設介護サービス費1,132万9,000円の追加計上が主なものでございます。

下の5ページの中ほどでございますが、項2介護予防サービス等諸費、介護認定の要支援の認定を受けている方へのサービス給付費でございます。

目1介護予防サービス給付費521万2,000円の減額、目3地域密着型介護予防サービス給付費188万1,000円の減額でございます。

次に、5ページから6ページにかけてでございますが、目1高額介護サービス費143万7,000円の追加計上でございます。

6ページ、次の目1特定入所者介護サービス費は328万2,000円の追加計上でございます。

次に、款3地域支援事業費、項1介護予防事業費でございますが、実績を勘案した支出見込みによりまして、目1二次予防事業費817万8,000円の減額、目2一次予防事業費149万3,000円の減額でございます。

一番下の欄の款7予備費は、512万8,000円の減額計上でございます。

以上、簡単ですが、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

関連するページを告げてから質疑をお願いいたします。

1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） 1番、小杉です。5ページ、保険給付の項1のこれは目8居宅介護住宅改修費、減額されて212万円という形になりましたけれども、これは件数にするのとどのぐらいなものなのでしょうか。これは介護保険による住宅改修で、先ほど来常山議員さんが一般のリフォームに対してかなり熱意を持っていらっしゃいましたけれども、介護保険による住宅リフォームを計画されたとき、大工さんに頼む、そうすると例えば玄関をあけて段差を解消したくスロープをつけたいと、手すりをつけたいと、そうすると、介護保険の範囲でそれなりの補助が得られるということでありまして、大工さんがせっかく来るのなら、もうちょっとついでにここも介護保険にかかわらずリフォームしたいという、そのような流れになったとき、さきの住宅リフォームの補助金が書類がうまく調べば、ばんばん利用できるようなシステムになり得るでしょうか。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 住宅改修について申し上げます。

ちょっと件数が定かではございませんけれども、これは介護保険の住宅改修については上限額が20万円と決まっております。当然その介護を必要とする方がおられる家庭で、その例えば手すりがなければふらついて危険であるとか、そういう方に対しては手すりを認めるものでございます。ただ、例えば2階に上がる階段の手すりといった場合に、2階で生活をする必要があるのかどうか、あるいは入浴が不自由なく入れる場合に、入浴用の手すりであるとかが必要であるかどうか、そういったものを精査をいたしまして介護給付にのっとなって、その趣旨にのっとなって交付をするものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） その点はそのとおりだと思うのですが、せっかくだから、そこで大工さんというのが来てくれると、大工さんもここをついでにお客さんの意向にもちろん沿うのでしょうか、リフォームしてしまおうとか、そういうときにリフォームの資金と抱き合わせが可能かというようなニュアンスのことを聞いてみたかったわけで、よろしくお願いいたします。

○議長（大澤径子議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見広行） 一般住宅の場合を申し上げます。小杉議員ご指摘のように、現実に他のリフォームと絡めて、ただこの部分しか介護保険の住宅改修では認められませんという区分けを当然いたしますけれども、お勝手を直すついでに今言った玄関の手すりつけるとか、そういったケースがございます。

○議長（大澤径子議員） 1番、小杉修一議員。

○1番（小杉修一議員） ぜひよろしくお取り計らいください。町民の方で結構まだ知らない人もいるのかと思うけれども、かなりうまくすると喜ばれるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第4、議案第16号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第16号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの補正の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金の見込み等による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,425万4,000円とするため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 吉田明夫登壇〕

○町民生活課長（吉田明夫） 議案第16号 平成23年度皆野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

水色の仕切りから後ろが予算の説明書でございます事項別明細書となっておりますので、これに沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。歳入でございますが、款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料86万9,000円の減額でございます。

その下の目2普通徴収保険料217万3,000円を追加するものでございます。いずれも本年2月時点の調定額により見込んだものでございます。

下段の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金71万4,000円の減額でございます。

目2保険基盤安定繰入金40万8,000円の減額は、県と町の負担額が決定したことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費17万2,000円の減額の主なものは、節12役務費の被保険者証の変更数等の減を見込んだ郵送料によるものです。

項2徴収費、目1徴収費20万円の減額は、消耗品の購入を控えたことや電算処理手数料が不用になったことなどが主な原因でございます。

その下の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金89万8,000円を増額し、款4予備費、目1予備費34万2,000円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第5、議案第17号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

今回変更の議決をお願いいたします路線は、大字皆野地内の1路線でございます。本件は道路改良工事により路線が延伸したことに伴い、終点を変更したいというものであります。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 小宮健一登壇〕

○建設課長（小宮健一） 議案第17号 町道路線の変更について、ご説明申し上げます。

変更路線は、大字皆野下原区内の路線で、道路改良によりまして路線が延伸したことにより、終点を変更したいというものでございます。

議案書を1枚めくっていただきたいと思います。整理番号1222、路線名、町道皆野222号線でございます。起点、大字皆野字外久保1358番地1地先、重要な経過地大字皆野字外久保1361番地先の変更はございません。旧終点、大字皆野字外久保1355番1地先を、新終点、大字皆野字外久保1365番4地先に変更したいというものでございます。

場所でございますが、次のページに参考図がございますので、ごらんいただきたいと思います。起点は図の左上、丸印で示した箇所でございます。青の着色をしてございますのが変更前、赤の着色をしてございますのが変更後でございます。各終点は矢印で示してございます。この路線の終点が約90メートル延長され、町道皆野123号線に接続したことによりまして、明星保育園前の県道皆野両神荒川線の接続部から秩父消防署皆野分署前の町道皆野13号線まで、道路幅員4メートルの町道で結ばれ、通り抜けができるようになりました。

以上でございます。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時28分

再開 午後 4時32分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎会議時間の延長

○議長（大澤径子議員） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長しておきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 5時08分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第6、同意第1号 監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、新井康夫議員の退席を求めます。

〔7番 新井康夫議員退席〕

○議長（大澤径子議員） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第1号 監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

議会選出の監査委員に新井康夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出するものです。

ご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第1号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定しました。

7番、新井康夫議員の復席を求めます。

〔7番 新井康夫議員復席〕

○議長（大澤径子議員） 7番、新井康夫議員に申し上げます。

先ほど提案されました監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意することに決定しましたので、本席からご報告申し上げます。



◎同意第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第7、同意第2号 公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第2号 公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員の豊田信二氏の任期が平成24年3月18日をもって満了することから、本案でお示しのとおり豊田信二氏を引き続き選任したいので、ご同意をお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定しました。



◎同意第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第8、同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員としてご活躍をいただいております久米雄志郎氏の任期が平成24年9月30日で満了になります。つきましては、引き続き同人を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 人事の内容について云々というのではないのですが、一応確認のためにどうか聞いておきたいのですけれども、提案理由の中で9月30日の任期満了なわけなので、まだ2回議会があるので、その辺の事情がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（大澤径子議員） 総務課長。

○総務課長（大澤康男） これにつきましては、確かに早いわけなのですけれども、法務局のほうでこれを手続きするのに3カ月以上かかるということで、早目なことになっております。

以上です。

○議長（大澤径子議員） 10番、林豊議員。

○10番（林 豊議員） 了解いたしました。ありがとうございます。

○議長（大澤径子議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

本件これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第9、同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第4号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年3月16日をもって任期が満了となります教育委員会委員、新井エク代氏を任命したいというも

のです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤径子議員） これより本件に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により、無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤径子議員） ただいまの出席議員は11人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に新井康夫議員、大野喜明議員、林豊議員、以上3名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に新井康夫議員、大野喜明議員、林豊議員を指名いたします。

念のため申し上げます。同意第4号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成、反対を表明しない投票及び賛成、反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤径子議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤径子議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤径子議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数11票。

これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 1票

以上のとおり賛成票が多数であります。

したがって、同意第4号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◇

◎請願の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第10、請願の審査を行います。

本定例会に提出された請願は3件で、お手元にご配付いたしました請願文書表のとおりであります。

◇

◎請願第1号の上程、委員会付託

○議長（大澤径子議員） 追加日程第11、請願第1号 障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める請願書を議題といたします。

請願第1号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認め、請願第1号は総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



◎請願第2号の上程、委員会付託

○議長（大澤径子議員） 追加日程第12、請願第2号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し現行保育制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

請願第2号については、総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認め、請願第2号は総務教育厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第13、請願第3号 公的年金切り下げに反対し、拡充する意見書提出を求める請願を議題といたします。

朗読を省略して、紹介議員に請願内容の説明を求めます。

3番、常山知子議員。

〔3番 常山知子議員登壇〕

○3番（常山知子議員） 3番、常山知子です。

件名

公的年金切り下げに反対し、拡充する意見書提出を求める請願。

請願の趣旨

貴議会が年金受給者の生活を守るため、公的年金等の切り下げ等に反対し、拡充する意見書を国会及び政府に提出することを採択していただくよう請願します。

- 1) 高齢者の命綱である年金支給額の切り下げはやめてください。
- 2) 年金支給開始年齢のさらなる引き上げはしないでください。
- 3) 無年金・低年金者に対する緊急の救済措置を講じてください。

3、理由

野田政権は、2013年4月、公的年金を物価の下落分として0.3%減額することを決定しました。そして、さらに「社会保障と税の一体改革」による年金改定で、年金支給額を2012年、ことしの10月から2014年までの3カ年で2.5%下げる法案を提出する準備をしています。具体的には、この2012年の10月から0.9%、来年の25年の4月からは0.8%、そして2014年の4月は0.8%、合計2.5%の削減を予定しております。このことは低額年金受給者の生活を圧迫するだけでなく、これは障害年金、障害者、障害児への手当、低所得者、ひとり親家庭への児童扶養手当、被爆者の医療特別手当なども同様に下げられます。地域経済にも

大きな打撃を与えるものです。国民、高齢者の生活が厳しさを増している中、政府は国民の生活の苦しみをよそに、重大な年金制度の改定を推し進めようとしています。

年金は、高齢者の生活を維持するための命綱です。単身高齢者の30%が年収100万円未満です。国民年金だけの人の44%近くの人が、受給を繰り上げて減額年金を受け取っています。今度の改定が実施されれば、高齢者は追い詰められ、孤独死などもさらにふえることが懸念されます。このような年金改定はすべきではないと切望します。

以上のようにお願いいたしますということで紹介いたします。よろしく申し上げます。

○議長（大澤径子議員） これより本請願に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本請願は、会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定しました。

お諮りいたします。請願第3号は、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより請願第3号を採決いたします。

請願第3号を採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号を採決することに決定いたしました。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時29分

再開 午後 5時29分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

訂正をいたします。請願第3号を採決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時29分

再開 午後 5時30分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案が提出されました。

内容は、先ほどの請願第3号の採択により発議として提出いたしたいというものであります。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤径子議員） 追加日程第14、発議第1号 年金支給額減額に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第1号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤径子議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、新井達男議員。

〔6番 新井達男議員登壇〕

○6番（新井達男議員） 公的年金切り下げに反対し、拡充する意見書提出を求める請願について、請願理由についてご報告いたします。

理由。野田政権は、社会保障と税の一体改革の優先課題として、年金の改革を掲げ、昨年末に大綱案を発表し、予算案の中に盛り込みました。通常国会では、法案提出を目指している「改革特例分の解消」のため、今後3年間で支給額2.5%の削減、その後マクロ経済スライドの適用で毎年0.9%を引き下げるという過酷なものです。今年度は、4月に物価下落分として0.3%、10月には3年計画の初年度分として0.9%、1年のうちに1.2%の削減が計画されています。

このことは低額年金受給者の生活を圧迫するだけでなく、児童扶養手当、障害児童福祉手当などに影響し、地域経済にも大きな打撃を与えるものとなります。国民、高齢者の生活が厳しさを増している中、政府は国民の生活の苦しみをよそに、重大な年金制度の改定を進めようとしています。

年金は、高齢者の生活を維持するための命綱です。単身で高齢者の30%が年収100万円未満です。国民年金だけの人の44%近くの人が受給を繰り上げて減額年金を受け取っています。今度の改定が実施されれば、高齢者は追い詰められ、孤独死などもさらにふえることが懸念されます。

このような年金改定はすべきではないと切望します。

この件に関しては、紹介議員であります常山議員がおりますので、あと補足説明がありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤径子議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎意見書の審査

○議長（大澤径子議員） 追加日程第15、意見の審査を行います。

本定例会に提出された意見書は1件で、お手元にご配付いたしました意見書一覧表のとおりであります。



◎意見書第1号の上程、報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第16、意見書第1号 日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の決議についてを議題といたします。

意見書第1号については、議会運営委員会に諮り、意見を聞いた後、議長権限において議長預かりといたしましたので、ご報告いたします。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤径子議員） 追加日程第17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時39分

再開 午後 5時40分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎諸般の報告

○議長（大澤径子議員） 追加日程第18、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

12月22日、秩父地域議長の第3回定例会が小鹿野町役場会議室で開催され、前正副議長が出席いたしました。

26日には、第12回ちちぶ定住自立圏推進委員会が長瀨町役場会議室で開催され、前議長が出席いたしました。

月が変わりまして、1月7日に実施された秩父消防本部の出初め式に前正副議長が出席いたしました。

16日には、埼玉県知事公館で開催された県と市議会議長会、町村議会議長会との新年懇談会に、17日には農園ホテルで開催されたちちぶ農業協同組合の新年祝賀会に、前議長が出席いたしました。

1月19日に実施された秩父地域議長会主催の春日部市・東部地域振興ふれあい拠点施設及び越谷市議会の視察研修会に、前議長と事務局長が出席いたしました。

27日には、ホテル美やまで開催された秩父青年会議所の新年会に前議長が出席いたしました。

月が変わりまして、2月15日開催の埼玉県町村議長会正副議長・事務局長合同研修会に、前正副議長、事務局長が出席いたしました。

月が変わりまして、3月1日、埼玉県町村議長会主催の平成23年度定期総会及び自治功労表彰式において、町村議会議員として15年以上在職し功労のあった者により、四方田実議員が全国町村議会議長会自治功労表彰を、前議員の高橋富美子氏と持田欣教氏が、町村議会議員として15年以上在職並びに功労のあった者により、埼玉県町村議会議長会及び全国町村議会議長会自治功労表彰を受賞されましたので、報告するとともにお祝い申し上げます。

監査委員から、随時監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

執行部において、行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

〔「議長、ちょっと休憩」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時44分

再開 午後 5時46分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 諸報告を申し上げます。

12月以降執行した入札の結果及び第5期皆野町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画をあわせてご配付いたしましたので、ごらんいただきますようお願いいたしまして報告にかえさせていただきます。
以上でございます。

○議長（大澤径子議員） 執行部からの報告が終わりました。
これをもって諸般の報告を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午後 5時46分

再開 午後 5時46分

○議長（大澤径子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤径子議員） ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。

◇

◎閉会について

○議長（大澤径子議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤径子議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤径子議員） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第1回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年 月 日

臨時議長 大野喜明

議長 大澤径子

署名議員 小杉修一

署名議員 宮前司